

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月29日
【中間会計期間】	2025年度中 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
【会社名】	フランス相互信用連合銀行 (BF CM) (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 (Chief Executive Officer) エリック・シャルペンティエール (Éric Charpentier)
【本店の所在の場所】	フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリックーギヨーム・ライフアイゼン4 (4 rue Frédéric-Guillaume Raiffeisen - 67000 Strasbourg, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 犬 島 伸 能
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 今 野 恵一朗 弁護士 早 瀬 雄 大 弁護士 丹 羽 智 也
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

注

1. 本書に別段の記載がある場合を除き、本書における「ユーロ」及び「EUR」とは、フランス共和国を含む特定の欧州連合加盟国の法定通貨を意味する。株式会社三菱UFJ銀行が提示した2025年8月15日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値は1ユーロ=172.01円であった。本書において記載されているユーロ金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。
2. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。
3. 将来予測に関する記述
本書に含まれる記載は、将来予測に関する記述を含んでいる。「信じている」、「意図している」、「予想している」、「考えている」、「見積もっている」、「予測している」、「～の可能性がある」、「計画している」、「～であろう」、「企図している」、「期待している」、「目的としている」、「将来」及び「～に違いない」といった用語並びに類似の表現は、見通しの記載を明確にすることを意図しており、これらの記載は将来の事象に関する当半期末現在の当行の予想及び仮定に基づくものである。
これらの記載は実際の結果がかかる記載において明示又は黙示されたものと異なることとなるようなリスク、不確実性その他の要因を伴うものである。
4. 本書において以下の表現は、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、以下に記載する意味を有する。

定義

「当行」、「発行会社」又は「BFCM」とは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル (Crédit Mutuel Alliance Fédérale) 内の持株会社であるフランス相互信用連合銀行 (BFCM) (Banque Fédérative du Crédit Mutuel) のことである。

「BFCMグループ」とは、BFCM及びその子会社を意味する。2025年6月30日現在、BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の持株会社である。

「クレディ・ミュチュエル・グループ」とは、ネットワークの統括機関であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル (Confédération Nationale du Crédit Mutuel) (CNCM) の下に参集しているクレディ・ミュチュエル・アグリコル・エ・ルーラル (Crédit Mutuel Agricole et Rural) の連合体及び18の地域連合体からなる4つの地域グループである。「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」はその中でも最も重要なグループである。

「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」(旧「クレディ・ミュチュエル・CM11グループ」)とは、BFCMの連結範囲並びにクレディ・ミュチュエルの地元共同銀行、クレディ・ミュチュエルの14の連合体及びケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル (Caisse Fédérale de Crédit Mutuel) で構成される相互銀行部門のことを意味する。クレディ・ミュチュエルの14の連合体とは、クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ (Crédit Mutuel Centre Est Europe)、クレディ・ミュチュエル・シュデスト (Crédit Mutuel Sud-Est)、クレディ・ミュチュエル・イル・ド・フランス (Crédit Mutuel Île-de-France)、クレディ・ミュチュエル・サヴォワ・モン・ブラン (Crédit Mutuel Savoie-Mont Blanc)、クレディ・ミュチュエル・ミディ・アトランティック (Crédit Mutuel Midi-Atlantique)、クレディ・ミュチュエル・ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト (Crédit Mutuel Loire-Atlantique et Centre Ouest)、クレディ・ミュチュエル・デュ・サントル (Crédit Mutuel du Centre)、クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ (Crédit Mutuel Normandie)、クレディ・ミュチュエル・ドフィネー・ヴィヴァレ (Crédit Mutuel Dauphiné-Vivarais)、クレディ・ミュチュエル・メディテラネ (Crédit Mutuel Méditerranéen)、クレディ・ミュチュエル・アンジュー (Crédit Mutuel Anjou)、クレディ・ミュチュエル・マッシフ・セントラル (Crédit Mutuel Massif Central)、クレディ・ミュチュエル・アンティール・ギューイアンヌ (Crédit Mutuel Antilles-Guyane) 及びクレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ (Crédit Mutuel Nord Europe) をいう。

「CFCM」とは、フランス、ストラスブールのケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエルを意味し、BFCMの91.54%を所有する。

「FCM」とは、フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル（Fédération du Crédit Mutuel）を意味する。FCMは連合体内の全てのCCMが加盟を義務づけられている団体であり、連合体の主要な方針及び戦略を決定する方針決定組織であり、またCCMの代表及び支配を体系化するものである。

「CIC」とは、BFCMの子会社である、クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル（Crédit Industriel et Commercial）を意味する。

「CCM」とは、ケス・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisses de Crédit Mutuel）を意味する。

「CRCM」とは、ケス・レジオナル・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisse Régionale de Crédit Mutuel）を意味する。

第一部 【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2025年6月30日提出のBFCMの有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）の「第一部 企業情報／第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

以下は経営成績の概要であり、「第一部 企業情報／第６ 経理の状況／１ 中間財務書類」に記載の当行の中間連結財務情報と併せて参照すべきものである。

BFCMグループ（連結ベース）

資産－IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2025年 6月30日	2024年 6月30日	2023年 6月30日	2024年 12月31日	2023年 12月31日
現金及び中央銀行への預け金	75,012	89,527	105,723	86,190	97,074
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	41,077	40,318	32,064	39,653	33,188
その他の包括利益 を通じて公正 価値で測定する 金融資産	46,814	40,731	35,291	44,421	36,922
償却原価で測定 する金融機関等 への貸出金及び 債権	61,836	62,355	60,737	61,897	63,456
償却原価で測定 する顧客への貸 出金及び債権	343,888	337,790	327,915	342,285	336,388
未収還付税	780	949	759	1,002	1,076
繰延税金資産	858	914	843	1,005	852
経過勘定及び その他の資産	7,077	9,642	9,688	8,682	7,580
資産合計	732,747	728,428	716,370	734,840	719,492

2023年1月1日から、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、IFRS第17号「保険契約」をグループ単位で適用し、またIFRS第9号「金融商品」を保険事業体に適用している。

ヘッジ・デリバティブに関するIAS第32号に準拠するため、2023年12月31日に以下の調整を行った。

2023年12月31日現在の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（当初33,188百万ユーロ）は、39百万ユーロ減額して33,149百万ユーロに調整された。

2023年12月31日現在の償却原価で測定する金融機関等への貸出金及び債権（当初62,878百万ユーロ）は、578百万ユーロ増額して63,456百万ユーロに調整された。

負債及び株主資本－IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2025年 6月30日	2024年 6月30日	2023年 6月30日	2024年 12月31日	2023年 12月31日
中央銀行からの 預り金	15	31	303	18	31
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融負債	26,847	24,964	20,687	26,643	17,939
償却原価で測定 する金融機関等 に対する債務	50,404	48,730	66,314	46,031	59,280
償却原価で測定 する顧客に対す る債務	287,627	290,913	282,153	295,099	299,302
償却原価で測定 する負債証券	158,853	161,008	150,418	163,710	150,276
未払税金	425	452	361	450	532
繰延税金負債	478	452	413	481	453
未払勘定及びそ の他の負債	12,010	16,747	15,384	12,671	10,934
発行済保険契約 負債	129,868	121,374	115,847	125,195	119,526
引当金	3,285	2,743	2,471	2,913	2,740
償却原価で測定 する劣後債	13,593	12,675	11,609	13,180	12,003
株主資本合計	46,698	43,732	40,495	45,203	42,079
負債及び株主資 本合計	732,747	728,428	716,370	734,840	719,492

2023年1月1日から、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、IFRS第17号「保険契約」をグループ単位で適用し、またIFRS第9号「金融商品」を保険事業体に適用している。

2024年12月31日現在、CICロンドンにより2,030百万ポンド（2,448百万ユーロ）の「償却原価で測定する負債証券」から「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」への組替えが行われた。

損益計算書－IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2025年 6月30日	2024年 6月30日	2023年 6月30日	2024年 12月31日	2023年 12月31日
純収益	6,549	6,178	5,947	12,370	11,808
営業総利益／（損 失）	3,144	2,970	2,851	6,103	5,751
営業利益	2,363	2,171	2,248	4,296	4,472
税引前利益／（損 失）	2,402	2,210	2,273	4,338	4,525
法人税	-764	-496	-595	-926	-1,180
当期純利益	1,638	1,714	1,678	3,412	3,345
当期純利益 - 非支 配持分	191	189	180	397	343
グループに帰属す る当期純利益	1,447	1,524	1,498	3,015	3,002

2023年1月1日から、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、IFRS第17号「保険契約」をグループ単位で適用し、またIFRS第9号「金融商品」を保険事業体に適用している。

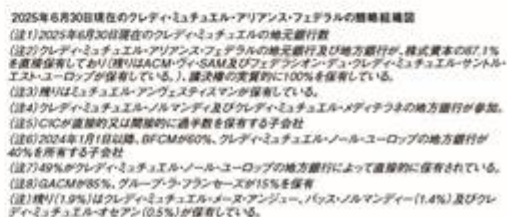
2【事業の内容】

有価証券報告書の「第一部 企業情報／第2 企業の概況／3 事業の内容」に記載されている内容については、以下に記載の事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

1.1 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの組織

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの組織は、協同組合銀行としての地位と、顧客及び会員に最も近い地域での立ち位置を反映している。

地域的なネットワークは、地元、地方、国の各段階において、従業員と選任された構成員のより深い関与を促進し、顧客及び構成員に対する高い対応力と優れたサービスを保証する。これにより、意思決定の迅速化、リスクの適切な分散、品質管理が可能となる。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの各階層は、補完性の原則に基づいて運営されている。すなわち、構成員に最も近いレベルである地元銀行は真の地域プレイヤーとして機能し、その他の階層は地元銀行が単独で担えない任務を遂行する。



1.2 2025年度上半期の事象

2025年3月

ドイツの銀行オルデンブルクランデスバンク（OLB）の買収⁽¹⁾

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、子会社タルゴ・ドイチュラント・GmbH（タルゴバンク）を通じてドイツのオルデンブルクランデスバンク（OLB）の全株式を取得する契約を締結し、欧州における銀行・保険複合モデル展開の目標において重要な節目を迎えた。本取引の完了は、規制当局、特に欧州中央銀行（ECB）及び欧州委員会の承認を条件とする。

この取引は、親会社をモデルとしたドイツにおける総合バンカシュアランス事業者としてのタルゴバンクの地位を加速させるものとなる。統合後の組織は資産規模でドイツ第10位の銀行となり、中小企業向け融資とリテール・バンキングの両分野を網羅する総合金融機関として機能する。

タルゴバンクによるOLBの買収は、2026年にACMドイツとの提携を開始するにあたり、ドイツにおける総合バンカシュアランス事業者としての変革を加速させる。住宅ローン事業の急速な成長が見込まれるほか、中小企業・中堅企業市場、ウェルスマネジメント、特定融資分野におけるタルゴバンクの地位が強化される可能性がある。

(1) 2025年3月20日付プレスリリースを参照のこと。

<https://www.creditmutuel.fr/fr/alliancefederale/presse/communiqués-de-presse/acquisition-banque-olb.html>

2025年4月

ミッションを有する企業（entreprise a mission）に向けた新たな取り組み⁽¹⁾

初のミッションを有する企業（entreprise a mission）である銀行として、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは2020年末に企業目的に5つの使命を明記し、2022年より適用される15の取り組みを通じて日常業務を導いている。2025年4月、これらの初期の取り組みは20の新たな取り組みへと移行し、現在の課題に沿ったテーマでミッションを有する企業（entreprise a mission）としての企業のダイナミクスを強化している。

(1) クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのウェブサイト参照のこと。

<https://www.creditmutuel.fr/fr/alliancefederale/entreprise-a-mission/nos-missions.html>

2025年6月

クレディ・ミュチュエル・アリアンス、ドイツで保険事業に参入⁽¹⁾

アシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエルのドイツ子会社であるACMドイツは、2026年1月1日よりタルゴバンク銀行のネットワークを通じて自社商品を販売する許可をドイツ連邦金融監督庁（BaFin）から取得した。また、2025年7月1日から移行期間が設けられている。

2つのデータセンターの開設⁽²⁾

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、6月にブルゴーニュ地方で開業した2つのデータセンターに230百万ユーロを投資した。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、この投資を通じて、技術主権、運用効率、データの安全性を支えるための投資戦略を実証している。

(1) 2025年7月2日付プレスリリース参照のこと。

https://cdnwmsi.e-i.com/SITW/wm/global/1.0.0/corporate/communiqués/cmaf-assureur-Allemagne/02_07_2025_CP_CMAF-devient-assureur-en-Allemagne.pdf

(2) 2025年7月8日付プレスリリース参照のこと。

<https://www.creditmutuel.fr/fr/alliancefederale/presse/communiqués-de-presse/nouveaux-datacenters-bourgogne.html>

3【関係会社の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報／第2 企業の概況／4 関係会社の状況」に記載されている内容については、以下に下線で示した箇所を除き、当該半期中において本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

BFCMの親会社

2025年6月30日現在、BFCMは、以下の親会社を有している。親会社の詳細は、以下のとおりである。
2025年6月30日現在

親会社の名称	設立場所及び事業場所	資本金 (千ユーロ)	主要な事業の内容	親会社が保有するBFCM における議決権の割合 (%)	BFCMとの 関係
CFCM	ストラスブール、フランス	5,458,531	銀行業	91.54	ダニエル・パール氏が取締役会会長を務める
ケス・ロカル・ド・クレディ・ミュチュエル FCM CEE、FCM SE、FCM IdF、FCM SMB、FCM MA、FCM C、FCM DV、FCM LACO、FCM M、FCM N、FCM A、FCM AG、FCM MC、FCM NEのメンバー	サントル・エスト・ユーロップ、シュデスト、イルドーフランス、サヴォワールモン・プラン、ミディエアトランティック、サントル、ドフィネーヴィヴァレ、ロワールアトランティック・サントル・ウエスト、メディテラネ、ノルマンディ、アンジュー、アンティーユ・ギューヤンヌ、マッシフ・サントラル及びノール・ユーロップ、フランス	—	リテール・バンキング	0.20	クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・ド・クレディ・ミュチュエル・シュデスト	シュデスト、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.19	ジェラルド・コルモルシュ氏が会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
フェデラシオン・ドゥ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ	サントル・エスト、フランス	—	銀行業	0.00	ダニエル・パール氏が取締役会会長を務める

ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ イルドーフランス	イルドーフ ランス、フラ ンス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.48	ルネ・カレル氏が会 長を務める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ サヴォワーマン・ブラン	サヴォワーマ ン・ブラン、 フランス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.00	ジャン・ルイ・メー トル氏が会長を務め る クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ ミディーアトランティッ ク	ミディーアト ランティッ ク、フランス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.08	ニコラ・アペール氏 が取締役会会長を務 める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ロ ワールーアトランティッ ク・エ・サントル・ウエ スト	ロワールーア トランティッ ク・エ・サン トル・ウエス ト、フランス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	2.19	アラン・ボイ氏が取 締役会会長を務める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・フェデラル・クレ ディ・ミュチュエル・ メヌ・アンジュー・ エ・バス・ノルマンディ	メヌ・アン ジュー・バ ス・ノルマン ディ、フラン ス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	1.37	BFCMと当該親会社は IT及び保険契約を締 結している <u>ファブリス・</u> <u>シコ氏がCEOを務める</u>
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・サ ントル	サントル、フ ランス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.92	ダミエン・リーヴェ ンス氏が取締役会会 長を務める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ノ ルマンディ	ノルマン ディ、フラン ス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.37	フィリップ・ガリエ ンヌ氏が取締役会会 長を務める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ア ンジュー	アンジュー、 フランス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.53	フィリップ・タフ ロー氏が取締役会会 長を務める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ア ンティーユ・ギューヤン ヌ	アンティーユ ・ギューヤン ヌ	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.01	バトリック・オッ シュ氏が取締役会会 長を務める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・メ ディテラネ	メディテラ ネ、フランス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.23	ベルナール・ダルビ エ氏が取締役会会長 を務める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する

ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ド フィネーヴィヴァレ	ドフィネー ヴィヴァレ、 ヴァランス、 フランス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.02	ティエリー・ルブレ 氏が取締役会会長を 務める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ ノール・ユーロップ	ノール、フラ ンス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	1.33	ルク・ワイナン氏が 取締役会会長を務め る 2022年1月1日から クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレ ディ・ミュチュエル・ マッシフ・サントラル	サントル、フ ランス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.00	フレデリック・ラン ション氏が取締役会 会長を務める クレディ・ミュチュ エル・アリアンス・ フェデラルに属する
ケス・フェデラル・クレ ディ・ミュチュエル・オ セアン	シュド・ブル ターニュ、フ ランス	変動資本を 有する共同 組合	銀行業	0.52	BFCMと当該親会社は IT及び保険契約を締 結している <u>マルティーヌ・ガイ ユ氏が取締役会会長 を務める</u>

4【従業員の状況】

(1) BFCMグループの状況（連結ベース）

2025年6月30日現在

事業分野	従業員数（名）
リテール・バンキング	29,098
保険	3,618
コーポレート・バンキング及び資本市場	941
アセット・マネジメント及びプライベート・バンキング	3,211
プライベート・エクイティ	185
テクノロジー、ロジスティクス及びメディア	9,937

（注）上記の数は当期末における従業員の総数である。

(2) BFCMの状況（非連結ベース）

2025年6月30日現在

従業員数（注）
96名

（注）上記の数は当半期末における従業員の総数である。

(3) 労働組合との関係

2025年6月30日に終了した最近の1事業年度の間に、BFCMの連結範囲の従業員数に著しい増減はなかった。BFCMの連結範囲においては、従業員又は労働組合との間に特記すべき事項はない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

有価証券報告書の「第一部 企業情報／第3 事業の状況／1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている内容については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

2【事業等のリスク】

以下に記載のあるリスク要因は、BFCMより発行されるサムライ債への投資についてのBFCMの考える主要なリスクであるが、本社債の元利金又は本社債に関する元利金はその他の理由で支払不能になることがある。BFCMは、以下の記載が本社債の保有に関するリスクを完全に網羅しているとは表明していない。

本社債の購入を検討している投資家は自身の財政状況及び投資目的、本書に記載のある全ての情報並びに特に以下に記載のリスク要因を踏まえ慎重に検討した上で投資の判断をするべきである。

BFCMは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの子会社である。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、相互銀行グループであり、クレディ・ミュチュエルの14連合体（サントル・エスト・ユーロップ、シュDEST、イルドーフランス、サヴォワールモン・ブラン、ミディエートランティック、ロワールアトランティック・エ・サントル・ウエスト、サントル、ノルマンディ、ドフィネーヴィヴァレ、メディテラネ、アンジュー、マシフ・サントラル、アンティユーギューヤンヌ及びノール・ユーロップ）のメンバーであるクレディ・ミュチュエル地元銀行が含まれている。

BFCMグループ全体は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに含まれている。同様に、BFCMグループは事実上、クレディ・ミュチュエルの14連合体が負担するリスクを含むクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが負担するリスクと同じリスクに晒されている。

リスク要因（EU OVA）

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、クレディ・ミュチュエルの銀行、連合体及びBFCMで構成される「規制関連範囲」並びにBFCM及びその全ての子会社で構成される「BFCMの連結範囲」が含まれる。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、そのリテール・バンキング、保険、コーポレート・バンキング、資本市場、プライベート・バンキング及びプライベート・エクイティ業務に関連する多くのリスクに晒されている。グループは、その業務に関連するリスクを特定し、測定するためのプロセスを採用している。このプロセスにより、グループは、少なくとも年に1回は最も重大なリスクをマッピングすることができる。リスク・マッピングは、グループの取締役会による承認を得るために提出される。

下記は、グループのリスクに重大な影響を与え得る主要な要因である。主要なリスクは、各カテゴリー内の冒頭に記載されている。

1. グループの銀行業務に関する信用リスク

1.1 信用リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルにより、その主要なリスクは信用リスクである。総エクスポージャー（オン・バランスシート、オフ・バランスシート、デリバティブ及びレポ取引）は、そのほぼ全てが信用リスクに晒されており、その金額は2025年6月30日現在9,350億ユーロである。

カウンターパーティーの種類別のエクスポージャーの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報／第5 提出会社の状況／3 コーポレート・ガバナンスの状況等／（1）コーポレート・ガバナンスの概要／① コーポレート・ガバナンスの状況」の「表32：正常及び不良エクスポージャー並びに関連する引当金（EU CR1）」及び「表28：非金融企業（業界別）に付与された貸出金及び前渡金の信用度（EU CQ5）」を参照のこと。

そのエクスポージャー構造が要因となり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは経済環境の悪化の影響を強く受けやすい。したがって、経済情勢が予想以上に急激に悪化した場合、グループの信用リスク・エクスポージャーに以下に記載する4種類の重大な影響を及ぼす可能性がある。

- a. 2020年以降、相次ぐ危機（新型コロナウイルス、ロシア・ウクライナ間の紛争、エネルギー危機、気候危機、政治危機、最近では米国の関税問題）により、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが主要市場とする2つの市場であるフランスとドイツでは、企業の債務不履行が急増している。危機の拡大と特に米国の関税の潜在的な影響により、カウンターパーティーによる契約上の義務の不履行に関連した**債務不履行が増加する可能性があり、この場合、損益計算書における引当金の大幅な増加が必要となる**。その結果、2025年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの不良債権及び係争債権の比率は、3.3%であった（2024年12月31日現在は3.2%、2023年度末は2.8%）。2025年6月30日現在の貸出金総残高に対するリスク費用総額の比率は、0.32%であった（2024年度末現在は0.38%）。2025年6月30日現在、グループは、正常貸出金及び不良債権の引当金のバッファとして、115億ユーロ（2024年度末は111億ユーロ、2023年度末は101億ユーロ）を計上しているが、充分ではない可能性がある。
- b. 不動産貸出金は主にフランス国内におけるものであり、引き続き顧客貸出金残高（純額）の50%を占め、2,636億ユーロ（2024年12月31日現在は2,644億ユーロ）であった。
断熱性能の低い住宅に関する規制の発効と気候リスクの増大（洪水の頻発等）を背景に、担保として差し入れられた資産の価値が悪影響を受け、返済困難時に貸出金の元本及び利息の額をカバーするには小さすぎる可能性があり、その場合、多額の追加引当金が必要となる。ネットワークの住宅ローンにおけるリスク費用は、2025年6月30日現在貸付残高の0.03%（2023年度は0.01%、2024年度は0.02%）であった。過去の危機時には0.10%に達したこともある。
- c. **グループの最大顧客の1つ又はそれ以上が債務不履行に陥った場合、グループの収益性が悪影響を受ける可能性がある**。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、主にフランスにおいて、国家、銀行又は大企業グループに対して比較的高い単一のエクスポージャーを有しており、これらの一部は政府支援策（すなわち、政府保証融資）から恩恵を受けている。これらのカウンターパーティーは、主に変動金利で借入を行っているため、金利の上昇や経済環境の悪化による影響を受け、返済が困難になる可能性がある。国家及び類似機関等（2025年6月30日現在の総エクスポージャーは1,710億ユーロ）については、グループは主にフランス（1,300億ユーロ）（主にユーロ・システムの加盟銀行であるフランス銀行（Banque de France）（590億ユーロ））及びフランス預金供託公庫（Caisse des dépôts et consignations）のリスク（530億ユーロ。規制貯蓄口座預金の集中化制度により、フランスにおいてソブリン・リスクとみなされている。）のエクスポージャーに晒されている。国家及び類似機関等以外では、2025年6月30日現在、300百万ユーロを上回るオン・バランスシート及びオフ・バランスシート上の単一のエクスポージャーは、銀行に関してはカウンターパーティー9行で62億ユーロ、企業に関してはカウンターパーティー66社で約440億ユーロであった。これらのカウンターパーティーのうち複数が同時に格下げ又は債務不履行となる可能性は排除できず、その場合、グループの収益性に悪影響が及ぶと考えられる。
- d. **支払能力比率の分母を構成する加重リスク資産の増加**。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の信用リスクの合計エクスポージャーの63%には内部格付に依存しており、かかる格付の質は、バーゼルIII方式に基づく信用リスク関連資本要件の計算結果や、その結果として、グループの支払能力比率に影響を及ぼす。したがって、経済状況の急激な悪化によるポートフォリオの全部又は一部の格付の低下は、グループの支払能力比率の低下をもたらすと考えられる。

1.2 保険業務に関するリスク

バンカシュアランス業者として、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、金融コングロマリットの監督に関する指令2002/87/ECに基づく追加的な監督の対象となっている。

グループの保険子会社であるグループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル（GACM）は、主にグループの銀行ネットワークを通じて生命保険・損害保険商品を販売し、同ネットワークに対して手数料を支払っている。

グループにおける保険事業の比重から判断すると、同事業が急速に悪化した場合、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益性及び支払能力に影響を及ぼす可能性が高い。

保険業務に関する主要なリスクは、以下のとおりである。

a. 引受リスク

引受リスクは、貯蓄保険、退職保険、貸付保険、積立保険、損害保険、医療保険に関係するものである。事業によって、さまざまなリスクが対象となり得る。

- ・ 生命保険引受リスク：死亡率、解約、寿命、大災害、費用、改定、能力喪失／障がい

- ・ 損害保険引受リスク：請求の過小評価、大災害及び解約
- ・ 健康保険引受リスク：能力喪失／障がい、長寿、医療費／入院、解約、死亡、大災害、費用及び改定

GACMの管理するポートフォリオは主に個人で構成されるため、リスクの集中度は低い。

これらのリスクは全て、価格設定と引当リスク管理プロセス、及び引受損失が株主資本に及ぼす影響を限定することによってGACMの事業体の収益及び支払能力を保護するように設計された再保険プログラムを通じてきめ細かく管理されている。

上記の保険引受リスクは、事業体別及び事業分野別にモニターされている。

各事業部門の保険金請求の水準は、様々な技術的指標（新規契約高、解約率、保険金対保険料率、保険金請求頻度等）と同様にモニターされている。

GACMの生命保険事業体の貯蓄ポートフォリオも、その残高の内訳及び出入金の両面から定期的にモニターされている。

b. 市場リスク

市場リスクとは、ポートフォリオを構成する金融商品の価格及び利回りの変動から生じ得る損失のリスクのことである。

保険市場リスクは、株式市場の下落、スプレッド、金利の上昇又は低下、流動性、不動産、インフレ、集中、外国為替等、さまざまなリスクで構成されている。

市場リスクは、限度額制度や資産分散ルールを通じてきめ細かく管理されている。リスク管理方針には以下も含まれる。

- ・ 主要なものと考えられる一定の金融リスク（金利リスク、株式リスク、信用リスク等）の個別管理
- ・ これらのリスクの同時発生から事業体を保護することを目的とした、リスクの全体的分析

GACMに影響を及ぼす主な市場リスクは、以下のとおりである。

株式リスク

株式や類似資産の価値の下落は保険会社の財務諸表、バランスシート及び支払能力に影響を及ぼす可能性がある。

株式リスクは、株式の損益分岐点等、さまざまな指標を用いてモニタリングしている。

金利リスク

貯蓄・退職保険事業にとって金利リスクとは、上昇リスク（金利の慣性力により、保険会社が支払う料率が市場水準を下回り、解約につながる可能性）、又は低下リスク（資産利回りの低下により、保険会社が最低保証料率を支払えなくなる可能性）である。

高水準の剰余参加条項（PPE）により、金利上昇リスクへのエクスポージャーは軽減されている。

スプレッド・リスク

スプレッド・リスクとは、発行体が債務不履行に陥り、債務を返済できなくなるリスクのことである。このリスクは、債券ポートフォリオが政府発行体と民間発行体で十分に分散しており、信用度も高いため、依然として限定的である。

スプレッド・リスクは、限度額制度及びカウンターパーティー（又は再保険会社）の選定に関する一連のルールによって管理されている。

c. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、以下に起因する不備又は不履行から生じる損失のリスクである。

- ・ 内部手続の不履行
- ・ 人的要因
- ・ コンピューター・システムの不具合
- ・ 法的リスクを含む外部事象

オペレーショナル・リスクには、サイバーセキュリティ、データ品質、コンプライアンス違反及び法的リスクが含まれる。

事業継続計画が策定されている。この方針は、GACMが採用した戦略、及び重大インシデント発生時に実施される危機管理システムを記述したものである。

GACMには、事業継続計画（BCP）と、ユーローアンフォルマシオンがテストした災害復旧計画（DRP）がある。

リスク・マッピングは、発生したリスクを特定、評価及び測定するために使用される。

サイバー・セキュリティ・リスクに関しては、GACMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリソースを利用しており、ISMS（情報セキュリティ管理システム）の認証を受けたガバナンス及びリスク低減策を実施している。

データの品質に関しては、GACMは厳格な方針を定め、ガバナンス、フロー・マッピング、辞書、及び管理・報告システムを定めている。

最後に、コンプライアンス違反のリスクを管理するため、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのコンプライアンス部及び協力関係にある子会社と連携し、主要なコンプライアンス機能の周辺に組織を設置し、各事業部門に対応するネットワークを設けている。

d. サステナビリティ・リスク

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会又はガバナンス（ESG）上の事象や状況であって、発生時にGACMの業績や評判に、実際又は潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性があるものを指す。

GACMは、主に損害保険事業と資産ポートフォリオを通じてサステナビリティ・リスクに晒されている。

グループは、定期的に更新されるESG方針を有しており、同方針によってグループの資産に係るサステナビリティ・リスク及び自らの投資が及ぼす環境への影響又は社会への影響を考慮することができる。

環境への影響又は社会への影響の大きい一定の活動へのエクスポージャーや支援を制限するため、GACMは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの方針に合わせた野心的なセクター別方針を適用している。

さらに、GACMは、2030年までに直接保有する企業の株式及び社債で構成される投資ポートフォリオによるカーボンフットプリントを削減することを約束している。

最後に、GACMの株主エンゲージメント方針では、GACMが投資先企業においてどのように株主権を行使する意向であるかを定めている。

2. グループの活動及びマクロ経済環境に関する財務リスク

財務リスクとは、市況の変化が流動性リスク、金利リスク及び市場リスクに及ぼす影響に関連したリスクである。

2.1 流動性リスク

流動性リスクとは、金融機関が何時でも合理的な価格でコミットメントを履行できる能力をいう。そのため、短期的、中期的及び長期的な財源の不足により、現金の純流出を吸収できない金融機関は、流動性リスクに晒される。

流動性リスクは、いつでも顕在化し、複数の要因に反応する可能性があり、そのため適切で差別化された管理が必要である。

流動性リスクに関連する主なリスク要因は、以下のとおりである。

a. 流動性の急激かつ大量の流出

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、その原因が顧客との関係（預金の流出、オフ・バランスシートにおける顧客コミットメントからの引き出し）であるか、又は市場活動（評価の変動に連動したマージンコールによる資金流出、追加担保差入義務等）であるかにかかわらず、流動性の大量かつ急激の流出に対応できなければならない。このリスクをカバーするため、グループは、欧州中央銀行を中心とする中央銀行への預け金並びに中央銀行によるリファイナンスの対象となる有価証券及び債権から構成される流動性準備金を有している。この準備金の金額は、2025年6月30日現在1,474億ユーロである。この短期的なリスクは、LCRを用いて管理されているが、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの2025年度の平均水準は165%であり、これは規制上の最低要件を平均で416億ユーロ上回っている。

b. 商業的行き詰まりの不均衡な展開

ユニバーサル・バンクとして、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは融資市場及び貯蓄市場の両方で活発に業務を行っている。グループの預貸率が100%を超えているため、構造的には借り手であり、バランスシートのバランスをとるために市場リファイナンスを利用している。預貸率の上昇、ひいては商業的行き詰まりの増大により流動性リスクに対するエクスポージャーが拡大する。

リスク選好に沿った預貸率の監視・監督により、グループは流動性リスクへのエクスポージャーを管理している。近年実施された預金獲得策により、グループは当該比率を管理閾値付近で維持する

ことが可能となった。ただし、現在の激しい競争環境下において、グループは引き続き努力を重ね、顧客に対して魅力的で競争力のある商品を提供し続ける必要がある点に留意すべきである（2025年初頭に一般向けに提供された好条件の定期預金等）。

c. 金利変動がバランスシート構造に対して及ぼす影響

2022年及び2023年にECBが実施した急速かつ大規模な利上げは、銀行が負債の歪みリスクに晒されていることを示している。預金の保護は、特に定期預金口座の価格設定の大幅な変更によって実現された。また、当座預金口座と定期預金口座の間の選択が行われ、これによりバランスシートの流動性への転換が増加した。

現在の低金利環境下では、貸出金組成も活発化すると予想され、これにより資産の平均満期が延び、銀行のバランスシートの流動化が強化されることになる。

バランスシート上の主要な資金調達源として、2022年末以降、銀行預金の動向が注視されており、市場金利や予想の変化を反映した価格の調整は、残額の綿密なモニタリングにより行われている。

d. 市場リファイナンスの利用可能性の低下

グループの主要発行会社であるBFCMは、短期及び中長期の発行プログラムを実施している。調達された資金は、集中管理されたリファイナンス運用に統合され、グループ子会社のニーズに応じて再配分されている。子会社のニーズは、各事業体のバーゼルIII要件との差異に基づき決定される。

地政学的な緊張及び金融セクターの不確実性により、予測不可能な市場閉鎖（ブラックアウト）が生じる可能性がある。しかしながら、米国大統領が開始した貿易戦争に関連する緊張、フランスの財政政策への懸念、不透明な地政学的状況にもかかわらず、BFCMは2025年度上半期に投資家基盤を強化し、年間目標の78%の達成率でリファイナンス計画を成功裏に完了させることができた。

e. 流動性の過度な変動

前記リスクに対する感応度を軽減するため、資産と負債の満期の適切なマッチングを確保し、バランスシートの変動を制限することが不可欠である。安定調達比率（NSFR）により、このバランスを1年の期間で監視することが可能となる。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのNSFRは、2025年3月31日現在116.5%であり、安定した余剰資金は748億ユーロであった。

f. BFCM格付の大幅な悪化

BFCMの長期（上位優先）債務の格付は、フィッチ・レーティングス（Fitch Ratings）ではAA－安定的（2025年6月17日に確認）、ムーディーズ（Moody's）ではA1安定的（2024年12月19日に確認）、S&Pグローバル・レーティング（S&P Global Ratings）（この格付機関による格付はクレディ・ミュチュエル・グループ及びその主たる発行会社に対するものである。）ではA＋安定的（2024年11月7日に確認）であった。

これらの信用格付の引き下げは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリファイナンスに影響を及ぼす可能性がある。信用度の低下により、投資上の制約を理由として一部の投資家を失う可能性があり、資金調達がより困難になるおそれがある。その結果、格下げは、リファイナンスコストの増加を引き起こし、一定の活動や相対契約において追加の担保拋出義務が発生する可能性がある。

2024年末にフランスの格下げを受けてBFCMの格付けが引き下げられたが、これはグループのリファイナンス能力に重大な影響を与えなかった。しかしながら、フランス政府が財政赤字削減策を講じない場合、当年度中に格付機関によるフランスのさらなる格下げリスクに対して警戒を怠らないことが極めて重要である。

g. 担保の不利な変動

資本市場業務の多くは、恒久的に（保証金、当初証拠金）か、又は評価の変動に応じて、担保の設定を必要とする。市場の不利な変動、格下げ（前記参照）、又は一定の市場参加者が課す制約の厳格化は、使用する流動資金を一時的又は恒久的に増加させる。

流動性準備金を構成し、中央銀行業務の目的で適格となる担保は、金融政策の実施方法の変更（ヘアカットの引き上げ、一定の資産の適格性終了（例えば、2024年12月におけるACC（追加信用債権）制度での企業の民間債権の適格性の終了）の影響を受ける可能性がある。

2.2 金利リスク

金利リスクは、金融機関が金利の不利な変動による潜在的損失に晒される場合に生じ、受取利息及び支払利息の収益性、並びに資産及び負債の評価に影響を及ぼす。このリスクは、銀行勘定で測定され、取引勘定は除外される。

金利リスクに関するリスク要因は、以下のとおりである。

a. 過度の金利変動

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、長期固定金利貸出金の組成を通じて、当然ながら金利上昇リスクに晒される。これは、顧客資金による同条件での十分な借り換えが行われていないためである。資産負債管理は、グループのリスク許容枠組みを遵守しつつ、金利スワップなどの金利ヘッジ取引を実施することで、このリスクを軽減する。

6つの規制上のシナリオに従って決定されるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのバランスシートの現在価値（EVE）の感応度は、Tier 1資本の閾値15%を下回っている。2025年6月30日現在のTier 1資本に対するEVEの感応度はマイナス7.08%であり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、利回り曲線が全体として200ベースポイント上昇した場合に影響を受けやすい。1年及び2年における純利息マージンの感応度は、複数の内部シナリオと2つの規制シナリオ（SOT NIM）に基づいて算定される。スワップの方向性を考慮すると、グループはNIIストレステストにおいて金利低下リスクに当然ながら晒される。マイナス200ベースポイントのNIM SOTは、2025年6月30日時点でTier 1資本のマイナス2.74%の感応度を示しており、これはグループが設定した閾値と規制上限の両方を遵守する水準である。

b. 市場金利の波及に対する障壁：規制金利及び高金利

市場金利の変動リスクに加え、金融政策が顧客金利に非対称的に波及するリスクがある。貸出側では、上限金利とその割引頻度に関連する制約が、市場の現実と顧客価格設定の間に歪みを生じさせることがある。例えば2022年にECBは数回にわたり急速に利上げを実施した。その結果、商業銀行は直ちに資金調達コストの上昇に直面した。一方、上限金利は数か月間据え置かれた後、徐々に再調整され、銀行のコマーシャル・マージンを急激に悪化させた。預金金利もいくつかの制約を受けている。ここ数年見られるようなマイナス金利環境下では、フランスの顧客預金は暗黙の0%下限によって保護されており、金融政策の完全な浸透が妨げられてきた。規制預金金利は政府によって様々な頻度で見直され、市場環境の変化を反映する傾向にあるその算出式が常に遵守されるとは限らない。実際、規制預金金利の設定に関する最終決定権は財務省が握っている。

2.3 市場リスク

市場リスクとは、金利、債券価格、外国為替レート及びコモディティ価格等の市場パラメーターの不利な変動から生じる価値損失のリスクである。市場リスクは、CIC・マルシェを通じた市場業務、資産負債管理業務及びグループの運用会社が実施するアセット・マネジメント業務を含む銀行の複数の事業分野に関係する。保険業務に対する市場リスクの影響については、前記の「1.2 保険事業に関わるリスク」に記載した。

資産負債管理業務に対する市場リスクの潜在的な影響は、前記のとおりである。アセット・マネジメントに係るリスクは、この事業分野が受領する手数料が、運用資金の評価（市場により決定される。）に応じて変化するという事実によるものである。

グループの資本市場業務は、以下の数種類のリスクに晒されている。

a. 経済見通しの悪化は、取引される資本証券及び負債証券の発行会社の財務的健全性を反映すると考えられる金融市場に悪影響を及ぼすこととなる。資本証券の評価額が減少し、評価のボラティリティは高まることになる。一部の市場では流動性が低下する可能性がある。長期にわたる変動（特に資産価格の下落）は、特に市場の流動性が低下する中でポジションの売却が困難になった場合に、CIC・マルシェの業務を重大な損失のリスクに晒す可能性がある。

金融市場のボラティリティは不利な影響を及ぼし、リスク資産の是正につながり、グループにとって損失が生じる可能性がある。特に、ボラティリティの水準が上がれば、グループが一部のポジションをヘッジするのが困難となり、又はそのための費用が上昇する可能性がある。

投資事業分野は、特に景気回復を見込んで、株式市場の評価が上がり、社債の発行会社の格付の質が上昇すると判断していた場合には、金融市場の厳しい環境の影響を受ける。

商業事業分野の実績も、市況の低迷から悪影響を受ける。仲介業務からの手数料は、取引評価額の低下に比例して減少する。同様に、発行市場における取引数（IPO、増資及び債券発行）が減少すれば、実質的な手数料の減少を意味する。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の第三者に代わって運用されるファンドが運

用結果で競合他社を下回る場合、顧客の資金引き出しが増加する可能性があり、その場合同業務の収益に影響が及ぶことになる。

- b. フランスでは、2025年上半期に**政情不安**が続き、第五共和政下では前例のない事態が発生した。2025年度予算が採択されず、2月初旬の新予算可決まで暫定的に2024年度予算が継続適用される事態となった。10年物フランス国債（OAT）金利は変動し、2025年3月には3.48%に達した後、6月には3.24%まで低下した。OATとドイツ国債のスプレッドは67ベースポイントから86ベースポイントの間で推移し、70ベースポイント前後で落ち着いた。

上半期中、ECBは追加利下げを3回実施し、6月11日時点でリファイナンス金利を2.15%に引き下げた。インフレ率は2%前後で安定傾向にあり、2025年の成長率見通しは0.9%となっている。

海外では、2025年上半期はドナルド・トランプによる貿易戦争の開始が特徴的であり、新たな関税の導入により中国、日本、欧州連合などの主要貿易相手国が影響を受けた。この状況はボラティリティの上昇と2025年4月の株式市場の低下を招いた。世界銀行は2025年の世界経済の成長率を2.3%に下方修正した。これは景気後退の閾値を下回る数値であり、需要の弱さと貿易ショックが要因である。中国は米国関税と不動産セクターの不振の影響で成長率が4.4%に減速した。欧州の成長率は1.0%と低調なまま、米国は1.5%と予測されている。世界のインフレ率は3.6%まで低下を続けているが、貿易摩擦によるインフレ圧力は持続している。

FRBは2025年6月、インフレ見通しが明確になるまで政策金利を4.25-4.50%で据え置き、4会合連続の据え置きとなった。2025年末までに25ベースポイントの利下げが2回実施されると予想されている。

このような状況の中で、CIC・マルシェの当上半期の純収益は前年度同期のプラス299百万ユーロからプラス331百万ユーロ、税引前利益は前年度同期のプラス159百万ユーロからプラス179百万ユーロとなった。

CIC・マルシェ部門の子会社は、低水準の市場リスクに直面している。CIC・マルシェに割り当てられている資本は695百万ユーロであり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの規制資本全体（2025年6月30日現在、679億ユーロ）の1.05%に相当する。

2025年6月30日現在、この資本は564.2百万ユーロまで使用されていた。

2025年度上半期中、トレーディング勘定のヒストリカルVaR（1日、99%）は、グループ平均で6.33百万ユーロであった。ボラティリティの上昇に伴い4月以降増加しているにもかかわらず、VaRの水準は低いままである。

2025年度のグループのトレジャリー部門の資本は前年度と同様に140百万ユーロであった。最後に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、その他全ての自己勘定業務（主に一定のグループ子会社の発展を支援する業務の一環としてUCIを伴うもの。）のために、前年度と同様に総額245百万ユーロの資本を有している。

3. グループの規制環境に関するリスク

3.1 規制・健全性環境に関するリスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの規制環境は、専らこれについて記載する項である、「第一部 企業情報／第3 事業の状況／3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析／1 2025年上半期の経済環境及び規制環境／1.2 規制環境」に記載されている。

ソルベンシー・リスクへの対応は、バーゼルⅢパッケージの欧州での法制度化を通じて行われ、2024年6月にCRD VI指令（2025年末までにフランス法で制度化される予定である。）とCRR III規則によって行われた。アウトプット・フロアは段階的に導入され、最終的に金融機関に対し、標準的手法が用いられた場合に必要とされる資本の72.5%を下回らない自己資本を保有することが、徐々に義務付けられる。したがって、全ての場合において、標準的手法に基づく必要資本も決定する必要がある。

流動性リスクに関しては、2025年6月17日付規則2025/1215（EU）が、CRR資本要件規則で定められた一定の有価証券取引に適用される純安定資金調達比率（NSFR）を規定している。当初、これらの純安定資金調達要件は2025年6月28日から引き上げられる予定であった。EBAは5年ごとに、これらの緩和された要件を維持することの妥当性を再評価し、その結果、要件の引き上げ又は引き下げが行われる可能性がある。

バーゼルⅢ「最終版」の法制度化は、**市場リスク**だけでなく、標準的手法で加重リスクが計算されることになった**オペレーショナル・リスク**にも関係する（ただし、FRTB（トレーディング勘定の抜本的見直し）の適用期限は欧州委員会によって2026年に延期された）。

オペレーショナル・リスクに関して、EBAは複数のガイドラインの見直しを通じ、規制枠組みの進化を開始している。この点に関し、2025年7月初旬にパブリックコメントによる意見募集を開始した。関連するガイダンスは、第三者サービス提供業者に関連するリスク管理、健全性規制上の連結範囲に含まれる補助サービス会社の定義、並びにESG問題とグリーンウォッシュリスクの銀行商品のガバナンス及び監督への統合に関するものである。

2024年12月末、ECBは当年度に実施した監督上の検証及び評価プロセス（SREP）の結果を公表した。これらの結果は、不安定なマクロ経済及び地政学的状況にもかかわらず、銀行の支払能力及び流動性ポジションが引き続き強固であることを示している。

欧州銀行監督機構（EBA）は2025年6月に公表した2025年春季リスク評価報告書において、経済と不動産市場の回復に有利な低金利環境を指摘する一方、不確実性を生み出す地政学的緊張の高まりが防衛資金調達のニーズを拡大させていると述べた。同報告書は、欧州銀行の市場時価総額が、2008年の金融危機や新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミック時に見られた水準に達した高いボラティリティ環境下においても、依然として高い強靭度を維持している点を強調している。

ITリスクに関しては、銀行は、ITシステム、サードパーティ・サービス、革新的テクノロジーへの業務依存度の高まりから生じる脆弱性やリスクに注意しなければならない。

2023年、欧州委員会は、効果的な業務協力、連帯、レジリエンスのために、欧州連合のサイバーセキュリティ能力を強化することを意図した複数の提案を採用した。当該提案には、サイバー連帯規制の提案とサイバーセキュリティ規制の的を絞った改正が含まれる。こうして、欧州市場におけるサイバーセキュリティの調和と強化を目的とし、指令2016/1148に代わって採択された新たなNIS 2指令が2024年下半年に発効した。

地政学的緊張によって発生可能性が高まっているサイバー脅威は、ECBの監督上の優先事項（ストレス・テスト）の一つである。2025年1月17日に発効したデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）規制は、デジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する規制の枠組みを構築するもので、金融機関は、情報通信技術に関連する重大な業務障害に耐え、対応し、回復できることを確保しなければならない。規制枠組みの変化は今後も続く予想される。実際、地政学的脅威の高まりを受け、欧州委員会は2025年3月に「準備連合」戦略を発表した。これには銀行セクターなどの戦略的部門におけるサイバーレジリエンス要件の強化が含まれる可能性がある。

デジタル資産の規制に関しては、MICAとして知られる2023年5月31日付規則（EU）2023/1114が2024年12月30日に発効した。同規制は、暗号資産の発行及び暗号資産サービスの提供に関する法的枠組みを確立するものであり、事業者の大部分を認可制度の対象とする。また、同規則は、暗号資産移転のトレーサビリティを規定し、AML/CFT及び顧客保護に関する義務を導入している。フランスでは、2025年6月13日付薬物取引防止法第2025-543号により、取引の主体及び実質的保有者を特定しない暗号資産取引について、資金洗浄の推定が定められている。

2023年12月に公布されたデータ法（2025年9月適用予定）は、データへのアクセシビリティと全ての人の利用を最適化することで、欧州連合のデータ経済を活性化させることを目的としている。金融セクターでは、欧州金融データアクセス（FIDA）規制案は、オープンな形式でのデータ共有義務を伴う規制的枠組みを確立することで、さらに一歩進んだ内容となっている。この取り組みは激しい論争の対象となっているため、どの程度の速さで、またどのような内容で完了できるかは不確かである。

2024年6月13日付人工知能に関する規則（EU）2024/1689は、EUにおける人工知能の利用に関する法的枠組みを確立するもので、人工知能の利用を希望する銀行に対し、人工知能の利用をリスク水準に応じて分類し、その利用に関連するリスクを軽減する措置を適用することを要件とする。

気候リスクとESGリスクに対する監督当局からの関心度が高まっている。欧州中央銀行（ECB）は、2025年から2027年までの健全性に関する優先事項の中で、運営戦略や気候・環境リスク管理の不備を是正するよう銀行に要請している。ESGリスク管理に関する2025年1月の欧州銀行監督機構（EBA）ガイドラインは、CRDが規定する移行計画は、他の法律（CSRD、CS 3 D、2023年6月27日の欧州委員会勧告）が要求するものとは異なるが、それにもかかわらず、それらと互換性があり、「単一かつ包括的な移行計画プロセス」を反映したものでなければならないと規定している。また、環境リスクは気候変動リスクのみに限定されるものではなく、生態系の劣化や生物多様性の損失等、その他のリスクも含まれることが明記されている。複数の法令（サステナビリティ報告に関するCSRD指令、サステナビリティ・デュー・ディリジェンス・プロセスに関するCS 3 D指令、開示に関するSFDR規制、タクソノミー規制など）の累積的適用による規制圧力は高く、欧州委員会は2025年2月、2025年下半年に最終採択が可能な「オムニバス」指令による簡素化を提案した。一方、CSRD指令の発効期限は2年、CS 3 D指令は1年延長された。簡素化措置によりCSRDのスコープから除外される企業が過度に増加した場合、金融機関が自ら

の報告義務を果たすために必要とするデータの入手可能性が低下する可能性がある。同時に、2025年2月、欧州委員会は2040年までに温室効果ガス排出量を90%削減する中間目標を設定し、2050年までにEUレベルでカーボンニュートラルを達成するという目標へのコミットメントを改めて表明した。

コンプライアンスと顧客保護に関しては、金融商品と保険運用商品の販売に関する枠組みを一新するリテール投資戦略の策定作業により、規制環境が急速に変化している。この枠組みが完成すれば、数年後には金融セクター企業の機能にも影響が及ぶと考えられる。

3.2 破綻処理制度の実施に関するリスク

規制は、フランス通貨金融法第L.511-31条において言及する対策を適用した後に、グループ及びその全ての関係会社の中心的組織であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（CNCM）が債務不履行に陥った場合又はその可能性がある場合に、重要な機能の継続性を確保し、連鎖リスクを回避し、資本を増強し、又はクレディ・ミュチュエル・グループの存続可能性を確保することを目的として、クレディ・ミュチュエル・グループに関する倒産手続を開始する権限を、破綻処理当局に与えている。これらの権限は、損害が（一定の例外はあるものの）、債権の優先順位に従って、最初に持分証券の減損又は転換によって負担された後、その他Tier 1及びTier 2資本性金融商品の保有者、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第5項においてその他Tier 1又はTier 2資本性金融商品として使用されるもの以外の劣後債権の保有者によって負担され、次に非上位優先社債権者によって負担され、最後に上位優先社債権者によって負担される形で行使されなければならない。

破綻処理当局は、発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループの破綻処理ツールを実施する広範な権限を有しており、これには、第三者若しくは承継機関への事業の全面的若しくは部分的な譲渡、当該機関の資産の分離、負債性金融商品の上場停止若しくは取引停止、規制資本性金融商品の全部若しくは一部の減損、新規持分証券の発行による規制資本性金融商品の希薄化、負債性金融商品の全部若しくは一部の減損若しくは持分証券への転換、負債性金融商品の条件の変更（支払利息の満期及び／若しくは金額の変更並びに／若しくは支払の一時的な停止を含む。）、上場及び金融商品の取引承認の停止、管理職の解任、又は特別取締役の選任等が含まれる。

発行会社は、クレディ・ミュチュエル・グループ内部の財務上の連帯メカニズムの対象となっている。債権者貸出金の全額返済が、かかる財務上の連帯メカニズムが実施されるかというリスクに晒されることに注意を払う必要がある。

緊急時計画又は連帯措置の実施が中心的組織の関係会社（発行会社を含む。）の回復を促すのに不十分な場合、又はかかる緊急時計画の実施若しくはCNCMが行う措置が、健全性要件の遵守を回復させるのに不十分であることが、客観的証拠により予め示唆される場合には、クレディ・ミュチュエル・グループの破綻処理は、全体ベースで決定される。実際に、連帯措置が実施される場合、クレディ・ミュチュエル・グループの関係会社の合併を伴う。

財政的困難が立証された期間において（すなわち、①欧州中央銀行が、連結ベースで決定されたクレディ・ミュチュエル・グループの破綻リスク（「破綻している又は破綻する可能性が高い」、すなわちFOLTF原則）について、単一破綻処理委員会に警告したとき、②単一破綻処理委員会が、規則（EU）806/2014号（「SRMR（単一破綻処理規則）」として知られている。）第18.1条に従い、又は国家連帯メカニズムに定めるとおり、連結ベースでのクレディ・ミュチュエル・グループのFOLTFを宣言した場合、③緊急時計画又はこのメカニズムの枠内でCNCMが実施した対策が、破綻しているグループの回復を促すのに十分でないとき、又は④かかる緊急時計画の実施若しくはCNCMが行う措置が、健全性要件の遵守を回復させるのに不十分であることが、客観的証拠により予め示唆される場合）、CNCMは、適宜、監督機関又は破綻処理機関の要請に従い、連帯に関連してこれらの機関が従う目的及び原則を遂行する完全な権限を有する。

財政的困難が立証された期間において、又は破綻処理の段階においては、CNCMの関係会社間の連帯関係に制限はない。

発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループについてこれらの手段及び権限を実行することにより、重大な構造的変化が生じる可能性がある。

CNCMがその全ての関係会社と合併する場合、債権者は、同順位の債権者となったCNCMの他の関係会社の債権者と競争関係となる可能性がある。事業の全部又は一部を譲渡した後に、当該債権者は、保有するローンの減損又は転換が行われなくても、残りの事業又は資産では債権者の全員又は一部が保有する請求権を十分に満たすことができない金融機関に対する債権を保有することとなる。

CNCMが破綻処理の開始時に全ての関係会社を合併していない場合、破綻処理機関は、他の破綻処理戦略（事業売却、承継機関、資産分離構造の導入など又はCNCMの全ての関係会社の組織的「ベイルイ

ン」)を検討する可能性がある。破綻処理機関が組織的「ペイルイン」を適用すれば、CNCMの関係会社の流動性並びに全ての資本性金融商品及び適格債務は、損失を相殺し、CNCMの関係会社の資本を増強するために使用される可能性がある。この場合、価値の減額措置や適格負債の転換は、裁判所の命令による清算における債権者の順位に従って行われる。「ペイルイン」は連結レベルの必要資本に基づくものだが、事業体ごとに比例ベースで適用される。つまり、同じクラスの全ての株主と債権者に対して、ネットワーク内の法的発行主体であるかにかかわらず、同じ減損・転換率が適用される。

したがって、上記の権限行使は、部分的又は全体的な資本損失のリスクに投資家をさらすことになる。

4. グループの事業運営に関するリスク

4.1 戦略及び事業リスク

2024年初頭、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、2027年度に向けた戦略計画「相互・パフォーマンス・連帯」を発表した。この計画には、収益、費用及び収益性に関する財務目標等が含まれている。これらの内部目標は、特に経済的・商業的状況に関する仮定に基づいている。不確実性と緊張という現在の状況が、これらの目標の達成をより複雑なものにしている可能性が高いことを無視することはできず、特に、本項で定めたリスク要因の一つ以上が発生した場合はなおさらである。

気候リスク及び環境リスク（物理的なものと移行期のものの両方）は、経済当事者に影響を及ぼし、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。これらのリスクは、信用リスク、オペレーショナル・リスク及び市場リスクの悪化要因となる。これらのリスクの悪化により、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが、顧客の債務不履行、コストの増加、資産価値の下落や事業分野の収益性の低下を通じて、銀行業務及び保険業務の両方において多額の損失を被る可能性がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業は、経済融資の重要な担い手として、事業展開国の政治、マクロ経済や金融環境に特に影響を受けやすい。

現在の状況は依然として不確実な経済見通し、多方面にわたる地政学的緊張や保護主義傾向の高まりによって特徴づけられており、これらはグループの事業、コスト、リスク水準、税負担、最終的には収益性に影響を及ぼす可能性がある。

信用格付は、市場で活動するクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体のリファイナンス費用及び流動性に影響を及ぼす。外生的又は内生的な原因による格付けの大幅な低下は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの市場における流動性及び競争力に重大な悪影響を及ぼし、資金調達コストを増大させ、資本市場へのアクセスを制限し、又は発行される社債の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。

同様に、非財務格付けの低下は、グループのイメージや評判、特にポートフォリオを構築するためにこれらの格付けを利用する投資家の間で影響を及ぼす可能性がある。格付けが著しく低下した場合、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体が発行する証券に対する投資家の関心に不利な影響を与える可能性がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、全ての市場、事業分野、及び提供する全ての商品・サービスにおいて激しい競争に直面している。欧州の金融サービス市場は成熟しており、商品・サービスに対する需要は世界経済の成長と相関関係にある。この状況は、グループが直面しなければならない競争の激化と複雑性を増大させており、その要因は多岐にわたる。具体的には、提供される商品及びサービスの品質、価格、販売方法、商品・サービスに適用される多様かつ拡大する規制の制約、ブランドの評判、及び市場が認識するグループの財政的安定性等である。さらに、新たな強力な非銀行系競合他社の台頭が競争圧力を増大させている。

最後に、新たな利用方法（特に決済又は貯蓄の分野）及び新技術が、業界及び顧客の消費パターンを徐々に変化させつつある。こうした新技術の出現による影響を明確に評価することはまだ困難であるが、新技術の利用が進展すれば、グループの事業の利用方法、プロセスや競争環境が変化する可能性が高い。そのため、グループは、その地位を維持し、利ざやと業績を確保するために、市場における競争力、技術パフォーマンスやイノベーション能力を維持することに努めている。

4.2 オペレーショナル・リスク

規則（EU）575/2013号第4条第52項に基づき、オペレーショナル・リスクは、不適切な若しくは不備のある内部プロセス、人員及びシステム、又は外部的事由に起因する損失又は利得のリスクと定義されており、法的リスクを含む。2014年11月3日付命令は、オペレーショナル・リスクには、発生の確率は

低いが影響の大きい事象からのリスク、上記の規則（EU）575／2013号第324条に定義する内部及び外部不正のリスク、及びモデル・リスクが含まれると述べている。

2014年11月3日付命令は、モデル・リスクとは、ある金融機関が、原則として内部モデルのアウトプットに基づいて行った決定の結果として、かかるモデルの策定、実施又は使用における誤りのために被る可能性のある潜在的損失のリスクであるとしている。

このように定義されたオペレーショナル・リスクには、戦略リスク及び風評リスク（イメージ）は含まれない。

オペレーショナル・リスクに関連する主要なリスク要因は以下のとおりである。

- a. グループが直面する法的リスク。2025年度上半期において、これらの法的リスクは総額27.7百万ユーロの損失（上半期中の総請求額の41%）に相当する。
- b. 悪意ある行為はグループにとって重大なリスクであり、特に決済手段に関わる詐欺が顕著である。2025年度上半期のこれらの悪意ある行為は総額23.6百万ユーロの損失（上半期中の総請求額の35%）に相当する。
- c. 2025年度上半期の人的ミスに関連する請求は、10.9百万ユーロの損失（上半期中の総請求額の16%）に相当する。

潜在的な損失の主なリスクは、①社外の不正、②顧客・商品・商取引に関する方針及び、③事業中断及びシステム障害である。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの損失実績の合計（該当する場合、保険の受取額を除く。）は、67.4百万ユーロであり、2025年度上半期のグループの純収益約0.77%相当であった。

4.3 事業中断リスク

オペレーショナル・リスク管理プログラムの一環として、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、緊急時・事業継続計画（EBCP）を実施しているが、これらは保護措置の一部であり、災害の深刻度を軽減することを可能にするものである。現行の規則（2014年11月3日付命令、2021年2月25日付命令により改正）に従い、EBCPは、人的資源、施設、IT及び通信並びにCIF（重要な機能（アウトソーシングされた重要なサービス・プロバイダーや、単一破綻処理委員会によって定義された重要な機能））の利用不能又は深刻な中断をもたらす災害が発生した場合に、不可欠と考えられる業務プロセスの継続性を確保するために講じるべき措置及び実施するために必要な資源を記載したものと定義することができる。

上記の利用が困難になれば、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業が部分的又は完全に停止し、停止の範囲に応じてその利益が減少する結果を招く可能性がある。同様に、顧客がクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの提供するサービスにアクセスできなくなれば、その財政状態に悪影響を及ぼす。このような状況で直接的な費用が生じるほか、必然的に事業継続のためにシステムを適応させることを要することとなり、追加の費用が生じる。

2025年度上半期における主な出来事は、以下のとおりであった。

- ・ ロシア・ウクライナ間の紛争の関連では、CICの活動の全て又は一部を脅かす可能性のあるサイバー攻撃のリスクは、専門のチームによって引き続き継続的に監視され、対策が強化された。活動の部分的又は完全な停止は、いかなる分野においても記録されていない。
- ・ 2025年4月28日、イベリア半島（スペインとポルトガル）で大規模停電が発生し、両国の活動（道路、鉄道、航空、電話、インターネットネットワーク）に深刻な影響を与えた。グループの当該二国における事業活動においては、この事態を受け直ちに専用危機管理システムを起動し、緊急時事業継続計画及び事業継続計画を発動した。一部業務では機能低下モードでの運用、その他業務では完全停止を余儀なくされた。復旧は段階的かつ「迅速」（4月28日終業後より）に進んだため、当該事象による損失は極めて限定的であった。

さらに、気候関連の災害による費用は2025年度上半期において418千ユーロと見積もられている。

4.4 ESGリスク

環境・社会・ガバナンス（ESG）リスクは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル）の事業及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

まず、気候変動及び環境悪化に関連するリスクは、信用リスク、オペレーショナル・リスク、財務リスク（市場リスク、流動性リスク）等、伝統的な銀行業務のリスクに加えて、伝達経路を通じて新たな影響を及ぼすものである。したがって、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、気候変動及び環境悪化により、以下のリスクに晒されている。

- ・ 物理的リスク。気候変動（異常気象の増加や気候の緩やかな変化を含む。）や環境悪化（大気、水質、土壤汚染、水ストレス、生物多様性の喪失及び森林伐採等）による財務的影響であり、特に以下をもたらす。
 - ・ 取引相手に対する資産及び／又は労働条件への直接的な物理的影響並びに間接的影響（例：生産チェーンの混乱）。これらの影響は、経済的影響（修繕費用、生産性の低下、生産量、収入の減少等）を生じさせ、その結果、付加価値及び／又は富の損失、債務不履行及び破綻の確率の増大が生じ、特に不動産担保の価値低下に関連して、個人を含む信用リスクが増大する。
 - ・ グループのインフラ及び／又は従業員に対する請求の増加により、オペレーショナル・リスクが増大する。
 - ・ 市場リスクを深刻化させる市場予想の反転（有価証券の感応度の高さによる急激な再評価、ボラティリティの上昇、キャピタル・ロス）
 - ・ 保険金支払請求額とそれに伴う保険金支払額の増加（保険会社の収益性の低下）、再保険コストの増加、及び会社の資産ポートフォリオに対する間接的な影響により、保険業務に関するリスクが増大する。
- ・ 移行リスク。低炭素でより環境的に持続可能な経済への適応プロセスの結果、金融機関が直接的又は間接的に被る可能性のある財務上の損失。例えば、移行リスクは、気候政策や環境政策が比較的急に導入されること、技術的な進歩、又は市場心理や市場の嗜好の変化等によって生じる可能性があり、特に以下をもたらす場合がある。
 - ・ モデルや製品の適応制約、市場シェアの喪失、資金調達能力の低下、完成品やサービスに対する需要の変化、それに伴うコスト増加、収益と付加価値の減少により、それに伴うデフォルト確率の上昇
 - ・ 不動産部門への影響（エネルギーコストの上昇につながる炭素税の引き上げ、改修工事を必要とする低エネルギー効率建物に関する新基準の実施等）。これらの結果、債権者の債務不履行の確率が高まり、個人の債務不履行リスク（担保価値の低下）が高まる可能性がある。
 - ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが、環境／気候政策に対して十分な行動を取っていないとみなされた場合に生じる顧客の喪失
 - ・ 低炭素に対応していない資産の評価損（資産の陳腐化（座礁資産）、借入コストの変動、金融資産の急激な再評価を意味する。）
 - ・ 以下に関連した流動性リスクの増大
 - ・ 顧客貸出金ポートフォリオの質の悪化最終的には好条件でのリファイナンス能力に変化を及ぼす可能性がある）
 - ・ 投資ポートフォリオに対する投資家の圧力
 - ・ 保有する社債又は政府債（特定の気候コミットメントに適合しないもの）の減損
 - ・ 顧客の預金引き出し（イメージ悪化の場合）
 - ・ 保有する金融証券の評価減による保険会社の収入減
 - ・ ソルベンシー（リスク加重資産の増加）及び営業利益率（利ざやの減少）に対するリスク

物理的リスクと移行リスクは、訴訟や係争に関連して、法的責任に直接的又は間接的に基づき発生するその他の損失を引き起こす可能性がある。この責任リスクは特に、グループのコミットメントを遵守できなかった場合や、ESGに関する問題に悪影響を与える活動を行った場合に発生することがある。法人の責任は、気候変動事象によって第三者に損害を与えた場合や、気候に関する公約を行った場合に問われる可能性がある。また、物理的リスクと移行リスクは、銀行が環境に悪影響を与えると銀行の取引相手や投資家に認識されることで直接的又は間接的に実現する可能性がある評判リスクの要因となる可能性がある。このリスクは、顧客、従業員、事業パートナー及び投資家を引き付け、維持することが困難になることで現れる可能性がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、社会的リスクによっても影響を受ける可能性がある。それらのリスクは直接的なもの（労働法、労働条件、福祉、個人やコミュニティの利益に関連する社会的要因、例えば、適正な労働、適切な生活水準、包括的かつ持続可能なコミュニティや社会、及び人権などから生じる財務的な負の影響リスク）や、間接的なもの（取引相手や投資された資産に関連する社会的要因から生じる財務的な負の影響リスク）が考えられる。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、ガバナンスに関連するリスクによっても影響を受ける可能性がある。そのリスクは直接的なガバナンス（戦略リスクや事業リスク）に関連するものや、間接的なガバナンス（取引相手や投資された資産に関連するガバナンス要因か

ら生じる財務的な負の影響リスク：環境及び社会問題の不適切な管理、コーポレート・ガバナンスの枠組みや企業規範の遵守不履行）が考えられる。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、2024-2027年度戦略計画「相互・パフォーマンス・連帯」の一環として、エコロジー及び社会的転換のベンチマークとなる銀行となることを目指している。したがって、顧客に対するこの目標の展開とESGリスクの管理は、設定したコミットメントと戦略目標を達成するための成功要因の一部である。適切なシステムを実施するためには、これまで着手してきたプロセスの変更を継続し、独自のITツールを開発し、質の高い社内外のデータを用いて専用のモニタリング指標を強化する必要がある。

ESGリスク・モニタリングは、特にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリスク管理システム（有価証券報告書の「第一部 企業情報／第5 提出会社の状況／3 コーポレート・ガバナンスの状況等／（1）コーポレート・ガバナンスの概要／①コーポレート・ガバナンスの状況」の「3 リスク管理（EU OVA及びEU OVB）」に記載）を活用しながら、戦略計画の期間中も継続的に強化される。グループが定めた目標を達成できなかった場合、グループの評判に悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、そのセクター別方針により、介入の範囲を定義し、社会、ガバナンス及び環境への影響（気候リスクを含む。）が最も重大な分野において事業を遂行するための基準を設定することが可能となっている。このため、企業、投資及び保険のポートフォリオ全てについて、セクター別方針に適うエクスポージャーを監視して、気候リスクに最も影響を受ける可能性のあるエクスポージャーの当初の測定値を提供している。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、石炭、鉱業、炭化水素、民間原子力エネルギー、防衛・安全保障、航空・海運・道路部門におけるモビリティ、農業及び住宅用不動産（フランス国内に所在する不動産）という8つのセクター別の方針がある。森林破壊に関するテーマ別政策は2025年1月に発効した。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの気候戦略は、有価証券報告書の「第一部 企業情報／第3 事業の状況／2 サステナビリティに関する考え方及び取組／2. ESRS E1 - 気候変動」を参照のこと。

5. その他のリスク

EMTN目論見書記載の社債要項に定義された用語及び表現は、別段の規定がない限り、本項において同一の意味を有するものとする。

政府による監督及び発行会社の規制

フランス及び欧州の規制の枠組み

銀行規制

グループはプルーデンス規制・破綻処理庁（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution）（ACPR）、AMF及び欧州中央銀行（ECB）による広範な規制及び監督を受けている。また、単一破綻処理メカニズム（SRM）及び単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関及び一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則及び手続を定める2014年7月15日付の欧州議会及び欧州連合理事会規則（EU）806／2014号（SRM規則）（その後の改正を含む。）は、EUによる数多くの主要な銀行指令及び規則（SRM規則を含む。）を2019年5月20日付の規則（EU）2019／877号（SRM II）により改正することを提案する、欧州委員会が2016年11月23日に発出した複数の法案に従って、単一破綻処理委員会（SRB）及び国内の破綻処理当局に破綻処理の集中権限を委託した。SRM IIは、金融機関及び投資会社の損失吸収能力及び資本再構成能力に関してSRM規則を改正しており、2019年6月7日に欧州連合官報で公表され、2019年6月27日に施行され、2020年12月28日から適用されている。

2023年4月18日、欧州委員会は、SRMを改正する危機管理及び預金保険の枠組みを公表した。この提案が採用された場合、当局は、規模やビジネスモデルを問わず破綻した銀行に対して、広範なツールを用いて秩序ある市場からの撤退を実施することが可能となる。特に、破綻した銀行から健全な銀行に預金者を移す等、銀行危機の際に預金者を保護するために業界が資金を拠出するセーフティネットの利用を促進することを目的としている。こうしたセーフティネット（預金保証制度や破綻処理基金）の利用は、引き続き第1の防衛線である銀行の内部損失吸収力を補完するものでなければならない。

提案された改革で改正されるものの中では、特に、債権の優先順位がある（詳細は「EUの銀行破綻処理及び再生」を参照のこと。）。同提案は依然として更なる議論の対象となっており、そのため具体的な適用日については未定である。

SRBは、国内当局（ACPRを含む。）と緊密に連携しながら、国際的な金融機関及び銀行グループ、並びに、BFCMのような、ECBの直接監督下にある、又はユーロ圏内の国内の監督当局の直接監督下にある金融機関及び銀行グループに係る破綻処理計画及び破綻処理に係る決定の準備を担当している。ACPRは、今後も、SRBの指示に従って破綻処理計画を実施する責任を有する。しかしながら、2015年1月1日以降、破綻処理計画に関するACPRの一定の権限は、SRBにすでに移転済みである。SRMは2016年1月1日から完全に運用されている。

グループに適用される銀行業に関する法令は、銀行及びその関係会社が従事する可能性のある業務について規定するものであり、銀行及びその関係会社の安全性及び健全性を維持し、リスクへのエクスポージャーを制限するために策定されている。また、グループはマーケティング及び販売活動について規定する金融サービスに関する法令に準拠しなければならない。過去の金融危機は、金融サービス業界の規制をより強化する結果を招いており、引き続き強化されることになる可能性がある。立法者、政府、規制当局、諮問グループ、事業者及び専門家の団体、並びに国内、欧州及び国際レベルの様々な委員会は、過去の金融危機を受けて一連の政策を採択又は提案している。現在までに採択されているか、又は採択の可能性がある政策には、資本及び流動性に関する要件の厳格化、金融取引に対する課税、商業銀行が実行可能な業務の種類の制限（特に自己勘定取引及び投資並びにプライベート・エクイティ・ファンドの所有）又は一定の活動に関連する新たなリング・フェンス要件、一定の種類の財務活動又は商品（デリバティブ等）に対する制限、一定の債券の強制的な減額又は持分証券への転換、再生及び破綻処理制度の拡充、改訂されたリスク加重手法（特に保険事業に関するもの）、並びに強力な規制機関の新設（前記のような、一定の監督機能のECBへの移転を含む。）が含まれる。こうした監督業務には、金融機関に対するEUの一般的な銀行業規則に定められた全ての健全性要件を確実に遵守させること、監督調査（ストレス・テストを含む。）を実施すること、また、これらを踏まえて、必要とみなせばより厳しい健全性要件を金融機関に課すこと、安定したコーポレート・ガバナンスの実践及び自己資本比率の評価プロセス（最低自己資本規制要件、従業員の報酬に関する方針が一定のリスク管理方針と両立し得るようにする要件、並びに一定のマナー・ロンダリング防止方針、顧客確認及び監査統制手続に従う要件等）を課すこと、並びに破綻処理計画に関して監督業務を実施すること（例えば、ACPRの議長は、財政難に陥った金融機関の株主に対して、当初の出資を超える金額の当該金融機関に対する資本提供を求めることができる。）が含まれる。

最低自己資本比率、流動性比率及びレバレッジ比率

発行会社のような金融機関は、最低自己資本比率に係る要件を遵守しなければならない。こうした要件に加えて、発行会社のような金融機関に適用される主な規制として、リスク多様化及び流動性、金融政策、持分投資に係る制限、及び報告要件に関するものがある。本書提出日現在、発行会社又はその子会社は、営業を行っている様々な国において、関連する監督当局が設定した手続に従って特定の規制比率に係る要件を遵守している。

金融機関の事業へのアクセス並びに金融機関及び投資会社の健全性の監督に関する2013年6月26日付の欧州議会及び欧州連合理事会指令2013/36/EU（CRD IV）並びに金融機関及び投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会及び欧州連合理事会規則（EU）575/2013号（CRR. CRD IVと合わせて、CRDパッケージ）は、バーゼルIII改革を実施する規制であるが、これにより金融機関の自己資本基準の強化及び最低流動性基準の設定を目的とした新しい資本及び流動性要件が設定された。CRRは、（後日効力を生じた一部の規定を除き）2014年1月1日に、フランスを含む全ての欧州連合加盟国で直接適用されるようになった。CRD IVは、（2016年1月1日から適用されている資本バッファの規定を除き）2016年1月1日に効力を生じており、2014年2月20日付の銀行改革（Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière）並びに2014年11月3日付の複数の政令（décrets）及び命令（arrêtés）により、フランス法に基づき施行された。

欧州委員会が2016年11月23日に発出した、CRDパッケージを含むEUの主要な指令及び規制を改正する複数の法案に続き、免除事業体、金融持株会社、複合金融持株会社、報酬、監督方法及び権限、並びに資本保全方法に関してCRD IVを改正する、2019年5月20日付の指令（EU）2019/878号（CRD V）、並びに、レバレッジ比率、純安定調達比率、自己資本の基準、適格債務、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、中央清算機関へのエクスポージャー、集団投資事業へのエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告及び開示要件に関してCRRを改正する、2019年5月20日付の規則（EU）2019/876号（CRR II）は、2019年6月7日に欧州連合官報（Official Journal of the European Union）で公表さ

れ、2019年6月27日に施行された。CRD VはCRR IIの一定の規程を実施する政令第2020-1635号によりフランス法に組み入れられた。CRR IIは、一定の例外を除き、2021年6月28日以降適用されている。

CRD IVに基づいて、フランスの金融機関は、その信用リスク、市場リスク、カウンターパーティー・リスク及びオペレーショナル・リスクを担保するため、最低自己資本を維持することが求められる。2014年1月1日以降、CRRに従って、発行会社のような金融機関は、最低比率として、8%の総自己資本比率、6%のTier 1資本比率及び4.5%の普通株式等Tier 1比率（それぞれ、金融機関の関連ある適格規制資本をリスク加重資産であるリスク・エクスポージャー合計で除して算出する。）を維持することが求められている。

本項において「適格規制資本」には、①最低普通株式等Tier 1比率に関しては、普通株式等Tier 1資本（実質的に株式資本、株式払込剰余金及び利益剰余金）を含み、②最低Tier 1比率に関しては、普通株式等Tier 1資本及びその他Tier 1資本（一定の要件を満たす下位劣後債）、並びに③最低総自己資本比率に関しては、Tier 1資本及びTier 2資本（一定の要件を満たす下位劣後債）が含まれる。最低総自己資本比率を計算するために、リスク・エクスポージャー合計又はリスク加重資産には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び他の一定のリスクを考慮する金額が含まれる。様々な区分のリスク加重資産は、標準化された手法か、該当する銀行当局によって承認された内部モデルのいずれかを用いて、又は2つの手法の組合せにより計算される。

また関連規制当局は、フランスの金融機関に対して上記の要件を上回る自己資本を維持するよう求めることがある。さらに、フランスの金融機関は、カウンターシクリカル・リスク及びシステムミック・リスクを担保するための、全ての金融機関に適用される2.5%の資本保全バッファを含む、一定の普通株式等Tier 1バッファ要件を遵守しなければならない。2022年12月27日、金融安定化高等評議会（Haut Conseil de Stabilité Financière）（HCSF）は、カウンターシクリカル・バッファ比率を1.0%に設定した（2024年1月2日以降適用）。

さらに、関連規制当局は、監督上の検証及び評価プロセス（SREP）及びストレステストを毎年実施すると予想されている。これに関して関連規制当局は、銀行に対し、特定のリスクに対処するために最低限の要件を超える資本を保有すること（いわゆる「第2の柱」の要件）を求める権限を有し、さらに、より一般的には、追加的な流動性要件や、場合によっては他の規制上の措置を課す権限を有している（後記「監督措置」を参照のこと）。

CRR IIに基づいて、フランスの金融機関は、連結ベースで、リスクの集中（ratio de contrôle des grands risques）に関する一定の制限を満たさなければならない。フランスの金融機関の単一の顧客（及び関係機関）に対する貸出金及び一定のその他のエクスポージャー（risques）の割合の総額は、金融機関のTier 1資本の25%、また一定の金融機関に対するエクスポージャーについては、その金融機関のTier 1資本の25%と150百万ユーロのうちいずれか高額な方を超過することはできない。一部の個別エクスポージャーは、特定の規制要件の対象となることがある。

フランスの金融機関は、それぞれ、各月末に、一定の短期及び流動資産の加重合計と短期負債の加重合計の比率を算出するよう求められている。この流動性比率（coefficient de liquidité）は常に100%を超えていなければならない。フランスの金融機関は、関連規制当局に申し出ること、かつ一定の状況下において、流動性リスクの算定について「先進的」手法を選択することができる。先進的手法の下では、金融機関は流動性リスクを判断し、その短期のコミットメントを履行するため常に十分な流動性を確保するために、内部手法を使用することができる。CRR IIは、流動性規制を導入しており、これにより金融機関は、その合計額が30暦日の期間にわたる重大なストレス状況において生じ得る純流動性流出を担保する流動資産を保有することを求められる。流動性カバレッジ比率（LCR）は、段階的導入期間を経て、現在完全に適用されている。加えて、バーゼル委員会の提言に基づき、CRR IIは、通常の状況とストレス状況の両方における1年間の資金需要を満たすのに十分な安定調達額を保有するよう金融機関に指示する、最低水準を100%と設定された拘束力のある純安定調達比率（NSFR）を導入した。2021年6月28日以降適用されているこの要件は、短期のホールセール資金調達への過度の依存に対処し、長期資金調達リスクを軽減することを目的としている。

CRRに基づいて、各金融機関は、2015年1月1日から開始した当初観察期間を経て、2018年1月1日から欧州連合理事会及び欧州議会が実施する水準でレバレッジ比率を維持するよう求められている。レバレッジ比率は、各金融機関のTier 1資本を総エクスポージャー量で除したものと定義される。CRR IIに基づいて、レバレッジ比率は3%に設定されている。

さらに、バーゼルIIIの最終決定をEUで実施するための規則及び指令が、2024年6月19日にEU官報に掲載され、2024年7月9日に発効した。欧州議会及び理事会規則（EU）2024/1623（CRR III）は、2024年

7月9日から適用されていた一部の規程を除き、2025年1月1日から適用される。一部の規定を除き、加盟国は、2026年1月までに欧州議会及び理事会指令（EU）2024/1619（CRD VI）を国内法で実施することが求められている。これらの規制は、特に、①信用リスク、オペレーショナル・リスク及び市場リスクに関する測定手法の調整を導入すること、②リスク管理の一環として、環境及び持続可能な成長に関連するリスク（ESGリスク）を体系的に特定、開示及び管理することを金融機関に求めること、並びに、健全性の枠組みにおけるESGリスクをさらに重視するために、国レベルの監督当局による気候に関する金融機関の定期的なストレス・テストを導入すること、③現地の監督当局の監督権限と監督手段をさらに調和させ、監督枠組みの下で課せられる可能性のある制裁を強化することを目的としている。

さらに、自己資金及び適格債務の最低基準の一部に関する2024年4月11日付指令（EU）2024/1174号及びBRRD（以下に定義する。）及びSMR規則を改正する指令（デイジー・チェーン指令）が、2024年5月12日に発効した。デイジー・チェーン指令は、主に、一定の条件に従うことを条件として、破綻処理当局に連結ベースで内部MRELを設定する権限を与え、「清算事業体」に対する特定のMRELの取扱いを導入している。

上記の措置を全て遵守すること及び要件の追加により、発行会社及び／又はグループの関連ある業務の連結ベースの収益及び利益の減少、一定の事業及び資産ポートフォリオの削減又は売却、並びに資産価値の減損につながるおそれがある。

実質破綻時の損失吸収及び破綻処理

EUの銀行破綻処理及び再生

2014年5月15日において、欧州議会及び欧州連合理事会は、金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理に関するEU全体に及ぶ枠組みを制定することを定めた指令を採択した。すなわち、金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会及び欧州連合理事会指令2014/59/EU（BRRD）である。

2013年7月26日付の銀行業務の分離及び規制に関するフランス法（loi de séparation et de régulation des activités bancaires）（SRAB法）は、当初の草案の時点で既にBRRDの実施を実質的に見込んでいた。その後、2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（Ordonnance n° 2015-1024 du 20 août 2015 portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière）（2015年8月20日付政令）は、フランス法をBRRDの最終版に適合させるために、SRAB法を改正（とりわけ、フランス通貨金融法典（Code monétaire et financier）第L.613-48条以下に定められた、金融機関に適用される危機の回避及び管理措置）する様々な規定を導入し、同法を補足した。加えて、フランス国内でのBRRDの実施をさらに進めるため①再生計画、②破綻処理計画及び③金融機関又は組織の破綻処理の実行可能性を評価する基準に関する2015年8月20日付政令の規定を実施する、2015年9月11日付の3つの命令（décret et arrêtés）が2015年9月20日に公表された。

BRRD及びSRM規則（前記「フランス及び欧州の規制の枠組み」／「銀行規制」を参照のこと。）の目的は、金融の安定を確保し、納税者の被る可能性のある損失を最小限に抑え、倒産又は清算手続の前に、予防策として金融危機に対処するための共通の手段と権限を関係当局に提供することにある。当局（フランスにおいては、関連破綻処理当局により、ACPR又はSRBのうち該当する方）に付与される権限は、①潜在的問題のリスクを最小限にするための予備的措置及び計画（準備及び予防）、②初期段階にある問題が生じた場合に倒産回避のため会社の状況悪化を初期段階で阻止する権限（初期介入）、及び③会社の倒産が一般の利害に影響する場合に、重要な機能を保全し、納税者が損失に晒されることを最大限に制限しながら、秩序ある方法で会社を再建又は事業縮小するための明確な手段、の3つのカテゴリーに大きく分けられる。

最後に、2016年12月9日付法第2016-1691号により、優先証券（例えば、発行会社の場合は、本優先社債等）及び劣後証券（発行会社の場合は、本劣後社債等）の特定の順位を変更することなく、上位優先証券（発行会社の場合は、本上位優先社債等）及び非上位優先証券（発行会社の場合は、本非上位優先社債等）間の優先（chirographaires）証券の優先順位が導入され、金融機関の裁判上の清算（liquidation judiciaire）における債権者の優先順位が変更された。

EUによる数多くの主要な銀行指令及び規則（BRRDを含む。）を改正することを提案する、欧州委員会が2016年11月23日に発出した複数の法案に従って、BRRDを金融機関及び投資会社の損失吸収能力及び資本再構成能力に関して改正する2019年5月20日付の指令（EU）2019/879号（BRRD II）が、2019年6月7日に欧州連合官報で公表され、2019年6月27日に発効した。

BRRD IIは、銀行部門における破綻処理制度の実施に関する2020年12月21日付政令第2020-1636号（本政令）を通じて、フランスにおいて施行されている。特に、本政令により、倒産において資本に由来する債権の順位がCRRに定義する自己資本（自己資本）に由来しないその他の債権より下であることを確保するために、国内破産法を修正するよう加盟国に求めるBRRD II第48(7)条が施行された。この規定は本政令により国内法制化され、倒産手続においてフランスの金融機関に適用される債権者の順位を規定する規則が修正された。かかる規定の発効前に発行された発行会社の劣後債務及び下位劣後債務については、その全部又は一部が自己資本として認識されているか、認識されてきた場合には、契約上の順位が維持される。

フランス通貨金融法典第L.613-30-3条 I 第5項は、2020年12月28日以降、金融機関の自己資本以外の負債は、自己資本と同順位とすることはできないと声明している。

その結果、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条 I 第5項に準拠して、劣後債務の中の新たな順位が設定され、2020年12月28日以降発行される発行会社の劣後債務及び下位劣後債務は、それらが完全に発行会社のTier 2資本商品又はその他Tier 1資本商品を構成しなくなった場合は、発行会社のTier 2資本商品又はその他Tier 1資本商品より上の順位となることとなった。

したがって、発行会社のいかなる行為もなしに、また本劣後社債等又はその他の本社債の所持人の同意を得ることなしに、本劣後社債等は、EMTN目論見書記載の社債要項の地位条項に規定されるとおり、Tier 2資本商品として認識されている限りは適格劣後社債等として順位付けられ、Tier 2資本商品として認識されなくなった場合は自動的に不適格劣後社債等として順位付けられることとなる。

2023年4月18日、欧州委員会は、危機管理及び預金保険の枠組みという名称の法案を公表した。同法案は、BRRD（単一破綻処理メカニズム規則）及び2014年4月16日付の預金保証制度に関する欧州議会及び理事会指令2014/49/EUを改正するものである。この法案が採用されれば、当局はその規模・ビジネスモデル（小規模地方銀行を含む。）を問わず破綻した銀行に対して、広範なツールを用いて秩序ある市場からの撤退を実施することが可能となる。特に、破綻した銀行から健全な銀行に預金者を移す等、銀行危機の際に預金者を保護するために業界が資金を拠出するセーフティネットの利用を促進することを目的としている。こうしたセーフティネット（預金保証制度や破綻処理基金）の利用は、引き続き第1の防衛線である銀行の内部損失吸収力を補完するものでなければならない。同法案は、EU全体の預金者保護基準のさらなる調和を図り、預金者保護の対象を公的機関（病院、学校、自治体等）や、一定の種類の顧客資金（例えば、投資会社、決済機関、電子マネー機関を通じて）に預けられた顧客資金にも拡大するものである。

改革案が実施されれば、債権ヒエラルキーの修正も実施されることになる。既存のルールでは、預金者の順位を3段階に分類し、当該順位に基づき債権が破綻処理事案で評価される。付保預金及び預金保証制度の対象となる債権は、一般家庭及び中小企業の非付保預金より上位とされ、一般家庭及び中小企業の非付保預金はその他の非付保預金より上位とされている。フランスを含む加盟国の過半数では、中小企業及び自然人からの適格預金ではない非付保預金は、上位優先負債性金融商品（本上位優先社債等）の保有者等のその他の通常の無担保債権と同一順位である。

同提案は、欧州議会及び欧州理事会により修正され、現在、ステークホルダー間で議論されており、最終決定後に各国内法に組み込まれる必要がある。欧州委員会の提案がそのまま採用された場合には、上位優先負債性金融商品（本上位優先社債等）は発行会社の預金と同順位ではなくなり、上位優先負債性金融商品（本上位優先社債等）は、全ての預金者の債権に対する支払権に劣後する。

合意が成立次第、最終案は欧州連合官報に掲載され、新規定の適用開始日が明記される（適用開始は早くとも2026年第1四半期となる見込みである）。

破綻処理

BRRD及び本政令並びにSRM規則に基づき、関連破綻処理当局は、関連破綻処理当局が下記の事項を認めた場合には、金融機関が実質破綻時に達したとみなされた時（後記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。）に、かかる金融機関についての破綻処理手続を開始することができる。

(a) BRRD第32(4)条に基づき、（客観的な要素を根拠として）金融機関が破産している又は破産するおそれがあると認めた場合（下記の状況を含む。）

- ①金融機関が、継続的な認可の要件に、かかる認可の取消が正当化されるような方法で違反するか、又は近い将来に違反するおそれがある場合（金融機関が自己資本の全て又はそのうちの相当額を枯渇させる損失を被ったか、又は損失を被るおそれがあるという理由による場合を含むが、これに限定されない。）
- ②金融機関の資産が自己の負債を下回ったか、又は近い将来に下回るおそれがある場合

- ③金融機関が、債務又はその他の負債の支払期限が到来した時に、かかる債務又は負債を支払うことができないか、又は近い将来できなくなる場合
- ④金融機関が臨時の公的財政支援を要求した場合（加盟国の経済の著しい混乱を是正し、金融の安定性を維持するために、欧州委員会の公的支援枠組みの下で最終承認を得ることを条件として、支払能力のある機関に対して特別な公的財政支援が提供される場合に適用される限定的な例外事由に服する。）

(b) 私的整理によって破産を回避する合理的な見込みがない場合

(c) 資本性金融商品に関する場合を除き、破綻処理手続が公共の利益のため必要である場合

ペイルイン手法（後記「ペイルイン手法」を参照のこと。）に加え、BRRD及びSRMは、破綻処理当局に対し、金融機関又は一定の場合にはそのグループに関してその他の破綻処理措置を実施する広範な権限を付与する。かかる権限には、当該金融機関の事業の売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該金融機関の置換又は代理、負債証券の条件の変更（満期及び／若しくは未払利息額の変更並びに／又は支払の一時停止の要求を含む。）、資本性金融商品の減額又は持分証券への転換（後記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。）、並びに金融商品の上場廃止及び金融商品取引の承認の取消が含まれるが、これらに限定されない。

かかる権限により、発行会社の事業の全部若しくは一部の譲渡、又はその資産の分割後、本社債権者が（資本性金融商品の減額及び転換が行われない場合でも）、発行会社の全ての若しくは一部の債権者（本社債権者を含む。）の債権を支払うには不十分な事業若しくは資産しか残存していない発行会社の債権者として残される可能性もある。

SRM規則は、SRBが破綻処理計画を支援するために使用することができる単一の破綻処理基金（単一破綻処理基金）の設定を定めている。単一破綻処理基金は、発行会社等の重要な銀行に関してBRRDに従い実施された国内の破綻処理基金に代わるものである。この単一破綻処理基金は、銀行からの拠出金が財源である（かかる拠出金は、各銀行の債務（自己資本及び付保預金を除く。）の額に基づいており。リスク調整されている。）。

また、BRRDには、上記破綻処理手段を可能な限り最大限に課し、かつ実施した上で、金融の安定性を維持しつつ、追加の財務安定化手段によって臨時の公的支援を提供できる欧州連合加盟国向けの権利が、最後の手段として定められている。この権利は、公的資本支援と暫定的な公的保有という手段から成る。このような臨時の財務支援は、EUの公的支援枠組みに従い提供されなければならない。

BRRD及びSRM規則の下では、損失吸収及び資本再構築に対する拠出の最低金額（全債務（自己資本を含む。）の8%）が、減額、転換その他を通じて株主、資本性金融商品の所持人及びその他の適格債務の所持人により行われるまでは、いかなる支援も利用することができない。

BRRD IIでは、限られた期間について、破綻処理当局は、一定の状況（金融機関が破産している又は破産するおそれがある場合を含む。）において、金融機関が当事者である契約に従って支払及び引渡義務を停止する権限を有すると定められている。

これらの権限が将来どのように実行され、また発行会社及び／又はグループ並びに本社債にどれほどの影響を及ぼすかは依然として不透明である。したがって、BRRD又はSRM規則の発行会社及び／又はグループ並びに本社債権者への影響の全貌を評価するのは未だ不可能であり、現在BRRDにおいて企図されている、フランスの破綻処理当局又はその他の関連破綻処理当局によって取られる実際の又は想定上のいかなる措置も、本社債権者の権利、本社債への投資の価格若しくは価値及び／又は発行会社が本社債に基づく債務を弁済する能力に対し、悪影響を与えないという保証はない。

加えて、現在BRRDに定められている権限及びフランス通貨金融法典におけるその実施は、発行会社を含む金融機関及び大手投資会社（CRDパッケージに基づき当初の出資金として730,000ユーロの保有が義務付けられた会社をいう。）の運営方法に対して、また、一定の状況下においては、債権者の権利に対して影響を及ぼすことが予想される。

資本性金融商品の減額及び転換

資本性金融商品は、破綻処理手続に関連して、又は、以下に記載するその他特定の場合において、破綻処理手続を伴わずに若しくはそれに先だって、減額され又は株式若しくはその他の持分証券へと転換されることがある。これらに関連する資本性金融商品には、普通株式等Tier 1商品、本劣後社債等のその他Tier 1及びTier 2商品が含まれる。

関連破綻処理当局は、以下の状況下（いわゆる「実質破綻時」）においては資本性金融商品を減額し、又は株式若しくはその他の持分証券へと転換しなくてはならない。

- ①破綻処理手続が開始される前に、破綻処理の条件が満たされたと判断された場合

②適切な当局が、関連ある資本性金融商品に関してかかる権限が行使されなければ、金融機関又はそのグループがもはや存続可能ではないと判断した場合

③金融機関が臨時の公的財政支援を要求した場合

資本性金融商品の元本金額は、前記「破綻処理」の(a)ないし(c)に記載される条件が満たされる場合にも、破綻処理手続に関連して減額され、又は株式若しくはその他の持分証券へ転換されることがある。

前記①ないし③に記載される条件の1つ以上を満たす場合には、普通株式等Tier 1商品がまず減額され、債権者に譲渡され、又は、かかる金融機関が破綻処理を開始しその純資産の額がプラスである場合には他の資本性金融商品及び適格債務の転換によって著しく希釈される。一旦これが生じると、他の資本性金融商品(まずその他Tier 1商品、次に本劣後社債等のTier 2商品)は減額されるか又は普通株式等Tier 1商品若しくはその他の商品(これらについても減額の可能性がある。)へと転換される。

発行会社は、監督の目的上、本劣後社債等をTier 2商品として取り扱い、クレディ・ミュチュエル・グループのレベルでの連結ベースのMREL比率に含めることを意図している。

関連破綻処理当局が資本性金融商品(本劣後社債等の劣後負債商品を含む。)について破綻処理手続とは関係なく又は破綻処理措置と組み合わせて減額／転換権限を行使することにより、本劣後社債等につき全額(すなわちゼロへの)若しくは一部の減額又は普通株式若しくはその他の持分証券への転換がもたらされる可能性がある。

加えて、発行会社の財政状態が悪化した場合、関連破綻処理当局による減額／転換権限の存在又は実際の行使(ベイルイン手法(後記「ベイルイン手法」を参照のこと。))及びその他の破綻処理措置の存在又は実際の行使と共に)により、本社債の市場価格又は価値が、当該権限がない場合よりも急速に下落することとなる可能性がある。

さらに、資本性金融商品の全額若しくは一部の減額、新株発行による資本性金融商品の希薄化、Tier 1及びTier 2に該当する追加の資本性金融商品(適格劣後社債等)の全額若しくは一部の減額又は追加の資本性金融商品(適格劣後社債等)の持分証券への転換等の一定の権限は、金融機関が特別な公的財政支援を必要とする場合には、欧州委員会の公的支援枠組みに基づき、各国政府当局による破綻処理手続(及びBRRDの枠組み)外で行使される可能性がある。

ベイルイン手法

前記「破綻処理」の項目に記載されるとおり破綻処理手続が開始された場合、BRRD及びSRM規則において関連破綻処理当局に付与される権限には「ベイルイン手法」が含まれる。これにより関連破綻処理当局は破綻時に金融機関のベイルイン可能債務を減額し又は持分証券に転換することができる。ベイルイン可能債務(本優先社債等の優先無担保債並びに2020年12月28日以降発行された本劣後社債等のようなその他の劣後債務(それらが完全にTier 2資本商品を構成しなくなった場合)及び2020年12月28日以降発行された下位劣後債務(それらが完全にその他Tier 1商品を構成しなくなった場合)を含む。)は、かかる破綻処理手続の結果として損失を完全に吸収する。関連破綻処理当局がベイルイン可能債務についてベイルイン手法を行使することが可能になる前に、前記「資本性金融商品の減額及び転換」に記載される優先順位に従って、資本性金融商品が最初に減額又は持分証券若しくはその他の商品に転換されなければならない。これが生じた後に、ベイルイン手法が以下のとおりベイルイン可能債務の減額又は転換のため利用可能となる。①通常の倒産手続における債権ヒエラルキーに従って、資本性金融商品を除く劣後負債商品(2020年12月28日以降発行された本劣後社債等が完全にTier 2資本商品を構成しなくなった場合、及び2020年12月28日以降発行された下位劣後債務が完全にその他Tier 1商品を構成しなくなった場合を含む。)が減額又は普通株式等Tier 1商品に転換され、また②その他のベイルイン可能債務(本優先社債等を含む。)は通常の倒産手続における債権ヒエラルキーに従って、減額又は普通株式等Tier 1商品に転換される(この目的において発行会社の場合は、本非上位優先社債等が本上位優先社債等に劣後する。))。

上記の結果として、(Tier 2資本商品として適格な)本劣後社債等の全額が破綻処理手続の開始前に減額又は転換されていない場合であっても、関連破綻処理当局が破綻処理の一環としてベイルイン手法を実施することを決めた場合、かかるTier 2資本商品(本劣後社債等の商品を含む。)の元本金額が最初に全額減額又は持分証券に転換されなければならない。さらに、以前にTier 2資本商品(本劣後社債等の商品を含む。)から転換された普通株式等Tier 1商品も、ベイルイン手法の適用の結果として減額される可能性がある。

ベイルイン手法の行使により、本社債につき全額（すなわちゼロへの）若しくは一部の減額又は普通株式若しくはその他の持分証券への転換がもたらされる可能性もある。

加えて、発行会社の財政状態が悪化した場合、ベイルイン手法の存在又は実際の行使（その他の破綻処理措置及び関連破綻処理当局による減額／転換権限（前記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。）の存在又は実際の行使と共に）により、本社債の市場価格又は価値が、当該権限がない場合よりも急速に下落することとなる可能性がある。

フランスの破綻処理当局のその他の権限について

フランス通貨金融法典はまた、例外的な状況において、一般的なベイルイン手法が適用される場合、フランスの破綻処理当局は、特に以下のいずれかの場合には、減額権限又は転換権限の適用から一定の負債を除外し又は一部除外することができるものと定めている。

- (a) 合理的な期間内に、その負債に対しベイルインの処理を行うことが不可能な場合
- (b) 破綻処理下にある金融機関の重要な機能及び中核事業分野の継続性を維持するために、かかる除外が極めて必要かつ相応な場合
- (c) 金融市場インフラを含む金融市場の機能に著しい障害を来し、欧州連合加盟国の経済に深刻な混乱を生じさせるような悪影響が広範囲に及ぶ事態を回避するために、除外が極めて必要かつ相応な場合
- (d) 負債に対して通常のベイルイン手法が適用された場合、かかる負債がベイルインの適用から除外された場合と比較して他の債権者が被る損失が上回るような価値の破壊を招来する場合。

したがって、フランスの破綻処理当局が、ベイルイン可能債務又は一定の種類のベイルイン可能債務を除外し又は部分的に除外すると決定した場合、除外されていないその他のベイルイン可能債務に対して実施される元本の減額又は株式への転換の程度は、上記の適用除外措置がとられたことを考慮して増額されることがある。その結果として、かかる除外された債務により負担されるはずであった損失が、他の債権者に全額転嫁されない場合には、フランスの「破綻処理・預金保証基金」（Fonds de garantie des dépôts et de résolution）又はその他欧州連合加盟国の同様の処理制度が、破綻処理下にある金融機関に対して、①ベイルイン可能債務により吸収されていない損失を補填し、かつ破綻処理下にある当該金融機関の純資産額をゼロに回復させ、かつ／又は②当該金融機関による資本再構成を目的として、破綻処理下にある当該金融機関の株式、その他の持分証券若しくは資本性金融商品を取得するために、一定の上限（かかる提供金額が当該金融機関の包括的債務の5%を超えないよう設定された上限を含む。）の下、資金の提供を行う。最終段階として、なお損失が出る場合、一定の条件に従い、追加的安定化策による臨時の公的財政支援が取られる。このような臨時の財政支援は、EUの公的支援枠組みに従い提供されなければならない。

法令により改正されたフランス内国歳入法も、フランスの破綻処理当局が、資本性金融商品及び負債の区分に応じて異なる転換率を適用することができると規定している。ただし、異なる転換率が適用される場合、適用される破産法に基づき優先負債とみなされる負債に適用される転換率は、劣後負債に適用される転換率よりも高くなければならない。2017年7月11日付のEBAガイドライン「ベイルインにおける債務の株式への転換率」（EBA/GL/2017/03）は、負債の種類ごとに異なる債務から株式への転換率の設定時期及び設定方法を明確にし、破綻処理当局が転換率を設定する際に考慮すべき基準、特に評価情報の考慮方法を提案している。

自己資本及び適格債務の最低基準

ベイルイン手法が仮に必要な場合にその有効性を確保するため、2016年1月1日以降、発行会社等のフランスの金融機関は、フランス通貨金融法典第L.613-44条に従って、常に、自己資本及び適格債務の最低基準（MREL）を満たさなければならない。MRELの目的は、秩序ある破綻処理を可能とすべく十分な損失吸収力を確保し、それにより公的資金に頼ることなく重要な機能の継続を確実にすることである。

BRRDの第45条(2)により、欧州委員会には、欧州銀行監督機構（EBA）による基準の草案の提出の後、また規則（EU）第1093/2010号の第10条から第14条に従って、MRELを設定する方法に関する評価基準を定める委任法を採択する権限が与えられる。EBAを定める規則（EU）第1093/2010号の第10条(1)に従って、欧州委員会は、当該条項に定められる特定の手続を考慮しEUの利益のために必要な場合には、基準の草案を一部のみ又は変更を加えた上で、承認することができる。

2016年5月23日に、欧州委員会は、BRRDを補完する、MRELを設定する方法に関する基準を特定する技術的規制基準である委任規則を採択した。

さらに、適用可能となった場合、CRR IIは、とりわけ、金融安定理事会が2015年11月9日に公表したタームシート、最終的な国際基準に影響を与え、「自己資本及び適格債務最低基準」に適用される要件を修正する。現在及び新規の内容両方の実施、発行会社及び／又はグループ等の金融機関へのそれらの適用又はそれらに基づく措置の実施は現時点では不明確である。

加えて、関連破綻処理当局が発行会社及び／又はグループによる破綻処理可能性に障害が存在し得ると判断した場合、より高いMREL要件が課される可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 2025年上半期の経済環境及び規制環境

1.1 経済環境

2025年上半期：世界的不確実性の激化

2025年上半期は、ドナルド・トランプ政権の保護主義的な政策転換による貿易摩擦の再燃が、世界経済の成長に対する不透明感を再燃させた。4月に広範な相互関税が課された後、90日間の貿易休戦により緊張は一時的に緩和されたが、世界経済を圧迫する不透明感は解消されなかった。この新たな環境を受けて、上半期中の中央銀行の対応は対照的であった。ECBは、インフレが抑制され、貿易摩擦が成長に悪影響を及ぼすリスクがあることから、金融緩和サイクルを継続した。一方、FRBは、関税に伴うインフレリスクを考慮し、先行き不透明感から慎重な姿勢を維持した。中国では、年初は経済活動が堅調に推移したが、その後減速し、当局は景気支援策を強化した。

ユーロ圏では、ECBは金融緩和を継続し、各金融政策会合で基準金利を25ベースポイントずつ引き下げた。これにより、預金金利は2%となった。特にアイルランド経済の活況と米国への輸出を後押しした米国の関税導入の先送りに支えられ、2025年第1四半期の国内総生産の成長率（前四半期比プラス0.6%、2024年第4四半期はプラス0.3%）は予想を上回ったものの、景気減速が続く中、欧州の経済活動を支援することを目的としてこれらの決定が行われた。インフレ圧力の低下もこの金融緩和を後押しした。ユーロ圏のインフレ率は、エネルギー、サービス、コアインフレ価格の鈍化により、6月に前年比プラス2%とECBの目標に達した。当上半期中、欧州のソブリン債利回りは、非常に不安定であった。これは、貿易摩擦が低下に寄与し、軍事支出増加の見通しが上昇に寄与したためである。特にドイツでは、フリードリッヒ・メルツが首相に就任し、米国が欧州の防衛から撤退するとの懸念が高まったことを受け、10年物利回りが当上半期に30ベースポイント上昇した。これらの発表と、ドルに対する投資家の不信感の高まりが相まって、ユーロは主要通貨に対して堅調に推移した。貿易戦争に関しては、欧州連合は最初に4月に20%の関税を課せられたものの、貿易休戦中に10%に引き下げられた。7月9日に休戦期間が終了するにあたり、欧州連合の首脳陣は、特定の業界や製品（鉄鋼、アルミニウム、自動車セクターなど）に関する関税に関する譲歩を求めつつ、輸出に対する10%の関税適用を受け入れる姿勢を示している。

フランスでは、フランソワ・バイル首相が憲法第49条第3項を発動し、財政及び社会保障財政法案の成立を推し進めた。これにより、ドイツとの10年物国債利回り差は縮まり、70ベースポイントを下回った。フランス経済は、年初に貿易摩擦や政情不安による悪影響を受け、2024年第4四半期のマイナス0.4%に続き、第1四半期のGDP成長率は前四半期比でプラス0.1%にとどまった。インフレ率は6月に前年比プラス0.9%と引き続き鈍化している。

英国では、イングランド銀行（BoE）は、成長の停滞、労働市場の悪化、短期的なインフレ圧力の継続という経済情勢を受けて、基準金利を4.25%へ段階的に引き下げ続けた。ただし、2025年第1四半期の成長率は、関税導入を見越した輸出の伸びを背景に、前四半期比プラス0.7%と堅調な伸びを示した。英国と米国は、英国が米国からの輸入品に対する関税を引き下げる代わりに、英国製品に対する10%の関税を維持することで合意に達した。さらに、予算削減の発表や、レイチェル・リーブス財務大臣が3月に発表した春期声明に関する不確実性にもかかわらず、上半期中、英国の長期国債利回りは比較的高い水準で推移した。

米国では、トランプ政権の通商政策に関する懸念を背景に、2025年上半期中に国債利回りは低下した。トランプ政権は新たな関税の賦課を示唆し、4月初めにその適用範囲を拡大し、多くの不確実性をもたらした。その後、中国を含む米国の貿易相手国に交渉を促すため、90日間の貿易休戦が実施された。5月には、レアアースへのアクセスに関する協定が中国との間で結ばれ、貿易交渉の枠組みも整えられ、両国間の緊張緩和に向けた一歩となった。それにもかかわらず、ドナルド・トランプの任期開始以来、不確実性の雰囲気が支配的であった。貿易以外にも、連邦予算の採択に関する懸念が浮上し、特に財政赤字の進行や米国の債務の財源に焦点が当てられた。5月に下院で僅差で採択された2026会計年度予算案（One Big Beautiful Bill Act）は、メディケイドプログラムをはじめとする公共支出の削減、及び2017年度税制改革法（Tax Cuts and Jobs Act）で導入された減税措置の延長を規定している。この状況下で、FRBは複数回の会合を開催し、基準金利を4.25%から4.5%の範囲内に維持する決定を下した。この決定の背景には、貿易情勢の先行き不透明感とその米国経済への潜在的な影響、特に関税引き上げに伴うインフレ急上昇のリスクがある。これらの決定は、比較的堅調な経済環境も理由となっている。2025年第1四半期のGDPは前四半期比マイナス0.1%と減少したが、これは主に関税引き上

げを先取りした輸入の反動が要因である。雇用市場は依然として堅調であり、インフレはこれらの関税の遅延効果のために抑えられている。

中国では、米国との貿易摩擦がエスカレートした後、両国は90日間の貿易休戦に合意し、関税を相互関税導入前の水準に戻した。2025年第1四半期の中国のGDPの初期推定値は、前年同期比プラス5.4%と予想を上回り、2024年第4四半期のプラス5.4%を維持した。この成長は、米国の関税引き上げを見越した輸出と国内消費の活発さによるものであった。第2四半期の経済状況は、経済統計から判断すると、やや不利なものとなった。これは、2月以降インフレ率がマイナス圏に留まっていることから明らかである。このため、中国人民銀行(PBoC)は経済活動の支援を強化し、政府は消費、中小企業、技術部門に対する支援措置を講じることを公表した。その他の新興国の中でも、ブラジル中央銀行はインフレと財政政策の不確実性により基準金利を大幅に引き上げた(年初以降275ベースポイント引き上げ)点で際立っている。一方で、インド中央銀行はインフレの鈍化を背景に、年初から100ベースポイントの金融緩和を継続した。

原材料に関しては、原油価格(ブレント)は上半期に大幅な変動を示し、年初から3ヶ月間は比較的安定していたものの、第2四半期には9.5%下落した。価格は、貿易摩擦が激化した時期に58ドル/バレルまで下落し、イスラエルとイラン間の中東における緊張がエスカレートした下半期、特にホルムズ海峡周辺で緊張が高まった時期に80ドル/バレルまで上昇したが、停戦発表後に再び下落した。OPEC+が第1四半期に割当超過を管理するための補償計画を発表したにもかかわらず、生産増の加速が確認されたことも下落要因である。また、欧州のガス価格(TTF)は、地政学的な緊張の緩和、需要の鈍化、原油価格の影響を受けて32ユーロ/MWhまで下落した。一方、金は期間中に上昇し、一時的に3,432ドル/オンスのピークに達した。この上昇は、米国での政治リスクの高まり、中東の緊張の継続、ドル安が要因である。

1.2 規制環境

規制は、市場の安定性、金融機関の健全性及び消費者保護に貢献している。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが事業を展開する国、欧州及び国際的な規制環境は、マクロ経済環境、技術開発及び新たなリスクの出現(特に気候変動に関するもの)に適応するために絶えず変化している。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの各事業部門のチームは、活動が規制に準拠していることを確保し、これら規制の変化に対応するために全力を尽くして取り組んでいる。

2025年の年初における顕著な事象は、政治的及び地政学的に不安定な状況と、特に米国との関係における貿易摩擦である。このため、特に強靱性の課題を考慮することが重要である。

バーゼルIII改革の最終決定に伴うプルデンシャル・フレームワークの変化とソルベンシー・リスクに対する規制的アプローチ

バーゼル委員会によって確定された基準に基づくバーゼルIIIとして知られるルールは、2025年1月1日から段階的に施行されている。CRR IIIとして知られる2024年5月31日付規則(EU)2024/1623は、欧州連合の全加盟国において直接適用される。欧州銀行監督機構(EBA)は、技術実装基準(ガイドラインと勧告)の作成を担当し、2025年年初からその基準案に関する諮問を開始している。CRD IVとして知られる2024年5月31日付指令(EU)2024/1619は、2026年4月30日までに命令(ordonnance)によりフランス法において法制化される予定である。

信用リスクに関しては、この改革は、標準的手法の下での信用リスクに対する自己資本要件の計算パラメータを更新し、より正確で詳細なものにするものである。同指令はまた、市場リスクの標準的手法を変更し、オペレーショナル・リスクに関連するRWA⁽¹⁾の算定に標準的手法を用いることを求めている。資本フロア(アウトプット・フロア)の段階的発効により、自己資本要件は標準的手法と内部手法の両方に基づいて決定されなければならない、最終的に標準的手法に基づいて算出された金額の72.5%を下回ってはならない。

EBAは、現在の不安定な地政学的環境及びマクロ経済環境における欧州の銀行セクターの強靱性を評価することを目的とした2025年に向けたEU全体を対象とする新ストレス・テストを開始した。悪化シナリオでは、地政学的緊張の大幅な高まりと、それに伴うコモディティ・エネルギー価格の上昇、各国政府による保護主義的措置の実施を想定している。この結果は2025年8月以降に判明し、公表される予定である。⁽²⁾

2025年春のリスク評価報告書(2025年6月発表)において、欧州銀行監督機構(EBA)は、経済と不動産市場の回復に好影響を与える金利の低下を指摘する一方、高まる地政学的緊張が、不確実性を生み

出している一方で、防衛予算の必要性も増大させている点も指摘している。報告書は、欧州の銀行の時価総額が、2008年の金融危機やCOVID-19のパンデミック時に見られた水準に達する大きなボラティリティの中で、依然として非常に堅調であることを強調している。

欧州中央銀行の監督上の検証及び評価プロセス（SREP）に関して、よりターゲットを絞った、効果的で透明性があり、現在のリスクに適応した監督を目指した見直しが2025年に行われる予定である。この見直しにより、主要なリスクに焦点を当てたより簡潔な決定が下され、気候、環境、地政学的なリスクへの考慮が強化されることになる。

(1) リスク加重資産

(2) 2025年8月1日に公表された結果 <https://www.eba.europa.eu/sites/default/files/2025-08/0178b9c5-2f0d-42ee-8226-6fa0a87c0d6c/2025%20EU-wide%20stress%20test%20-%20Results.pdf>

気候変動リスクとESGリスクの管理要件

ECBは、2025年から2027年にかけての監督上の優先事項の一つとして、気候関連リスクと環境リスク（C&E）の管理を引き続き検討している。CRD VI／CRR III改革では、銀行に対して、期限付きの目標を伴う移行計画を策定することを要求している。2025年1月、EBAはESGリスク管理に関するガイドラインを公表した。同ガイドラインは短期的にはESGリスクシナリオ分析に関するガイドラインで補完される予定である。2025年7月、EBAは、ESG問題の考慮とグリーンウォッシングのリスクを反映させることを目的として、銀行商品の監督とガバナンスに関するガイドラインの改訂に関するパブリック・オピニオンの意見募集を開始した。

欧州委員会は、「Fit-for-55」パッケージが示唆する移行リスクに関連して、中期的な金融セクターの強靱性を評価するため、2023年から2024年にかけてストレス・テストを実施するよう、欧州の3つの監督機関に義務を課していた。このストレス・テストの結果は2024年11月に公表され、欧州の銀行の強靱性が比較的高いことを実証する一方で、マクロ経済ショックと結びついた悪化シナリオの潜在的な破壊的影響を示している。

2025年2月、欧州委員会はサステナビリティ分野における規制簡素化を目的とした「オムニバス」指令の草案を提示した。この草案の目的は、CSRD（企業サステナビリティ報告）及びCS3D（サステナビリティ及び人権に関する企業デュー・ディリジェンス）指令を改正し、企業の規制負担を軽減することで、これらの指令の実施を容易にし、競争力を強化することである。

2023年12月にフランス法において法制化された企業サステナビリティ報告に関するCSRDは、サステナビリティ報告の質と比較可能性を強化することを目的としている。同指令は、2017年のNFRD（非財務報告指令）に代わるもので、非財務業績報告に関して企業が遵守しなければならない新たな義務が含まれている。その施行は当初2025年に予定されていたが、企業報告の簡素化措置の採用と新規規定の実施を可能にするため、2年間延期された（ただし、2025年から「第1波」の対象となる企業（金融機関を含む。）は、CSRDを直ちに適用しなければならない。）。

CS3Dとして知られる2024年6月13日付指令（EU）2024／1760は、取引先や下請け業者との関係を含め、企業活動の悪影響を緩和するための措置を講じることを要件とし、欧州企業に企業デュー・ディリジェンス義務を課している。その国内法化の実施期限は、実質的な簡素化措置の採用を見越して、1年延期され、2027年7月26日までとなった。

簡素化に関するオムニバス指令は、2025年末までに最終的に採用される予定である。

同時に、欧州委員会は温室効果ガス排出量削減目標へのコミットメントを維持し、2025年2月に2040年までに排出量を90%削減する目標に関する勧告を発表した。2050年までのカーボンニュートラル達成という最終目標は変更されていない。

2023年末に諮問に付されたSFDR規制の規程は、2025年に2段階で改訂される予定であり、特にその適用を簡素化し、全文書（ファンド名に関するESMAガイドライン、CSRDなど）間の整合性を確保するために改訂される予定である。

特定の技術に関する事業のレジリエンスとリスク管理

情報通信技術（ICT）の利用は、企業にとってサービス品質と業務効率の向上につながる。しかしながら、これらの技術の重要性とその統合は、特有のリスクを生み出す。

2025年1月17日から適用されているデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）規制は、デジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する規制の枠組みを構築するもので、金融機関は情報通信技術に関連するいかなる深刻な業務上の混乱にも耐え、対応し、回復できることを保証しなければ

ならない。この規制は、その実施を支援するいくつかの規制技術基準（RTS）が付随しており、金融セクターの機関に課される義務の内容を具体的に定めている。この法的枠組みは、欧州委員会が2025年3月に発表した地政学的な安全保障リスクに対する欧州連合の回復力を強化するための「備えの連合」戦略の一環として、近い将来に進化する可能性がある。

人工知能に関する調和規則を定める2024年6月13日付規則（EU）2024/1689は、EUにおける人工知能利用の法的枠組みを確立するもので、人工知能の利用を希望する銀行に対し、人工知能ツールをそのリスク水準に応じて分類し、その利用に伴うリスクを軽減する措置を適用することを要件とする。その目的は、人工知能の使用が欧州市民、特にその健康、安全、基本的権利の尊重に害を及ぼさないようにすることである。潜在的なリスクにより容認できないとみなされるAI慣行の禁止に関する規定は、2025年2月に施行された。

コンプライアンスと顧客保護

2023年5月、欧州委員会はリテール投資に関する一連の措置（又はパッケージ）を提案した。同パッケージは、MiFID II指令、DDA指令、UCITS指令、AIFM指令、ソルベンシーII指令に規定されている既存のルールを改正する改正「オムニバス」指令（リテール投資戦略指令と、PRIIPs規則を改正する改正規則で構成されている。この立法パッケージには、以下を目的とした措置が多く規定されている。

- ・ 投資商品・サービスに関する個人投資家を対象とした情報提供の改善
- ・ 標準化された表示や用語を課すことによるコストの透明性及び比較可能性の向上
- ・ 欺瞞的な商慣行からの個人投資家の保護
- ・ ファイナンシャル・アドバイザーの専門資格の高水準での維持
- ・ 助言の提供なしに行われた販売に対する誘因報酬の禁止等による投資商品の販売における潜在的な利益相反の是正

最後に、販売業者の報酬は、より厳格な保護措置及び強化された透明性要件の対象となる。リテール投資戦略は2025年に採用される可能性がある。

2025年初頭に欧州委員会、欧州議会、欧州理事会の三者協議は行われ、各機関はそれぞれ意見を表明している。

遠隔で締結される金融サービス契約に関する2023年11月22日付指令（EU）2023/2673は、金融商品及び金融サービスの遠隔販売に適用される法的枠組みを刷新するものである。特に、同指令は、消費者に不利な選択を誘導しないオンラインインターフェースを設計することを企業に求めている。この指令は、2025年中に命令（ordonnance）によりフランス国内で法制化されなければならない、新たなルールは遅くとも2026年6月までに適用される予定である。

マネーロンダリング及びテロ資金供与防止パッケージ（AML/CFT）は、この分野に関する第6次欧州指令と2つの欧州規則で構成されるAMLパッケージが公表された2024年に大きな変化を遂げた。

この立法パッケージには、欧州のAML/CFT対策機関（AMLA）の設立が含まれている。欧州マネーロンダリング対策機関を設立する規則では、その組織と任務が定められている。その任務には、最もリスクの高い金融機関に対する直接的な監督と、各国の監督当局の監督を通じたそれ以外の機関に対する間接的な監督が含まれる。2024年6月に発足したこの新たな機関は、金融情報機関間の情報交換を調整しながら、規制の一貫した適用を確保する責任を担う。この機関は段階的に運用を開始し、2028年1月1日から直接監視の任務を遂行する予定である。

最後に、2027年7月10日より適用される単一規制を含むパッケージは、民間部門におけるマネーロンダリング及びテロ資金提供対策の義務を強化するものである。この規制は、例えば暗号資産に関連する活動に関する新たな義務を規定している。また、この規制は、とりわけ、高リスク顧客（富裕層個人顧客）という新たなカテゴリーを導入したり、政治的に影響力のある人物の定義の対象を拡大したりすることで、顧客及び実質的保有者に対するデュー・ディリジェンス義務を強化している。

ウクライナでの戦争が要因となり、2025年上半期にEUはロシアに対する新たな制限措置を採択した。その結果、ロシアに対する第16次、第17次の制裁パッケージが採択された。

2024年4月24日付資産回収及び没収に関する指令（EU）2024/1260は、EUにおける凍結及び差押措置の効果を向上させ、被害者の補償を迅速化するものである。

金融市場：暗号資産市場の規制と中央清算機関に適用される枠組みの強化

デジタル資産規制に関しては、MICAとして知られる2023年5月31日付規則（EU）2023/1114が、2024年12月30日に発効した。同規則は、暗号資産の発行及び暗号資産に関連するサービスの提供に関する法的枠組みを定め、大半の事業者を認可制度の対象としている。また、同規則は、暗号資産移転のトレー

サビリティを規定し、AML/CFT及び顧客保護の観点での義務を導入している。フランスでは、2025年6月13日に制定された麻薬取引対策法第2025-543号により、取引のオリジネーターと受益者を特定できない暗号資産に関する取引について、資金洗浄を推定する規定が導入された。

指令（EU）2024/2994及び規則（EU）2024/2987を含む欧州市場インフラ規則（EMIR）3パッケージは、とりわけEU清算システムの魅力と強靱性を向上させることを目的としている。第三国に設立された取引相手方がEU域内で清算サービスを提供する可能性は維持されるものの、一定の閾値を超える取引相手方に対しては、EU域内に設立された中央清算機関にアクティブ口座を開設する義務が導入される。欧州銀行監督機構（EBA）は6月、アクティブ口座の概念に付随する要件を明確化するための技術基準案を公表した。これらの基準は、欧州委員会に提出された上で正式に採用・公表される予定である。

2025年3月、欧州委員会は「貯蓄投資同盟」に関する戦略を公表した。これらの目標を達成するための方法の一つは、証券化市場の活性化である。この目的を踏まえ、2025年6月、欧州委員会は証券化に関する法的枠組みを改革するための立法パッケージを提示した。提案された新たなルールは、発行会社の事務負担を軽減し、銀行や保険に対する健全性の取扱いを緩和しつつ、信頼の保証となる高い安全性を確保することを目的としている。

保険業界に対する規制

保険業界において、顧客の要件やニーズに不適切な契約を販売することは、監督当局にとって主要な懸念事項である。欧州委員会は、リテール投資戦略オムニバス指令に係る提案により、保険運用商品の販売における利益相反をより適切に防止するという目標を追求している。販売業者は、顧客の利益が尊重されていることを証明しない限り、手数料という形で報酬を得ることができなくなる。同時に、2024年にACPRは、2つの指針を公表した。保険商品監督とガバナンス（POG）指針（特に費用対効果の観点に関するもの）と、助言義務を遂行し、かつ個別の推奨サービスを提供するための顧客情報の収集に関する指針である。

経済活動の簡素化に関する法案により、その他の変動が生じる可能性がある。

その他の主な規制プロジェクト

進行中又は準備中の規制プロジェクトは、今後数年間にわたり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの業務に重大な影響を及ぼす可能性がある。

- 欧州のFIDA（金融データアクセス）規制案は、他の金融セクター企業や金融情報サービスプロバイダーとの間で金融データの共有を確立することを目的としている。このプロジェクトは2025年初頭に三者協議段階に入り、欧州委員会、欧州議会、欧州理事会の各機関がそれぞれ意見を表明している。このイニシアティブは金融セクター内で大きな議論を巻き起こしており、最終的な文言に関する政治的な合意は未だに形成されていない。データの共有は、顧客が契約した金融商品及び金融サービスに関連するあらゆるデータを対象とし（オープンファイナンス）、決済口座に関連するデータに限定されている現在のオープンバンキング規制よりも範囲が広がることになる。
- 決済サービスに関するPSD 3指令案及び欧州決済サービス規則案（PSR）は、欧州の決済市場における競争レベルの向上、詐欺対策の強化、ユーザー権利の強化、オープンバンキングサービスの競争力向上（銀行機関が収集したデータを他企業と共有すること）を目的としている。これらの2つの文書に関する三者協議は、2025年下半年に始まる予定であり、欧州議会と理事会はそれぞれ2025年上半年に自らの立場を表明した。
- デジタルユーロの導入に関する欧州委員会の計画。この計画は金融セクターの関係者と当局の間で議論が続いており、欧州委員会は2023年に法案パッケージを提出したが、それに対して欧州議会と欧州理事会は依然として意見を表明する必要がある。同時に、欧州中央銀行は当該システムの運用方法について取り組んでおり、2024年12月に第二次進捗報告書を公表した。

2. BFCMの業務及び連結業績

以下に記載の増減率は、特段の記載が無い限り前年度同期比の数値である。

2.1 連結損益計算書の分析

（単位：百万ユーロ）	2025年度上半期	2024年度上半期	変動
純収益	6,549	6,178	+6.0%

一般営業費	-3,405	-3,208	+6.1%
営業総利益	3,144	2,970	+5.9%
リスク費用	-782	-799	-2.1%
確定済リスク費用	-733	-782	-6.3%
未確定リスク費用	-49	-17	有意差なし
営業利益	2,363	2,171	+8.8%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	39	39	+0.8%
税引前利益	2,402	2,210	+8.7%
法人税	-764	-496	+54.0%
当期純利益	1,638	1,714	-4.4%
非支配持分	191	189	+1.0%
グループに帰属する当期純利益	1,447	1,524	-5.1%

(1) ECC＝持分法適用会社＝持分法適用会社からの純益の持分

純収益

2025年6月30日現在、BFCMの**純収益**は、銀行・保険ネットワークが好調だったことにより、2024年度上半期比6.0%増の65億ユーロであった。

リテール・バンキングの収益は、銀行ネットワーク（6.7%増）及びコンシューマー・ファイナンス（コフィディ・グループを含み、12.4%増）の好調な業績に牽引され、6.4%増加した。

純収益に対する**保険事業**の寄与は、822百万ユーロ（15.7%増）であり、損害保険、貯蓄・退職保険を含む全ての事業分野が成長に貢献した。

アセット・マネジメント及びプライベート・バンキングは、純収益が全体で5.1%増となり、両事業が貢献した。アセット・マネジメントは、純流入がプラスで6.5%増、プライベート・バンキングは、手数料が堅調に伸び、3.9%増であった。

コーポレート・バンキングは、純利息マージンが特に好調だった2024年度上半期に比べ、純収益は3.7%減少した。

資本市場事業の純収益は、特に商取引事業分野の収益が大幅に増加したことにより、11.0%の堅調な増加を示した。

プライベート・エクイティ事業の総収益は、2024年度上半期に比べ若干減少したものの、211百万ユーロと高水準を維持した。

一般営業費用及び営業総利益

2025年度上半期の一般営業費用は、6.1%増のマイナス3,405百万ユーロであった。

成長に対応するため、従業員給付費用（一般営業費用の54%を占める。）は7.5%増加したが、その他の営業費用は4.6%の増加に抑制した。

シザース効果は0.1ポイントとわずかにマイナスとなり、費用収益比率は52.0%と低水準を維持した。

営業総利益は5.9%増の3,144百万ユーロであった。

リスク費用及び営業利益

2025年度上半期のリスク費用は、2.1%と若干減のマイナス782百万ユーロ（前年度同期はマイナス799百万ユーロ）であった。

その内訳は、確定済リスク費用（ステージ3）に対する引当金マイナス733百万ユーロ、正常貸出金（ステージ1及び2）に対する未確定リスク費用（慎重な引当金）に対する引当金マイナス49百万ユーロであった。

2025年6月30日現在の確定済リスク費用は、6.3%減少した。確定済リスク費用の24%（2024年6月時点では35%）を占める銀行ネットワーク事業では、同費用は減少した。コンシューマー・ファイナンスは、依然として確定済リスク費用の大部分（71%）を占めている。専門事業分野（確定済リスク費用の2%）の確定済リスク費用はマイナス17百万ユーロと低水準であった。

2024年度と同様に、短期及び中期的な不確実性（特に経済及び国際貿易に関する不確実性）を踏まえ、将来のリスクに対する引当金は費用純額として認識されている。

事業及び業務の効率が引き続き高水準を維持したことから、営業利益は前年度同期比8.8%増の2,363百万ユーロであった。

その他

その他の資産及びECCに係る純損益は、39百万ユーロであった。

税引前利益

収益の増加とリスクの抑制により、税引前利益は前年度同期比8.7%増の2,402百万ユーロであった。

当期純利益

法人税（2024年度上半期はマイナス496百万ユーロであったのに対して2025年度上半期はマイナス764百万ユーロ）は、フランス国内で10億ユーロ超の利益を上げた大企業に対して、フランス2025年度財政法によって導入された特別負担金の影響を受けている。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの子会社であるBFCMは、引き続きフランスに強固な基盤を持つ銀行であり、雇用主でもある。そのため、グループは2025年6月30日時点で192百万ユーロの追加負担を負担することになっている。

純利益は4.4%減の1,638百万ユーロであった。追加負担の影響がなければ、6.8%の増益であった。

事業分野別業績の分析

以下の活動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの組織構造に対応するものである。「第一部 企業情報／第6 経理の状況／1 中間財務書類／注記2「事業分野別及び地域別損益計算書の分析」及び注記3「連結の範囲」」を参照のこと。これらの注記は、選定された事業統合を表示している。

リテール・バンキング

リテール・バンキングの純収益は、6.4%増の44億ユーロであった。一般営業費はマイナス26億ユーロで、純収益の増加率（4.9%）を下回った。リスク費用は、マイナス801百万ユーロに増加した。そのうち、マイナス716百万ユーロは、確定済リスク費用であった（1.8%減）。未確定リスク費用はマイナス85百万ユーロであった。

リテール・バンキングの当期純利益は、若干増の643百万ユーロであった。

保険

保険業務純益は15.7%増加し、医療保険、個人向け保障保険、貸付保険、生命保険の収入の増加、及び金融所得の増加（クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルがカナダで長年にわたり提携関係にあるデジャルダン・グループ（Desjardins Group）からの受取配当金の増加）がその要因となった。

合計マイナス92百万ユーロの一般営業費は、契約に帰属しない費用のみであった。

当期純利益は、2024年6月末比0.5%増の495百万ユーロであった。

アセット・マネジメント及びプライベート・バンキング

両事業の純収益合計は全体で5.1%増の667百万ユーロであった。

プライベート・バンキングの純収益は3.9%増の365百万ユーロ、アセット・マネジメントの純収益は手数料の増加により6.5%増の302百万ユーロであった。

一般営業費は9.0%増のマイナス498百万ユーロであり、そのうちプライベート・バンキングが8.2%増、アセット・マネジメントが9.9%増となった。

当期純利益は、2024年度上半期比14.3%増の129百万ユーロであった。

コーポレート・バンキング

2025年6月30日現在の純収益は、金利低下の中、手数料は増加（9.8%増）したものの、3.7%減の323百万ユーロであった。業務量は堅調に推移し、法人及びストラクチャード・ファイナンス部門における好調な業況を反映している。

リスク費用は、未確定のレバレッジド・バイアウトに係る引当金に対する大幅な戻入の影響を受けて改善した（2024年6月末現在のマイナス40百万ユーロに対しプラス15百万ユーロ）。

その結果、2025年度上半期の当期純利益は、2024年度上半期の156百万ユーロと比べて同水準の158百万ユーロであった。

資本市場

投資事業及び商取引事業は引き続き成長し、純収益合計は11.0%増の331百万ユーロであった。一般営業費は5.5%増のマイナス150百万ユーロであった。

当期純利益は3.1%増の124百万ユーロであった。

プライベート・エクイティ

財務面では、2025年度上半期に、フランス国内外の約20件の案件に174百万ユーロを投資した。売却のペースは、2024年度の非常に高い水準に比べ鈍化した。2025年度上半期の総収益は211百万ユーロと堅調に推移し、その3分の2はポートフォリオによるキャピタル・ゲインで、経常利益がこれを補完した。

2025年度上半期の当期純利益に対する寄与は、2024年度上半期に達成された水準に近い169百万ユーロであった。

その他の事業分野

IT、ロジスティクス、メディア部門の純収益は、2024年6月30日時点でマイナス183百万ユーロであったのに対して2025年6月30日時点でマイナス231百万ユーロであった。

純利益は、2024年6月30日現在でプラス17百万ユーロであったのに対して、マイナス80百万ユーロの赤字であった。

2.2 2025年度上半期の活動における変動

2025年6月末時点での顧客預金は2,876億ユーロであった。

2024年度下半期に加速したりヴレ・ブリュ（Livret Bleu）及びリヴレ・A（Livret A）預金通帳口座への資金流入のポジティブな勢いは、規制貯蓄勘定の金利低下に伴い、2025年度上半期に減速した。この増加は、住宅ローン貯蓄契約の減少を一部相殺した。ブローカー預金は前年度同期比で増加したが、上半期中は減少した。上半期の当座預金口座は同水準の1,376億ユーロであった（0.1%減）。

顧客への貸出金は上半期中全体的に同水準の3,439億ユーロであった（0.5%増）。

住宅貸出残高はほぼ同水準の1,198億ユーロであった。この傾向は、フランス銀行が2025年5月末時点で発表した統計による、0.2%の減少と一致している。

コンシューマー・ファイナンスの残高は491億ユーロで、2025年度上半期は2024年度より緩やかなペースで引き続き増加した。

設備投資用貸出金残高は1.9%増加し、不透明な環境下でもCICの法人部門の勢いに支えられた。

2.3 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体との取引

2025年6月30日現在、BFCMの連結営業総利益には、BFCMの連結範囲に含まれないクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル傘下の事業体（主に地元銀行及びCFCM）との間で実施された取引に関連するマイナス362百万ユーロの損失が含まれている。

これらの取引に係る2025年6月30日現在の純支払利息は、2024年6月30日現在のマイナス201百万ユーロに対してマイナス31百万ユーロであった。正味手数料はマイナス14百万ユーロに減少した。これらの事業体が計上したその他の活動に係る純費用は、2024年度上半期のマイナス370百万ユーロに対して、2025年6月30日現在でマイナス221百万ユーロであった。2025年6月30日現在の一般営業費は、2024年6月30日現在のマイナス92百万ユーロに対して、マイナス97百万ユーロであった。

2025年6月30日現在の、BFCMの連結範囲に含まれないクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル傘下の事業体に対する融資残高は322億ユーロであった。

2.4 最近の動向と見通し

2.4.1 報告期間後の事象

2025年度ストレス・テスト：クレディ・ミュチュエル、フランス銀行業界第1位に⁽¹⁾

ECBが実施し2025年8月1日に公表したストレス・テストの結果は、クレディ・ミュチュエル⁽²⁾ グループの堅固な財務基盤と、その事業モデルの確かな強靱性を改めて裏付けるものであった。クレディ・ミュチュエル・グループは、悪条件シナリオ下においても2027年⁽³⁾ まで12.52%という堅固なTier 1比率を維持し、再びフランス銀行業界トップクラスに位置づけられた。

なお、欧州中央銀行及び欧州システミック・リスク理事会（ESRB）が策定したストレス・テストの悪条件シナリオは、3年間（2025-2027年）を対象とし、事業モデルや国レベルの特性にかかわらず、全ての金融機関に同一に適用される極めて厳しい悪条件シナリオに基づいている。

(1) 2025年8月1日付プレスリリースを参照のこと。

<https://investors.bfcm.creditmutuel.fr/static-files/6254e1c8-694c-42a8-8882-ff690745aeb4>

(2) 中心的組織（コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（CNCM））、BFCMを含むその関連事業体及びそれらの全ての子会社で構成される破綻処理グループの段階において、連結ベースで適用される。

(3) 移行措置を含む。

2.4.2 見通し

2025年度上半期の業績は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業モデルの堅牢性と戦略計画の妥当性を裏付けるものである。

2025年から2027年にかけての最優先事項は、依然として戦略計画である。その推進力は、イニシアティブ、イノベーション、変革、ミッションを有する企業（entreprise a mission）、社会的配当であり、これらが内部の動員と外部の推進力を生み出している。

3 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの財政状態

3.1 財政状態計算書

財政状態計算書の構成は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル・グループのコマーシャル・バンキング業務及び今後数年間のうちに適用される新たな規制上の要件に対応することを目的として、その財務体制を強化するためにグループが講じた以下を含む措置を反映している。

- ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、預金を通じた顧客への貸出金の比率を高めているが、この変化は、近年展開されている戦略の延長線上にある。2025年6月30日現在の預貸率は、110.4%であった。
- ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性リスクは、集中リスク管理システムを基盤としてBFCMが管理するシステム「リスクと自己資本－第3の柱」（有価証券報告書「第一部 企業情報／第5 提出会社の状況／3 コーポレート・ガバナンスの状況等／（1）コーポレート・ガバナンスの概要／①コーポレート・ガバナンスの状況」に記載）に基づき厳格に管理されている。

資産

概要 2025年6月30日現在のグループの連結資産は、2024年12月31日現在は9,322億ユーロであったのに対して合計9,319億ユーロであった。

連結資産は上半期中実質的に同水準であった（4億ユーロ減）。現金及び中央銀行への預け金の減少（113億ユーロ減、13.0%減）は、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産（24億ユーロ増、5.3%増）、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（14億ユーロ増、3.5%増）、顧客への貸出金及び債権（13億ユーロ増、0.2%増）、金融機関への貸出金及び債権（16億ユーロ増、2.3%増）、並びに保険事業における金融投資の増加（55億ユーロ増、4.1%増）によって相殺された。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産 損益を通じて公正価値で測定する金融資産には、売買目的で保有する金融商品（デリバティブを含む。）及び取得日にグループが損益を通じて公正価値で測定すると指定した一定の金融資産（プライベート・エクイティ事業が保有する証券を含む。）が含まれる。当該資産は、各決算時に公正価値で再評価される。

2025年6月30日現在の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の合計額は、2024年12月31日現在402億ユーロであったのに対して416億ユーロであった。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、2025年6月30日現在、グループの資産合計の4%を占めた。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産には、主に債券及びその他の負債証券（307億ユーロ）、政府証券（154億ユーロ）が含まれる。

金融機関への貸出金及び債権 金融機関への貸出金及び債権は、要求払預金、銀行間貸出金及び買戻条件付き有価証券から構成される。2025年6月30日現在の金融機関への貸出金及び債権は、2024年12月31日現在706億ユーロであったのに対して、合計722億ユーロであった。

顧客への貸出金及び債権 2025年6月30日現在の顧客への貸出金及び債権は、2024年12月31日現在5,271億ユーロであったのに対して5,284億ユーロであった。

保険業活動の金融投資 2025年6月末現在の保険業活動の金融投資は、2024年12月31日現在1,347億ユーロであったのに対し、1,402億ユーロであった。

負債（株主資本を除く。）

概要 2025年6月30日現在のグループの連結負債（株主資本を除く。）は、2024年12月31日現在8,662億ユーロであったのに対し、0.2%減の8,642億ユーロであった。負債には、2025年6月30日現在131億ユーロ（2024年12月31日現在は125億ユーロ）の劣後債が含まれている。2025年度における株主資本を除く負債の減少は、主に、負債証券（50億ユーロ減）及び顧客に対する債務（43億ユーロ減）によるものであった。ただし、この減少は、発行済保険契約の増加（47億ユーロ増）及び金融機関に対する債務の増加（27億ユーロ増）によって一部相殺された。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 2025年6月30日現在の純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的保有）の合計額は、2024年12月31日現在266億ユーロであったのに対し、268億ユーロであった。

金融機関に対する債務 2025年6月30日現在の金融機関に対する債務は、27億ユーロ（8.0%）増の358億ユーロであった。

顧客に対する債務 顧客に対する債務は主に、要求払預金、定期預金、規制貯蓄預金及び買戻契約で構成されている。2025年6月30日現在の顧客に対する債務は、2024年12月31日現在4,827億ユーロであったのに対し、合計4,785億ユーロであった。この減少は主に、住宅ローン積立契約、定期預金及び金融顧客への貸出金の減少によるものである。

償却原価で測定する負債証券 負債証券は、譲渡性預金証書及び発行済社債で構成されている。2025年6月30日現在の負債証券は、2024年12月31日比3.0%減の合計1,592億ユーロであった。

保険事業契約に関連する負債 2025年6月30日現在の保険契約に関連する負債は、2024年12月31日現在1,248億ユーロであったのに対し、1,295億ユーロであった。

連結株主資本

2025年6月30日現在のグループに帰属する連結株主資本は、2024年12月31日現在の640億ユーロに対し、656億ユーロであった。増加分は主に繰越純利益によるものであった。

2025年6月30日現在の非支配持分は、2024年12月31日現在の2,059百万ユーロから2,077百万ユーロに増加した。

3.2 流動性及びリファイナンス

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資金管理は、慎重なルールに基づいており、市場リソースへの効果的なアクセスシステムを備えている。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、公募債及び私募債の形式で主要な国際市場の投資家にアクセスすることを可能にする多様な発行プログラムを有している。このシステムは、規制比率に準拠し、厳しいストレス・シナリオにも耐えられる十分な流動性準備金によって補完されている。

2025年6月末現在、市場で調達した外部資金合計は、2024年12月末比3.6%減の1,548億ユーロであった。

2025年6月末現在の短期金融市場の資金（1年未満）は、必要額をカバーする水準で残高を安定させるために2024年12月比8.8%減の合計478億ユーロであった。かかる資金が全市場調達資金に占める割合は30.8%であり、2024年6月と比べて4.8パーセンテージ・ポイント低下した。

2025年6月末現在の中長期（MLT）資金は、2024年6月比2.9%増の合計1,070億ユーロであった。2025年6月30日に終了した期間にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、MLT資金を132億ユーロ調達した（そのうち、19億ユーロは2025年度リファイナンスプログラムにより2024年に事前調達されたものである）。調達にあたっては、主にBFCMの名義を利用したが、住宅不動産を担保とする

カバードボンドを発行する子会社であり、AAAの格付を有するクレディ・ミュチュエル住宅貸出金SFH（Crédit Mutuel Home Loan SFH）の名義も利用した。このMLT資金の80%はユーロ建てで、残りは外貨建て（米ドル、英ポンド）で調達しており、投資家基盤が適切に分散されていることを裏付けるものである。

公募と私募が占める割合は、それぞれ85%と15%である。2025年6月30日現在調達された中長期資金の平均満期は、2024年6月30日現在の6.6年（2024年通期では6.1年）と同水準の6.5年であった。

2025年度上半期中のリファイナンスプログラム

2025年6月30日に終了した期間における公募債の発行額は合計112億ユーロであり、その内訳は以下のとおりである。

- ・ BFCM EMTNシニア債
 - ・ 32.5億ユーロ 4月に2回のトランシェに分けて発行された5年及び10年満期シニア債（2025年度リファイナンス）（リファイナンスプログラムによる2024年度中の事前調達額12.5億ユーロを含む。）
 - ・ 400百万英ポンド 5月発行の6年満期債
 - ・ 500百万豪ドル 6月発行の5.5年満期債
 - ・ 12.5億米ドル 米国144Aによる1月発行の5年満期債
- ・ BFCM非上位シニア（SNP）EMTN：MREL管理の一環として2月に発行された10年満期債 10億ユーロ
- ・ BFCM Tier 2 EMTN：1月発行の5年満期債 12.5億ユーロ
- ・ クレディ・ミュチュエル住宅貸出金SFH：1月及び5月と2回の発行（7年満期債及び2トランシェ（5年満期債及び10年満期債）） 37.5億ユーロ

LCR及び流動性バッファー

連結ベースのクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性に関する状況は、以下のとおりである。

- ・ 2025年度上半期の平均LCRは、前年度同期（1月から6月まで）の178%に対して165%であった。
- ・ 平均HQLA（質の高い流動性資産）は1,057億ユーロで、そのうち69.3%が中央銀行（主にECB）への預け金である。

2025年6月30日現在の連結ベースの流動性準備金合計：連結ベースの流動性準備金合計の内訳は、以下のとおりである。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（単位：10億ユーロ）	2025年6月30日
中央銀行への預け金	71.0
LCR証券（LCRヘアカット後）	33.6
そのうちHQLA（レベル1）証券	27.0
その他の適格中央銀行資産（ECBヘアカット後）	44.5
流動性準備金合計	149.0

流動性準備金は、今後12ヶ月のうちに満期となる市場資金の大半をカバーしている。

MREL（自己資本及び適格債務最低基準）

クレディ・ミュチュエル・グループは、MRELの通知を受領している⁽¹⁾。

2025年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・グループの外部MREL要件は、グループのリスク加重資産（TREA⁽²⁾）の21.30%（2024年12月31日現在の3.91%のCBR⁽³⁾を含めると25.21%）、レバレッジ比率エクスポージャー（LRE）の6.74%に設定されている。

劣後MREL要件は、リスク加重資産の14.33%（CBRを含めると18.24%）、LREの6.74%に設定されている。

クレディ・ミュチュエル・グループの株主資本と適格負債の合計は、2024年12月時点でMRELを大幅に上回っていた。

MREL比率＋CBRカバレッジ：リスク加重資産（TREA）の39.11%

MREL比率：LREの15.12%

劣後MREL比率+CBRカバレッジ：リスク加重資産（TREA）の26.74%

劣後MREL比率：LREの10.34%

(1) 中心的組織（コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（CNCM））、BFCMを含むその関連事業体及びそれらの全ての子会社で構成される破綻処理グループの段階において、連結ベースで適用される。

(2) TREA：総リスクエクスポージャー額

(3) CBR：複合バッファ要件

3.3 支払能力⁽¹⁾

2025年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの株主資本は、2024年12月31日現在の660億ユーロに対して、合計677億ユーロであった。余剰金により約20億ユーロ増加した。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、強固な自己資本比率を有し、2025年6月30日現在の普通株式等Tier 1（CET 1）比率は2024年12月31日現在18.8%であったのに対して19.4%であった。Tier 1比率は2025年6月30日現在で19.5%であった。また、支払能力比率は2024年12月31日現在21.0%であったのに対して21.7%であった。

規制自己資本CET1は、2025年6月30日時点の純利益を計上した結果、前年同期比2.9%増の608億ユーロに達した。Tier 2資本は、特にBFCMが2025年第1四半期に発行した12.5億ユーロの適格劣後社債等により強化された。

リスク加重資産（RWA）は2025年6月30日現在3,126億ユーロであった（2024年12月31日現在の3,144億ユーロと比較して、0.6%減）。この変動は主にバーゼルIVへ移行の影響によるもので、特にオペレーショナル・リスクの拡大と加重信用リスクの低下（保険株の加重変更の影響を含む。事業活動関連の増加にもかかわらず低下した。）が挙げられる。信用リスク加重資産は総リスク加重資産の相当部分を占めている。

リスク加重資産に対する収益率（RoRWA）は、2025年6月30日時点で1.2%の水準に達した。

(1) 記載した比率は、2025年1月1日をもって適用されるCRR 3/CRD 6規則（バーゼルIVの段階的導入を含む。）に基づき、2025年6月30日現在の見積もりである。当期純利益の株主資本への組み入れは、ECBの承認を条件とする。

3.4 外部格付

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びクレディ・ミュチュエル・グループの格付を発行する3つの格付機関は全て、その財務的安定性とビジネスモデルの適切性を認めている。

	長期/短期カウンター パーティー**	発行体/長期上位 優先社債	見通し	短期上位 優先社債	スタンドアローン 格付***	直近の公表日
S&Pグローバル・レー ティング ¹	AA-/A-1+	A+	安定的	A-1	a	2024年11月7日
ムーディーズ ²	Aa3/P-1	A1	安定的	P-1	a3	2024年12月19日
フィッチ・レーティン グス ³	AA-	AA-	安定的	F1+	a+	2025年6月17日

* 「発行体デフォルト格付」はA+で安定している。

** カウンターパーティー格付は、以下の格付機関の格付を示している。S&Pグローバル・レーティングのレゾリュション・カウンターパーティー、ムーディーズのカウンターパーティー・リスク格付及びフィッチ・レーティングスのデリバティブ・カウンターパーティー格付である。

***スタンドアローン格付は、S&Pグローバル・レーティングのスタンドアローン評価（Stand Alone Credit Profile）（SACP）、ムーディーズの調整後ベースライン信用リスク評価（Adjusted Baseline Credit Assessment）（Adj. BCA）及びフィッチの存続性格付（Viability Rating）に対応している。

1 S&Pグローバル・レーティング：クレディ・ミュチュエル・グループの格付

2 ムーディーズ：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル/BFCM及びCICの格付

ムーディーズの格付において、2024年12月17日付で一定のグループの商品の格下げが実施された：カウンターパーティー・リスク・レーティング（Aa3へ）、カウンターパーティー・リスク評価（Aa3(cr)へ）、非優先預金（AIへ）、優先シニア債務（AIへ）

3 フィッチ・レーティングス：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（クレディ・ミュチュエル・グループの中心企業）の格付

2025年の始めはフランスのソブリン格付に関する動き（2025年2月28日にS&Pがフランス国債格付の見通しを「ネガティブ」に引き下げ）が依然として注目される中であったが、格付機関は2024年（S&Pは2024年11月7日、ムーディーズは2024年12月19日）及び2025年（フィッチ・レーティングスは2025年6月17日）に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びクレディ・ミュチュエル・グループに対する外部格付と安定的な見通しを確認した。これは、事業効率性、多様なビジネスモデルに基づく継続的収入、及び強固な財務基盤を反映したものである。

なお、ムーディーズが2024年12月14日にフランスのソブリン格付を引き下げたため、最高格付のフランス系銀行には機械的な影響（同社の格付手法に基づき享受していた国格付による裏付けの喪失）が生じた。

2025年3月20日に発表されたOLB（オルデンプルギッシュ・ランデスバンク）の買収は、3つの格付機関から歓迎された。本買収の完了は、欧州中央銀行（ECB）や欧州委員会をはじめとする規制当局の承認を条件とする。この取引はクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業多角化をさらに強化するものであり、CET 1比率に影響を及ぼすものの、格付機関やクレディ・ミュチュエル・グループの資本スコアに関する格付機関の評価を変更するものではない。

3.5 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの代替的業績指標

代替的業績指標（API）－AMF一般規則第223-1条／ESMAガイダンス（ESMA／20151415）

標題	定義／計算方法	比率の使用理由
費用収益比率	連結損益計算書の項目に基づいて計算される比率 一般営業費（連結損益計算書の項目である「従業員給付費用」「その他一般営業費」及び「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額の変動」の項目の合計）と「純収益」の比率	銀行の業務効率の測定
貸出金残高に関連する全体的な顧客リスク費用（％又はベシスポイントを単位として表記される）	期末の総貸出金残高に関連し連結財務書類注記に記載の顧客リスク費用	財政状態計算書上の信用コミットメントの割合としてリスクレベルを評価することが可能になる。
リスク費用	公表された連結損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」の項目	リスクレベルの測定
顧客への貸出金	連結財政状態計算書の資産の部の項目である「償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権」の項目	貸出金に関する顧客活動の測定
確定済みリスク費用	減損資産（S3）：注記「カウンターパーティー・リスク費用」	確定済みリスク（不良債権）のレベル測定
未確定リスク費用	12ヶ月の予想損失（S1）＋全期間の予想損失（S2）：注記「カウンターパーティー・リスク費用」IFRS第9号の適用	未確定リスクのレベル測定
顧客預金、会計上の預金	連結財政状態計算書の負債の部に記載される「償却原価で測定する顧客に対する債務」の項目	財政状態計算書の資金源の観点からの顧客活動の測定
貯蓄型保険商品	グループの顧客が保有する生命保険商品 －管理データ（保険会社）	生命保険の観点からの顧客活動の測定

金融貯蓄、カストディで保管されているマネージド貯蓄	顧客が保有している又はカストディ（証券口座、UCITS等）で保有されている財政状態計算書に計上されない貯蓄 －管理データ（グループ企業）	オフ・バランスシートの資金の観点からの代表的な活動の測定（生命保険を除く。）
貯蓄合計	会計上の預金、貯蓄型保険商品及び銀行貯蓄商品の合計	貯蓄の観点からの顧客活動の測定
一般営業費：営業費、管理費用	公表された連結損益計算書の項目である「その他一般営業費」及び「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額」の合計	一般営業費のレベル測定
純利息マージン、純利息収益、純受取利息	連結損益計算書の項目に基づいて計算される。 利息の受取額と利息の支払額の差 －利息の受取額＝公表された連結損益計算書の項目「受取利息及び類似収益」 －利息の支払額＝公表された連結損益計算書の項目「支払利息及び類似費用」	代表的な収益性の測定
預貸率：コミットメント係数	連結財政状態計算書の項目から計算される比率：顧客預金に対する顧客への貸出金合計の割合として示される比率	外部リファイナンスへの依存度の測定
資産利益率（ROAA）	資産合計に対する平均利益率は、当期純利益を2年間の平均資産合計で割って算出される比率	ROAAは、銀行の業績指標であり、使用された資産に関連する利益を測定するものである。
合計カバレッジ比率	規制に基づいてデフォルトと認識される残高総額（S3個別減損を受けた債権の総額）に対する信用リスクに係る引当金（S1、S2及びS3減損）の比率を算出することで決定される。	このカバレッジ比率は、残高総額に関連する最大残余リスクを測定するものである。
不良債権に係るカバレッジ比率	信用リスクに係る引当金（S3減損）の、規制に基づいてデフォルトと認識される残高総額（S3個別減損を受けた債権の総額）に対する比率を算出することで決定される。	このカバレッジ比率は、デフォルト（「不良債権」）に陥った貸出金に関連する最大残余リスクを測定する。
貸出金総額に占める不良債権比率、貸倒懸念債権及び係争債権－CDL率	顧客への貸出金総額に対する個別減損（S3）を受けた債権総額残高の比率（連結財務書類の注記「顧客への貸出金及び債権」に基づき計算：債権総額＋ファイナンス・リース）	資産の質に関する指標

業績指標（API）、財務書類との調整

（単位：百万ユーロ）

費用収益比率	2025年 6 月30日	2024年 6 月30日
一般営業費	-5,026	-4,712
純収益	8,768	8,257
費用収益比率	57.3%	57.1%

当期純利益／平均規制対象資産（RoRWAA）	2025年 6 月30日	2024年12月31日
当期純利益（非支配持分を含む）	1,826	4,124
平均規制対象資産（RWAA）	311,176	307,506
当期純利益／平均規制対象資産一年換算	1.2%	1.3%

預貸率	2025年 6 月30日	2024年12月31日
顧客への貸出金純額	528,365	527,104
顧客預金	478,480	482,741
預貸率	110.4%	109.2%

不良債権のカバレッジ比率	2025年 6 月30日	2024年12月31日
不良債権の減損引当金（S3）	-8,208	-7,873
個別減損債権総額（S3）	17,663	17,112
不良債権のカバレッジ比率	46.5%	46.0%

合計カバレッジ比率	2025年 6 月30日	2024年12月31日
不良債権の減損引当金（S3）及び 正常貸出金の減損引当金（S1及びS2）	-11,544	-11,149
個別減損債権総額（S3）	17,663	17,112
合計カバレッジ比率	65.4%	65.2%

不良債権比率	2025年 6 月30日	2024年12月31日
個別減損債権総額（S3）	17,663	17,112
顧客への貸出金総額	539,909	538,253
不良債権比率	3.3%	3.2%

貸出金残高に関する顧客リスク費用総額	2025年 6 月30日	2024年12月31日
顧客リスク費用総額	-869	-2,020
顧客への貸出金総額	536,518	535,153
貸出金残高に関する顧客リスク費用総額（年換算 ベーシ ス・ポイント）	32	38

純利益／平均規制資産（ROAA）	2025年 6 月30日	2024年 6 月30日
当期純利益	1,826	4,124
平均資産	926,894	922,869
総資産利益率（ROAA）	0.39%	0.45%

4【経営上の重要な契約等】

BFCMは、その有価証券の発行に関連した債務の返済義務を負うことができなくなるといった、BFCMの財政状態に影響を及ぼしうる主要な契約に過去2年間に於いて署名していない。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報／第4 設備の状況／2 主要な設備の状況」に記載されている内容については、以下に下線で示した箇所を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

2025年6月30日現在のBFCMの主要な設備（フランス国内外における主要な支店及び連結子会社）は、以下のとおりである。

2025年6月30日

	事務所名	所在地	設備の内容	土地の帳簿 価額 (百万ユーロ)	建物の帳簿 価額 (百万ユーロ)	その他 有形資産の 帳簿価額 (百万ユーロ)	従業員数 (名)
提出会社	BFCM（本部）	ストラスブール、 フランス	事務所	0	0	0	<u>96</u>
フランス国内 における提出 会社の連結 子会社	GACM及びその他 33の子会社	フランス	事務所	336	<u>796</u>	<u>650</u>	<u>29,669</u>
フランス国外 における提出 会社の連結 子会社	タルゴバンク AG&Co及びその 他34の子会社	ドイツ、ルクセンブ ルク、スイス及び その他の国	事務所	47	<u>133</u>	<u>594</u>	<u>12,773</u>

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

2025年6月30日現在

授權株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
未発行の授權株式はない。（注）	34,302,302	該当なし。（注）

（注） フランスでは、取締役会決議により発行され得る授權株式の概念は存在しないが、株主総会は、取締役会に対して株式又は持分証券の発行に際し、その金額及び期間を決定する権限を、一定の範囲内で与えることができる。

②【発行済株式】

2025年6月30日現在

記名・無記名の別 及び額面・無額面 の別	種類	発行済株式総数 (株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
記名式 額面金額50ユーロ	普通株式	34,302,302	—	普通株式は、完全議決 権株式であり、権利に 何ら限定のない、BFCM における標準的な株式 である。
計	—	34,302,302	—	—

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

2025年6月30日現在

年月日	種類	発行済株式総数		資本金	
		増減数 (株)	残高 (株)	増減額	残高
2025年 1月1日 から2025年 6月30日	額面金額 50ユーロの 普通株式	0	34,302,302	0ユーロ 0円	1,715,115,100ユーロ 295,016,948,351円

(4) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在のBFCMの株式資本の分配

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
CFCM	ストラスブール 67913、リュ・フレデ リッキーギヨーム・ラ イフアイゼン4、セ デックス09、フランス	31,399,922	91.54
CRCM・デュ・ロワール・アト ランティック・エ・ド・サン トル・ウエスト	ナント CS14003、 リュ・ド・リュ 10、セデックス1、フ ランス	754,088	2.20
CFCM・ド・メーヌーアン ジュー・エ・バスーノルマン ディ	ラヴァル 53083、ブル パール・ヴォルネイ 43、フランス	468,327	1.37
CRCM・デュ・ノール・ユー ロップ	リール 59800、プラ ス・リシェベ 4、フ ランス	456,345	1.33
CRCM・デュ・サントル	オルレアン 45920、 リュ・デュ・フォーブ ル・マドレーヌ 105、 プラス・ド・ユーロッ プ、フランス	316,480	0.92
CRCM・ダンジュール	アンジェ 49006、プラ ス・モリエール 1、 フランス	180,974	0.53
CFCM・オセアン	ラ・ロシュシュルー ヨン 85001、リュ・レ アンドル・メルレ 34、フランス	177,478	0.52
CRCM・ディルードーフランス	パリ 75439、リュ・ ド・ラ・ロシュフコー 18、フランス	166,182	0.48
CRCM・ド・ノルマンディ	カーン 14052、リュ・ デュ・11 ノベンブレ 17、フランス	128,524	0.37
CRCM・メディテラネ	マルセイユ 13267、ア ヴェニュー・デュ・プラ ド 494、フランス	80,375	0.23
2025年6月30日現在の10大株主の小計		34,128,695	99.49
その他の株主		173,607	0.51
合計		34,302,302	100.00

2【役員の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報／第5 提出会社の状況／3 コーポレート・ガバナンスの状況等／（2）役員の状況」に記載されている内容については、以下を除き、有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに報告すべき変更はなかった。

議決権のない取締役

有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに以下の3名が議決権のない取締役に選任された。

ドミニク・オーラー (Dominique Hohler)

ジルベルテ・ランゲー (Gilberte Langer)

ナタリー・ムッシ (Nathalie Mussi)

有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに以下の2名が議決権のない取締役を退任した。

ジャン＝ルイ・メトル (Jean-louis Maitre)

ジャン＝フランソワ・パーラ (Jean-François Parra)

第6【経理の状況】

1. 本書記載の当行及びその子会社（以下「BFCMグループ」と総称する。）の邦文の中間連結財務書類は、国際会計基準審議会が公表し、欧州連合が採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）（IAS第34号）に準拠して作成された原文（仏語）の要約中間連結財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳をもとに作成したものである。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計慣行及び表示方法との間の主な相違点に関しては、「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。
BFCMグループの原文の中間財務書類（仏語）の日本における開示は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の適用を受けるものである。
2. 原文の中間財務書類（仏語）は、財務書類の監査を担当する法定監査人である、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるカーペーエムジェー エス ア及びプライスウォーターハウスクーパース フランスからの監査は受けていないが、フランスの専門的基準に準拠したレビューを受けている。
3. 原文の中間財務書類（仏語）はユーロで表示されている。「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき「円」で表示されている金額は、2025年8月15日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝172.01円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨として財務諸表を作成するために換算されたものではない。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円換算額は単に便宜上表示されたものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
4. 円換算額並びに「2 その他」及び「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の記載事項は、当該事項における原文の中間財務書類（仏語）への参照事項を除き、原文の中間財務書類（仏語）には含まれていない。

1 【中間財務書類】

要約連結財務書類

BFCMグループ2025年6月30日連結財務書類
財務書類は未監査だが、限定的レビュー済み

連結財政状態計算書（資産）

	2025年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年 6月30日 (注)	2024年 12月31日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2024年 12月31日 (注)	注記
現金及び中央銀行への預け金	75,012	12,902,814	86,190	14,825,542	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	41,077	7,065,655	39,653	6,820,713	5a
ヘッジ手段のデリバティブ	1,588	273,152	1,701	292,589	6a
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	46,814	8,052,476	44,421	7,640,856	7
償却原価で測定する有価証券	5,952	1,023,804	5,680	977,017	10a
償却原価で測定する金融機関等への貸出金及び債権	61,836	10,636,410	61,897	10,646,903	10b
償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	343,888	59,152,175	342,285	58,876,443	10c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整	284	48,851	209	35,950	6b
保険事業の金融投資	140,977	24,249,454	135,472	23,302,539	13a
発行済保険契約 - 資産	8	1,376	10	1,720	13a
保有再保険契約 - 資産	247	42,486	284	48,851	13a
未収還付税	780	134,168	1,002	172,354	14a
繰延税金資産	858	147,585	1,005	172,870	14b
経過勘定及びその他の資産	7,077	1,217,315	8,682	1,493,391	15a
売却目的保有非流動資産	0	0	0	0	3c
持分法適用会社に対する投資	929	159,797	911	156,701	16
投資不動産	56	9,633	36	6,192	17
有形固定資産	2,556	439,658	2,606	448,258	18a
無形資産	494	84,973	483	83,081	18b
のれん	2,315	398,203	2,315	398,203	19
資産合計	732,747	126,039,811	734,840	126,399,828	-

連結財政状態計算書（負債）

	2025年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年 6月30日 (注)	2024年 12月31日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2024年 12月31日 (注)	注記
中央銀行からの預り金	15	2,580	18	3,096	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	26,847	4,617,952	26,643	4,582,862	5b
ヘッジ手段のデリバティブ	2,660	457,547	3,261	560,925	6a
償却原価で測定する負債証券	158,853	27,324,305	163,710	28,159,757	11a
償却原価で測定する金融機関等に対する債務	50,404	8,669,992	46,031	7,917,792	11b
償却原価で測定する顧客に対する債務	287,627	49,474,720	295,099	50,759,979	11c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整	-16	-2,752	-15	-2,580	6b
未払税金	425	73,104	450	77,405	14a
繰延税金負債	478	82,221	481	82,737	14b
経過勘定及びその他の負債	12,010	2,065,840	12,671	2,179,539	15b
売却目的保有非流動資産関連の負債	0	0	0	0	3c
発行済保険契約 - 負債	129,868	22,338,595	125,195	21,534,792	13c、13d
引当金	3,285	565,053	2,913	501,065	20
償却原価で測定する劣後債	13,593	2,338,132	13,180	2,267,092	21
株主資本合計	46,698	8,032,523	45,203	7,775,368	22
グループに帰属する株主資本	41,997	7,223,904	40,737	7,007,171	22
資本金及び関連剰余金	6,568	1,129,762	6,568	1,129,762	22a
連結剰余金	33,822	5,817,722	30,959	5,325,258	22a
その他の包括利益累計額（未実現又は繰延損益）	161	27,694	195	33,542	22b
当期純利益／（損失）	1,447	248,898	3,015	518,610	
株主資本－非支配持分	4,701	808,619	4,466	768,197	
負債及び株主資本合計	732,747	126,039,811	734,840	126,399,828	

2024年12月31日現在でCICロンドンは2,030百万ポンド（2,448百万ユーロ）を「償却原価で測定する負債証券」から「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に組み替えている。

（注）「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき1ユーロ172.01円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

連結損益計算書

	2025年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年 6月30日 (注) (百万円)	2024年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2024年 6月30日 (注) (百万円)	注記
受取利息及び類似収益	14,617	2,514,270	17,055	2,933,631	24
支払利息及び類似費用	-11,235	-1,932,532	-13,787	-2,371,502	24
手数料（収益）	2,389	410,932	2,332	401,127	25
手数料（費用）	-743	-127,803	-698	-120,063	25
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	839	144,316	497	85,489	26
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	16	2,752	-13	-2,236	27
償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる純損益	2	344	0	0	28
発行済保険契約に係る収益	3,901	671,011	3,712	638,501	29、 29a
発行済保険契約に係る費用	-3,170	-545,272	-3,085	-530,651	29、 29a
保有再保険契約に係る収益及び費用	-67	-11,525	-51	-8,773	29
発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用	-2,992	-514,654	-3,073	-528,587	29
保有再保険契約に係る金融収益又は費用	3	516	4	688	29
保険事業に係る金融投資により生じる純利益	3,115	535,811	3,189	548,540	29b
その他の活動に係る収益	659	113,355	371	63,816	30
その他の活動に係る費用	-784	-134,856	-275	-47,303	30
純収益	6,549	1,126,493	6,178	1,062,678	
うち保険事業に係る当期純利益	789	135,716	695	119,547	
一般営業費	-3,231	-555,764	-3,041	-523,082	31a、 31d
有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金の変動	-174	-29,930	-166	-28,554	31b、 31c、 31d
営業総利益	3,144	540,799	2,970	510,870	
カウンターパーティー・リスク費用	-782	-134,512	-799	-137,436	32
営業利益	2,363	406,460	2,171	373,434	
持分法適用会社の純利益に対する持分	37	6,364	40	6,880	16
その他の資産に係る純損益	0	0	-2	-344	33
のれんの価値の変動	1	172	0	0	34
税引前利益	2,402	413,168	2,210	380,142	
法人税	-764	-131,416	-496	-85,317	35
当期純利益	1,638	281,752	1,714	294,825	
当期純利益 - 非支配持分	191	32,854	189	32,510	
グループに帰属する当期純利益	1,447	248,898	1,524	262,143	
一株当たり利益（ユーロ）	42.17	7,254	44.44	7,644	36
希薄化後一株当たり利益（ユーロ）	42.17	7,254	44.44	7,644	36

2024年6月30日現在で244百万ユーロの費用を「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」の項目から「支払利息及び類似費用」に組み替えている。

（注）「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき1ユーロ172.01円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

連結包括利益計算書

	2025年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年 6月30日 (注) (百万円)	2024年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2024年 6月30日 (注) (百万円)
当期純利益	1,638	281,752	1,714	294,825
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益：				
為替換算調整勘定	-203	-34,918	28	4,816
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再評価 - 資本性金融商品	116	19,953	-31	-5,332
ヘッジ手段のデリバティブの再測定	0	0	3	516
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する保険事業の資本性金融商品の再評価	27	4,644	-1,280	-220,173
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益における保険契約の再評価	51	8,773	1,060	182,331
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益における再保険契約の再評価	2	344	1	172
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-2	-344	1	172
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益合計	-9	-1,548	-218	-37,498
純損益に振替えられることのないその他の包括利益：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再評価 - 期末現在保有している資本性金融商品	35	6,020	-39	-6,708
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する保険事業の資本性金融商品の再評価	-15	-2,580	125	21,501
変動手数料保険契約の再評価の影響 - 純損益に振替えられることのないその他の包括利益	-6	-1,032	-4	-688
公正価値オプションで測定する金融負債の自己の信用リスクに関連する再評価差額	0	0	0	0
非流動資産の再評価	0	0	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の差異	-16	-2,752	55	9,461
純損益に振替えられることのない持分法適用会社の損益に対する持分	0	0	0	0
純損益に振替えられることのないその他の包括利益合計	-2	-344	137	23,565
当期純利益及びその他の包括利益	1,626	279,688	1,633	280,892
うちグループ帰属分	1,413	243,050	1,475	253,715
うち非支配持分	214	36,810	158	27,178

その他の包括利益で直接認識される損益の純額の項目は、税引後の金額で表示されている。

(注) 「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき1ユーロ172.01円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

[次へ](#)

連結株主資本等変動計算書

(百万ユーロ)	資本金	株式払込剰余金	剰余金 ⁽¹⁾	その他の包括利益累計額				グループに 帰属する 当期純利益	グループに 帰属する 株主資本	非支配 持分	連結株主資本 合計
				為替換算 調整 勘定	その他の 包括利益 を通じて 公正価値 で測定す る資産	ヘッジ手段 の デリバティ フ	数理計算 上の 損益				
2023年12月31日現在の株主資本	1,715	4,853	28,011	106	188	-1	-103	3,002	37,771	4,308	42,079
前会計年度の利益処分	0	0	3,002	0	0	0	0	-3,002	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	-167	0	0	0	0	0	-167	-120	-288
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	2,834	0	0	0	0	-3,002	-167	-120	-288
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	1,524	1,524	189	1,714
その他の包括利益（損失）累計額の変動	0	0	0	29	-134	3	53	0	-50	-31	-81
小計	0	0	0	29	-134	3	53	1,524	1,474	159	1,633
取得及び処分による非支配持分への影響 ⁽²⁾	0	0	30	0	0	0	0	0	30	0	30
その他の変動 ⁽³⁾	0	0	98	0	0	0	0	0	98	180	277
2024年6月30日現在の株主資本	1,715	4,853	30,973	135	54	1	-51	1,524	39,206	4,526	43,732
前会計年度の利益処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-339	-339
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-339	-339
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	1,491	1,491	208	1,699
その他の包括利益（損失）累計額の変動	0	0	0	64	5	-12	-1	0	55	64	118
小計	0	0	0	64	5	-12	-1	1,491	1,546	271	1,817
取得及び処分による非支配持分への影響 ⁽²⁾	0	0	-6	0	0	0	0	0	-6	0	-6
その他の変動 ⁽³⁾	0	0	-9	0	0	0	0	0	-9	7	-1
2024年12月31日現在の株主資本	1,715	4,853	30,959	199	59	-11	-52	3,015	40,737	4,466	45,203
前会計年度の利益処分	0	0	3,015	0	0	0	0	-3,015	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	-171	0	0	0	0	0	-171	-130	-300
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	2,845	0	0	0	0	-3,015	-171	-130	-300
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	1,447	1,447	191	1,638
その他の包括利益（損失）累計額の変動	0	0	0	-204	188	0	-18	0	-34	23	-11
小計	0	0	0	-204	188	0	-18	1,447	1,412	214	1,626
取得及び処分による非支配持分への影響 ⁽⁴⁾	0	0	19	0	0	0	0	0	19	3	23
その他の変動 ⁽⁵⁾	0	0	-1	0	0	0	0	0	-1	148	147
2025年6月30日現在の株主資本	1,715	4,853	33,822	-5	247	-11	-70	1,447	41,997	4,701	46,698

(1) 2025年6月30日現在の剰余金合計は33,822百万ユーロで、内訳は法定準備金172百万ユーロ、規制準備金9,700百万ユーロ、その他準備金23,950百万ユーロである。

(2) Cofidis プットに関連する負債の巻き戻し、プレス部門レベルでのプットの認識、及びCarolineの処分の認識に関するもの。

(3) La Françaiseサブ連結グループをBFCMグループの連結範囲に含めたことに関連する。

(4) グループ外における増資に関するもの。

(5) 当期に発生したBFCMグループ範囲内の債務のうちグループ外部分の再表示。

連結株主資本等変動計算書

(注) (百万円) (レビュー対象外)	資本金	株式払込剰 余金	剰余金 ⁽¹⁾	その他の包括利益累計額				グループに 帰属する 当期純利益	グループに 帰属する 株主資本	非支配 持分	連結株主資本 合計
				為替換算 調整 勘定	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る資産	ヘッジ手 段の デリバ ティブ	数理計算 上の 損益				
2023年12月31日現在の株主資本	294,997	834,765	4,818,172	18,233	32,338	-172	-17,717	516,374	6,496,990	741,019	7,238,009
前会計年度の利益処分	0	0	516,374	0	0	0	0	-516,374	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	-28,726	0	0	0	0	0	-28,726	-20,641	-49,539
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	487,476	0	0	0	0	-516,374	-28,726	-20,641	-49,539
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	262,143	262,143	32,510	294,825
その他の包括利益（損失）累計額の変動	0	0	0	4,988	-23,049	516	9,117	0	-8,601	-5,332	-13,933
小計	0	0	0	4,988	-23,049	516	9,117	262,143	253,543	27,350	280,892
取得及び処分による非支配持分への影響 ⁽²⁾	0	0	5,160	0	0	0	0	0	5,160	0	5,160
その他の変動 ⁽³⁾	0	0	16,857	0	0	0	0	0	16,857	30,962	47,647
2024年6月30日現在の株主資本	294,997	834,765	5,327,666	23,221	9,289	172	-8,773	262,143	6,743,824	778,517	7,522,341
前会計年度の利益処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-58,311	-58,311
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-58,311	-58,311
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	256,467	256,467	35,778	292,245
その他の包括利益（損失）累計額の変動	0	0	0	11,009	860	-2,064	-172	0	9,461	11,009	20,297
小計	0	0	0	11,009	860	-2,064	-172	256,467	265,927	46,615	312,542
取得及び処分による非支配持分への影響 ⁽²⁾	0	0	-1,032	0	0	0	0	0	-1,032	0	-1,032
その他の変動 ⁽³⁾	0	0	-1,548	0	0	0	0	0	-1,548	1,204	-172
2024年12月31日現在の株主資本	294,997	834,765	5,325,258	34,230	10,149	-1,892	-8,945	518,610	7,007,171	768,197	7,775,368
前会計年度の利益処分	0	0	518,610	0	0	0	0	-518,610	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	-29,414	0	0	0	0	0	-29,414	-22,361	-51,603
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	489,368	0	0	0	0	-518,610	-29,414	-22,361	-51,603
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	248,898	248,898	32,854	281,752
その他の包括利益（損失）累計額の変動	0	0	0	-35,090	32,338	0	-3,096	0	-5,848	3,956	-1,892
小計	0	0	0	-35,090	32,338	0	-3,096	248,898	242,878	36,810	279,688
取得及び処分による非支配持分への影響 ⁽⁴⁾	0	0	3,268	0	0	0	0	0	3,268	516	3,956
その他の変動 ⁽⁵⁾	0	0	-172	0	0	0	0	0	-172	25,457	25,285
2025年6月30日現在の株主資本	294,997	834,765	5,817,722	-860	42,486	-1,892	-12,041	248,898	7,223,904	808,619	8,032,523

- (1) 2025年6月30日現在の剰余金合計は5,817,722百万円で、内訳は法定準備金29,586百万円、規制準備金1,668,497百万円、その他準備金4,119,640百万円である。
- (2) Cofidis プットに関連する負債の巻き戻し、プレス部門レベルでのプットの認識、及びCaroLineの処分の認識に関するもの。
- (3) La Françaiseサブ連結グループをBFCMグループの連結範囲に含めたことに関連する。
- (4) グループ外における増資に関するもの。
- (5) 当期に発生したBFCMグループ範囲内の債務のうちグループ外部分の再表示。

(注) 「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき1ユーロ172.01円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

次へ

連結キャッシュ・フロー計算書

	2025年6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年6月30日 (注) (百万円)	2024年6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2024年6月30日 (注) (百万円)
当期純利益	1,638	281,752	1,714	294,825
法人税	764	131,416	495	85,145
税引前利益	2,402	413,168	2,209	379,970
+/- 有形固定資産減価償却費及び無形資産償却費（純額）	173	29,758	167	28,726
- のれん及びその他の固定資産の減損	2	344	-2	-344
+/- 引当金及び減損繰入額（純額）	549	94,433	459	78,953
+/- 持分法適用会社の利益に対する持分	-37	-6,364	-40	-6,880
+/- 投資活動に係る純損失／利益	-19	-3,268	-57	-9,805
+/- 財務活動による（収益）／費用	0	0	0	0
+/- その他の変動	5,421	932,466	3,476	597,907
＝税引前当期純利益に含まれる非貨幣項目及びその他調整合計	6,089	1,047,369	4,003	688,556
+/- 金融機関との取引に関する収入及び支出	2,327	400,267	-13,235	-2,276,552
+/- 顧客取引に関する収入及び支出	-10,499	-1,805,933	-11,108	-1,910,687
+/- 金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	-9,122	-1,569,075	1,360	233,934
+/- 非金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	-2,581	-443,958	3,802	653,982
+ 持分法適用会社からの配当金受取額	12	2,064	11	1,892
- 法人税支払額	-426	-73,276	-384	-66,052
＝営業活動による資産及び負債の純減／（増）	-20,289	-3,489,911	-19,554	-3,363,484
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）合計（A）	-11,798	-2,029,374	-13,342	-2,294,957
+/- 金融資産及び投資に関する収入及び支出	-15	-2,580	-344	-59,171
+/- 投資不動産に関する収入及び支出	1	172	61	10,493
+/- 有形固定資産及び無形資産に関する収入及び支出	-104	-17,889	-100	-17,201
投資活動によるキャッシュ・フロー（純額）合計（B）	-118	-20,297	-383	-65,880
+/- 株主へのキャッシュ・フロー及び株主からのキャッシュ・フロー	-299	-51,431	-276	-47,475
+/- 財務活動に関連するその他のキャッシュ・フロー（純額）	-2,198	-378,078	3,618	622,332
財務活動によるキャッシュ・フロー（純額）合計（C）	-2,497	-429,509	3,342	574,857
現金及び現金同等物に係る為替換算差額（D）	-154	-26,490	-29	-4,988
現金及び現金同等物の増加／（減少）（純額）（A+B+C+D）	-14,567	-2,505,670	-10,412	-1,790,968
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）（A）	-11,798	-2,029,374	-13,342	-2,294,957
投資活動によるキャッシュ・フロー（純額）（B）	-118	-20,297	-383	-65,880
財務活動によるキャッシュ・フロー（純額）（C）	-2,497	-429,509	3,342	574,857
現金及び現金同等物に係る為替換算差額（D）	-154	-26,490	-29	-4,988
現金及び現金同等物の期首残高	71,896	12,366,831	84,694	14,568,215
現金及び中央銀行への預け金／中央銀行からの預り金（資産／負債）	86,166	14,821,414	97,014	16,687,378
金融機関との間の勘定（資産／負債）及び要求払貸出金／借入金	-14,270	-2,454,583	-12,320	-2,119,163
現金及び現金同等物の期末残高	57,329	9,861,161	74,282	12,777,247
現金及び中央銀行への預け金／中央銀行からの預り金（資産／負債）	74,995	12,899,890	89,475	15,390,595
金融機関との間の勘定（資産／負債）及び要求払貸出金／借入金	-17,666	-3,038,729	-15,193	-2,613,348
現金及び現金同等物に係る変動	-14,567	-2,505,670	-10,412	-1,790,968

（注）「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき1ユーロ172.01円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

[次へ](#)

BFCMグループ連結財務書類に対する注記

2025年6月30日現在の連結財務書類は、国際会計基準の適用に関する規則（EC）第1606／2002号、及び同基準の採用に関する規則（EC）第1126／2008号に基づき、欧州連合が採択した国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された、要約連結財務書類である。

注記における数字は百万ユーロで表示されている。

注記1：会計原則及び会計方針

国際会計基準の適用に関する規則（EC）第1606／2002号及び同基準の採用に関する規則（EC）第1126／2008号に基づき、要約連結財務書類は、2025年6月30日において欧州連合が採択した国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されている。

この基準は、以下の欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。

https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/financial-reporting_en#ifrs-financial-statements

本要約中間連結財務書類は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されている。

財務書類は、Autorité des normes comptables（ANC - フランス会計基準当局）のIFRS要約財務書類に関する勧告第2022-01号において推奨されている書式に従って表示されている⁽¹⁾。これらは、欧州連合が採択した国際会計基準と一致している。

⁽¹⁾ グループは、保険部門が保有する金融商品を勧告によって推奨されたものとは異なる方法でグループ化することを選択したことに留意されたい。セクション2.2「保険事業」参照。

中間連結財務書類に対する注記は、2024年度の年次報告書（Universal Registration Document）に記載されている2024年12月31日に終了した事業年度の監査済み連結財務書類と併せて読むべきである。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載されている。

2025年1月1日から適用された改訂

2025年1月1日からグループではIAS第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂を適用している。この改訂は、ある通貨が他の通貨に交換可能である場合と交換可能でない場合に会社が適用為替レートをどのように決定し、どのような開示をしなければならないかを規定している。

グループはこれらの論点による影響を受けていないため、財務書類への影響はない。

マクロ経済的及び地政学的背景

ウクライナ危機や中東における紛争が継続しており、マクロ経済的・地政学的に不確実性な状況が続いている。なお、フランス相互信用連合銀行はこれらの紛争地域に拠点を置いていないため、これらの国における直接的エクスポージャーは重大ではない。しかしグループは、これらの危機の間接的な影響について引き続き警戒している。

またグループは、米国政府が推進する関税の動向や、顧客への経済的影響の可能性にも注視している。

これに関連して、グループは、与信コミットメント、ポートフォリオの価値、金利リスクの管理及び流動性の状況を継続的に監視している。グループは、強固なガバナンスとリスク管理システムを備えている。また、株主資本の水準とそれに基づく諸比率により、グループの健全性がこの状況に対処することを可能にしている。

信用リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、正常債権（ステージ1及び2）に対する引当金計上の一環として、マクロ経済見通しだけでなく相次ぐ危機の影響も考慮している。

引当金の水準は、この深刻に悪化した状態が続いている経済状況において直接的又は間接的に影響を受け困難に直面している職業的専門家の顧客又は企業及び個人顧客の信用リスクの潜在的な増加を監視するために実施されるケースバイケースの分析の結果として導き出される。

2023年以降、欧州銀行監督機構と欧州中央銀行が発行した勧告に沿って、グループは複数シナリオ・アプローチ並びに、信用リスクの著しい増大及び予想信用損失の評価の測定に使用されるデフォルト確率を算出するための実際の方法を見直す作業に取り組んできた。この取り組みは、グループが策定した複数年の作業計画の一環として継続されている。

マクロ経済シナリオ

2025年6月30日現在、グループは、3つのマクロ経済シナリオを選択しており、これにより現在のマクロ経済状況に伴う不確実性を考慮することを可能にしている。

- 中央シナリオでは、米国のウクライナ支援の終了と貿易戦争の激化を織り込んでいる。米国との外交上の分裂により欧州連合（EU）がウクライナ防衛を担当し、一部加盟国が復興計画を策定することになる。しかしフランスの場合、こうした計画による成長率への影響はほとんどないであろう。2025年末における成長率は0.6%と推定され、その後数年間は1%を目指して推移すると考えられる。インフレ率は賃金上昇の鈍化とエネルギー価格の下落を受けて、2025年末時点で1.2%と低水準にとどまり、2026年以降は目標の2%に向けて収れんするとみられる。ECBは2025年9月までに主要金利の利下げを数回行い、その時点で中銀預金金利が目標の2%に達すると予想される。短期金利はECB金利に追随するのに対して、フランスの長期金利はドイツの長期金利の上昇を受けて上昇するであろう。Livret A 通帳預金口座の金利は2026年まで低下した後、2028年まで徐々に上昇すると予想される。
- 悲観的シナリオでは、2025年末から2026年にかけて米国との大規模な貿易危機が起き、すべての製品に対する関税の引き上げが続くと予想している。この危機によりフランスでは対外貿易の減速、設備投資の減少、失業率の上昇が起これ、家計消費や不動産投資が減少することで、GDPが縮小するであろう。
- 楽観的シナリオでは、ユーロ圏において、脱炭素化を支援しつつ、製造業と防衛部門を強化することを目的とした大規模な予算計画が、迅速かつ協調的に実施されると想定している。こうした計画は、生産性と競争力を向上するとともに、脱炭素化の行程を加速することで、経済活動を支えするものになる。米国市場が逼迫する中で、友好国に課している関税を政府が今年下半期時点で数回にわたり引き下げることが予想される。さらに、ブラジルで開催されるCOP30において、パリ気候協定締約国による野心的な気候行動計画が新たに採択されることになるだろう。

中央シナリオで用いられるマクロ経済変数と予測

中央シナリオにおいて予想信用損失の算定に用いられた主な変数は以下のとおりである。

マクロ経済の仮定 フランス	2025年 平均	2026年 平均	2027年 平均	2028年 平均
たばこを除くインフレ率	1.20%	1.9%	2.00%	2.00%
原油価格（ドル）	73	75	75	85
GDP成長率	0.60%	1.10%	1.00%	1.00%
失業率（期末）	7.70%	7.60%	7.50%	7.50%
市場金利				
ユーロ圏				
3ヶ月物EURIBOR	2.31%	2.10%	2.31%	2.35%
フランス				
10年物TEC（コンスタント・マチュリティー・レート）	3.38%	3.30%	3.40%	3.50%

マクロ経済シナリオの加重

加重はクレディ・ミュチュエル・グループのエコノミストによる景気循環予測を反映している。これは2024年12月31日時点で各シナリオに割り振られた発生確率を改めて確認するものになっている。

直近3期のシナリオの加重は以下のとおりである。

	中央シナリオ	悲観的シナリオ	楽観的シナリオ
2024年6月30日現在	60%	30%	10%
2024年12月31日現在	70%	25%	5%
2025年6月30日現在	70%	25%	5%

グループは2023年以降、予想信用損失の算定にあたって将来予測的側面の考慮を統合するサイクルを実施してきた。2025年6月30日現在の予想信用損失は2,781百万ユーロとなり、2024年12月31日と比較して29百万ユーロ変動した。

2025年6月30日時点で、グループは以下のモデル後調整を認識した。

- ・ 第一は、現在の経済環境に起因するマクロ経済の高い不確実性を考慮して、モデルの将来予測的な側面を補強するものである。
- ・ 第二は、セクター別の調整である。これは、気候リスク（この影響を最も強く受けるセクターは農業、陸上・航空・海上輸送、エネルギー生産、金属、コークス製造、精錬など）や、特に米国の関税の不安定性など足元の危機の影響を受け、かつグループの事業モデルにおいて重要なエクスポージャーを構成するセクターに対する引当金の水準を補うために用いられる。

2025年6月30日現在、これらの2つのモデル後調整額はそれぞれ214百万ユーロ及び123百万ユーロであった。これらは、予想信用損失全体の、すなわちステージ1とステージ2の残高の12.1%（2024年12月31日現在では9.1%）に相当する。

さらに、レバレッジ取引に関して2022年12月31日現在で認識されていたモデル後調整額の50百万ユーロは、2025年6月30日現在で全額が戻し入れられている。

感応度分析

グループは、ステージ1とステージ2の残高に係る予想信用損失額（モデル後調整を含む）の経済環境に対する感応度を評価している。

これらの分析では、各シナリオについて100%加重の場合が示されている。

- ・ 悲観的シナリオでは、予想信用損失に対して8.2%（227百万ユーロ）の追加引当金が必要となる。
- ・ 逆に楽観的シナリオでは、予想信用損失が14.1%（391百万ユーロ）減少する。
- ・ 中央シナリオでは、予想信用損失が11.6%（322百万ユーロ）減少する。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載されている。

1. 連結の方法と範囲

1.1 連結主体

グループの親会社はフランス相互信用連合銀行（Banque Fédérative du Crédit Mutuel）である。

1.2 連結の範囲

事業体を連結範囲に含めるか否かを決定する一般原則は、IFRS第10号、IFRS第11号及び改訂IAS第28号により定められている。

グループが支配する又は重要な影響力を及ぼすが、連結財務書類上重要ではない事業体は、連結の範囲から除外される。ある事業体の財政状態計算書の合計又は純損益が、連結計算書又は下位連結計算書（レベル別の連結の場合）の合計に占める割合が1%以下の場合、連結財務書類上重要ではないとみなされる。この定量的基準は相対的なものにすぎず、この基準値に達しているか否かに関わらず、その事業又は予想される動向を鑑みて戦略的投資とみなされる場合には、事業体が連結グループに含まれることもある。

連結の範囲は、以下からなる。

支配下にある事業体：支配は、グループが事業体に対するパワーを有する場合、グループが事業体への関与によって生じる変動リターンに対するエクスポージャーにさらされている又は変動リターンに対する権利を有する場合、及び事業体が獲得するリターンに影響を及ぼすように事業体に対するパワーを用いる能力を有している場合に存在する。グループの支配下にある事業体の財務書類は、全部連結している。

共同支配下にある事業体：共同支配は、契約により合意された事業体に対する支配の共有であり、主な活動に関する決定に支配を共有する当事者の全会一致の合意が求められる場合にのみ存在する。共同支配を行使する2者以上の当事者はパートナーシップを構成し、共同支配事業又は共同支配企業のいずれかとなる。

- ・ 共同支配事業とは、共同支配を行使する当事者が、当該事業体に対する持分に応じて、資産に対する権利及び負債に基づく義務を有するパートナーシップである。これには、資産、負債、収益及び費用が、当該事業体に対して保有する持分割合に応じて認識されることが伴う。
- ・ 共同支配企業とは、共同支配を行使する当事者が、共同支配企業の純資産に対する権利を有するパートナーシップである。共同支配企業は持分法で会計処理される。

グループの共同支配下にある全ての事業体は、IFRS第11号の定義における共同支配企業である。

グループが重要な影響力を有する事業体：これらは、連結主体により支配されていないが、連結主体が当該事業体の財務及び営業方針の決定に関与することができる事業体である。グループが重要な影響力を有する事業体の株式持分は、持分法を適用して会計処理されている。

プライベート・エクイティ会社が所有、又は共同支配下にある若しくは重要な影響力を行使している投資は、純損益を通じて公正価値で認識される。

1.3 連結の方法

使用した連結方法は、以下のとおりである。

1.3.1 全部連結

この方法では、対象となる子会社に対して保有する株式の価額を当該子会社の資産及び負債に置き換え、非支配持分の額を株主資本及び当期純利益において個別に表示する。この方法は、対象となる事業が連結主体の事業の延長か否かを問わず、会計上の構造が異なる事業体を含め、支配下にある全ての事業体に用いられる。

1.3.2 持分法の適用

この方法では、所有株式の価額を、対象事業体のうちグループに帰属する株主資本及び当期純利益に置き換える。この方法は、共同支配下にあり、共同支配企業に分類される全ての事業体、又はグループが重要な影響力を及ぼす全ての事業体に適用される。

1.4 非支配持分

非支配持分は、IFRS第10号で定義されている支配を有さない持分であり、清算時に純資産の配分を受け取る権利を所有者に与えるパートナーシップ持分、及び子会社が発行し、グループが保有していないその他の資本性金融商品が含まれる。

特に保険会社のユニットリンク型保険契約などの連結された譲渡可能証券の集団投資事業（UCITS）は、純損益を通じて公正価値で認識される。非支配持分相当額は「その他の負債」に計上している。

IAS第32号に基づき、グループはCofidis Participationに対する持分を100%に引き上げるために契約債務を認識した。相手勘定として非支配株主持分の減少、また超過額部分についてはグループに帰属する持分の減少が計上された。

1.5 報告日

連結範囲に含まれる全グループ会社の年次財務諸表の報告日は12月31日である。

1.6 内部取引及び残高の相殺消去

内部取引及び残高、並びに連結財務書類に重要な影響を及ぼす内部取引の売上から生じた損益は、相殺消去される。

1.7 外貨換算

外国子会社の財政状態計算書は、報告日の公式為替レートでユーロに換算される。為替レートの変動が資本金、準備金、及び利益剰余金に影響を及ぼしたことにより生じた差異は、株主資本の個別構成項目として「為替換算調整勘定」に計上している。損益計算書は当該会計年度の平均為替レートで換算されており、これは当該期間に著しい為替変動がないため代用として許容することができる。その結果発生した換算による差異は、「為替換算調整勘定」に計上している。外国事業体に対する持分の一部又は全部を清算又は処分した場合、当該金額は損益計算書を通じて認識している。

1.8 のれん

1.8.1 公正価値の測定

新規事業体の支配持分の取得日において、当該事業体の資産、負債、及び偶発負債は、公正価値で測定している。公正価値の調整額は、帳簿価額と公正価値の差額である。

1.8.2 のれん

IFRS第3号に従い、新規事業体における支配持分の取得日現在で、IFRSに基づく認識基準を満たす同社の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、取得日現在の公正価値で測定している。ただし、IFRS第5号に基づく売却目的保有資産に分類された非流動資産は、売却費用控除後の公正価値と帳簿価額の純額のいずれか低い方の金額で認識している。のれんは、譲渡の対価及び非支配持分の金額から、識別可能な取得資産及び引受債務として（通常は公正価値で）認識した正味金額を控除した金額と一致する。改訂IFRS第3号では、全部のれん又は部分のれんの認識が認められており、企業結合ごとに個別に選択できる。前者の場合、非支配持分は公正価値で測定される（いわゆる全部のれん法）。後者の場合、被取得企業の資産及び負債に帰属する価値に対する持分に基づいて測定される（部分のれん）。正ののれんは資産として認識し、負ののれんは直ちに損益計算書の「のれんの価値の変動」において認識している。既に支配している事業体におけるグループの持分が増加／減少した場合、当該株式の取得原価／売却価格と、連結株主資本のうちの取得日／売却日現在の当該株式に相当する部分の差異を、株主資本で認識している。

全部連結対象の事業体については、のれんは財政状態計算書の個別科目に表示し、事業体に持分法が適用される場合は「持分法適用会社に対する投資」の項目内に表示している。

取得に関連した直接費用はのれんには含まれず、改訂IFRS第3号に従い純損益で認識される。

のれんについては、グループは定期的に（少なくとも年1回）、減損テストを実施している。このテストは、のれんの価値が下落しているか否かを識別するように設計されている。企業結合に伴うのれんは、企業結合により生み出されるシナジーからの利益を得る可能性の高い資金生成単位（CGU）又はCGUグループに配分される。CGU又はCGUグループからの回収可能価額は、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額となる。使用価値は見積将来キャッシュ・フローに関して測定し、貨幣の時間価値の現在の市場評価、及びCGUの資産に固有のリスクを反映した金利で割り引く。のれんの割当先のCGUの回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合、差額について減損損失が認識される。この減損は損益計算書で認識されており、戻し入れることはできない。実際には、CGUの定義はグループの事業の種類に基づいて行っている。

関連会社又は共同支配企業に関するのれんは、持分法適用会社の帳簿価額に含まれる。この場合、持分法適用会社の評価とは別に減損テストを実施しない。回収可能価額（すなわち、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回った場合、減損損失を認識するが、特定の資産には配分されない。後日、持分法適用会社の回収可能価額が増加した場合には、減損損失の戻入れが認識される。

2. 会計原則及び会計方針

2.1 IFRS第9号における金融商品

2.1.1 金融資産の分類及び測定

IFRS第9号においては、金融商品の分類及び測定は、金融商品の事業モデル及び契約上の条件に依拠している。

2.1.1.1 貸出金、債権及び取得した負債証券

資産は以下のように分類される。

- ・ 償却原価での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されており、その特性が「基本」契約の特性に類似している場合。以下の「キャッシュ・フロー特性」（「回収目的保有」モデル）の項を参照。
- ・ その他の包括利益を通じた公正価値での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収と機会があれば売却することの両方を目的としてその金融商品を保有しているが、売買目的で保有していない場合で、その特性が基本契約の特性に類似しており、関連キャッシュ・フローの予測可能性が高いことを黙示的に示している場合（「回収及び売却目的保有」モデル）。
- ・ 純損益を通じた公正価値での測定（以下のいずれかの場合）
 - （「基本」の基準を満たさない及び／又は「その他」の事業モデルに基づき管理しているため）前述の2つの区分に該当しない。
 - グループが当初の時点で、純損益を通じて公正価値で測定するという取消不能の選択を行っている。この選択肢は、他の関連商品と関連した会計上のミスマッチを軽減させるために使用される。

キャッシュ・フローの特性

元本の返済と元本残高に対する利息の支払のみを表す契約上のキャッシュ・フローは、「基本」契約と整合している。

基本契約では、利息は主に貨幣の時間価値（マイナス金利を含む）と信用リスクに対する対価を表す。利息には、流動性リスク、資産運用管理費及び金利マージンも含まれる。

特に契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性のある契約条項など、全ての契約条項を分析する必要がある。借手又は貸手が金融商品を期限前に返済するという合意に基づく選択肢は、返済額が基本的に元本残高及び経過利息、並びに該当する場合には合理的な金額の期限前返済違約金の支払を表す場合において、契約上のキャッシュ・フローのSPPI⁽¹⁾（solely payment of principal and interest）の基準と整合している。

期限前返済違約金は、例として、下記の場合において合理的であるとみなされる。

- ・ 返済された元本に対する比率として表示され、返済された額面金額の10%未満である場合

- ・ 融資実行日と期限前返済日の間の指標金利の差異を補償する目的の算定式に従い決定された場合

(1) SPPI:元本と利息の支払いのみ。

契約上のキャッシュ・フローの分析では、利息に含まれる貨幣の時間価値が当該商品の契約条項によって変化する可能性が高い場合、参照金融商品のキャッシュ・フローと比較することも必要になることがある。例えば、金融商品の利率が定期的に更改されるものの、更改の頻度と利率が決定される期間に関連がない場合（例えば、年率が毎月更改されるなど）、又は金融商品の利率が平均利率に基づいて定期的に更改される場合などがそれにあたる。

金融資産の割引前の契約上のキャッシュ・フローと参照金融商品の割引前のキャッシュ・フローの差異が重大であるか又は重大になる可能性がある場合、その金融資産は基本的とはみなされない。

場合に依りて、分析は定性分析又は定量分析のいずれかとなる。差異が重要であるか否かは、各事業年度について、及び当該金融商品の残存期間にわたり累積的に評価される。定量分析では、合理的に起こりうると考えられる一連のシナリオを考慮に入れる。このため、グループは2000年にまで遡った利回り曲線を用いている。

さらに、証券化については、保有者間において支払に優先順位があり、トランシェの形式で信用リスクの集中が見られる場合に、個別の分析が行われる。この場合、分析において、グループが投資を行ったトランシェ及び基礎となる金融商品の契約上の特性、並びに基礎となる金融商品の信用リスクに関連したトランシェの信用リスクの検証を行う必要がある。

注意点：

- ・ 金融資産に組み込まれたデリバティブは区分して会計処理されていない。つまり、ハイブリッド商品全体が非基本的とみなされ、純損益を通じた公正価値で計上されている。
- ・ UCITS又は不動産集団投資事業（OPCI）の受益証券は基本的金融商品ではないため、純損益を通じて公正価値で認識される。

事業モデル

事業モデルは、キャッシュ・フロー及び収益を創出するための金融商品の管理方法を表す。これは、単純に経営者の意図ではなく、観察可能な事実に基づくものである。事業モデルは事業体レベルで又は金融商品別に評価されるのではなく、金融資産グループが集合的に管理される方法を反映したより高いレベルでの集合的な評価である。事業モデルは当初認識時に決定され、モデルが変更された場合（例外的な場合）に再評価されることがある。

モデルを決定するためには、以下を含む全ての利用可能な情報が考慮されなければならない。

- ・ 事業の業績を意思決定者に報告する方法
- ・ 管理者に対する報酬の算定方法
- ・ 過去期間における売却の頻度、時期及び金額
- ・ 売却の理由
- ・ 将来の売却の予測
- ・ リスクの評価方法

「回収目的保有」事業モデルについては、当該基準において許容される売却の例が明示的に定められている。

- ・ 信用リスクの増大に関連する場合
- ・ 満期が近く、これらの売却代金が契約上の未受領キャッシュ・フローとほぼ一致している場合
- ・ 例外的な場合（流動性ストレスに関連するなど）

頻度が多い（かつ単位価額が大きくない）処分又は頻度が少ない（単位価額が大きくてもよい）処分は、回収目的保有モデルと整合的である。

これらの「認められた」処分は、ポートフォリオから行われる売却の重要性及び頻度の分析においては考慮されない。規制又は税務フレームワークの変更に関連する処分は、当該処分が「頻度が低い」ものであることを示すために、案件ごとに文書化される。

その他の処分については、有価証券ポートフォリオの満期に基づいて基準値（例えば、満期の平均が8年のポートフォリオについては、年間処分額は残存有価証券2%以内）が定義されている（グループは回収目的保有モデルで会計処理されている貸出金は売却しない）。

グループは主に、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収に基づきモデルを開発しており、これは特に顧客融資に適用される。

また、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収及びその資産の売却に基づくモデル、並びにその他の金融資産、特に売買目的保有の金融資産のモデルに従って金融資産を管理している。

グループ内では、「回収及び売却目的保有」モデルは、主として自己勘定のキャッシュ・マネジメント及び流動性ポートフォリオの管理に適用される。

売買目的保有の金融資産は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

償却原価で測定する金融資産

主に以下のものが含まれる。

- ・ 現金勘定、預金並びに中央銀行及び金融機関との間の要求払貸出金及び借入金からなる現金及び現金同等物
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定しない金融機関へのその他の貸出金及び顧客への貸出金（直接付与又はシンジケート・ローンの持分）
- ・ グループが保有する有価証券の一部

この区分に分類される金融資産は通常、支払純額である公正価値で当初認識される。実行した貸出金に適用する金利は、大多数の競合機関が適用する金利に合わせて常に調整されるため、市場金利を示すとみなされる。

その後の報告日において、資産は実効金利法を用いて償却原価で測定する。実効金利とは、金融商品の見積存続期間にわたり将来の現金支払額又は流入額を金融資産又は負債の正味帳簿価額まで正確に割引く利率である。実効金利は、貸出金の将来の損失を除外した見積キャッシュ・フローを考慮に入れており、利息として取り扱われる支払手数料又は受取手数料、並びに直接関連する取引費用、全てのプレミアム及びディスカウントが含まれる。

有価証券については、償却原価はプレミアム及びディスカウントの償却並びに重要な場合には取得コストを考慮に入れている。有価証券の売買は決済日時点で認識される。

受取利息は、損益計算書の「受取利息及び類似収益」に表示される。

貸出金の設定に直接関連し、利息の構成要素として扱われる受取手数料又は支払手数料は、実効金利法を用いて貸出期間にわたって認識され、損益計算書の「利息」に計上される。貸出金の商業上の再交渉に関連する受取手数料も、貸出期間にわたり認識される。

債務者が直面する財務上の困難により貸出金が条件緩和された場合には、契約の更改を伴う。欧州銀行監督機構によるこの概念の定義を受けて、グループはこの概念を、会計上の定義と健全性の定義が調和するように情報システムに組み込んだ。

償却原価で測定する資産の公正価値は、各報告期間末の財務書類の注記で開示している。それは、債務者固有の発行体費用を加味し、かつゼロ・クーポンの利回り曲線を用いて見積った将来キャッシュ・フローの正味現在価値に相当する。

政府保証融資 (SGL)

グループは、コロナ禍に関連した政府の経済支援計画にコミットしている。このコミットメントは、ウクライナにおける紛争を背景に2022年4月にさらに強化された。

グループは、以下の融資を提供している。

- ・ 2022年6月30日まで、企業・法人顧客のキャッシュ・フローを支援するためのPGE [政府保証融資⁽²⁾ (SGL)]
- ・ 2023年12月31日まで、2020年3月以降にSGLを利用していない顧客又は最初のSGLの限度額を超過していない顧客のためのレジリエンスSGL

- (2) 政府保証融資の主な特徴と保証が発動される仕組みは、信用機関及び金融会社並びにフランス通貨金融法典L.548-1条記載の貸し手に国家保証を供与する2020年3月23日付け政令第2条に要約されている。

SGLは、1年から5年の返済猶予期間が設定されている12ヶ月の一括返済ローンに相当する。申込日に、SGLの金利は0%に設定され、政府保証のコスト（0.25%から0.50%の間で設定され、顧客が支払う手数料により相殺される）に応じて引上げられる。

最初の12ヶ月の終了時点で、SGLの受益者は、新たなSGL期間（合計6年間を上限とする。）と償却条件を設定するオプションを有していた。2021年1月14日の政府発表によれば、受益者は、元本返済の開始時期について「さらに1年間の延期」が可能となった。

クレディ・ミュチュエル・グループは、この償却繰延措置はSGLの法的枠組みの範囲内にある（すなわち、返済開始年度を含む契約上のスケジュールの調整）と考えた。この「繰延」は、そのみでは、借手の信用リスクの悪化又はデフォルトの蓋然性（すなわち、「支払う可能性が低い」）の兆候とはならない。

キャッシュ・フローを回収し基本的な融資基準を満たす目的で保有するため、これらの融資は実効金利法を用いて償却原価で会計処理されている。当初認識日に、公正価値に相当する額面金額で認識された。

SGLでは、実施後の毎年の応答日から、返済猶予期間を設けることができた。この返済猶予期間中の保証料の認識に関するキャッシュ・フローの修正は、SGLの帳簿価額の調整として認識され、利益に即時にプラスの影響を与える。この影響は、報告日現在、重要ではなかった。

2025年6月30日現在、グループが提供した政府保証融資は37億ユーロで、34億ユーロが保証されている。ステージ3に格付けが引き下げられた金額は11億ユーロである。

これらの融資の予想信用損失を評価する際は、元利残高の70%から90%についての政府保証（公共投資銀行が実施）の影響を考慮している。2025年6月30日現在、減損額は2億ユーロであった。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

フランス相互信用連合銀行の場合、このカテゴリーは有価証券のみで構成されている。これらの有価証券は、取得時、決済日及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本において認識されたこれらの未実現損益は、売却又は減損した場合にのみ損益計算書において認識される（セクション2.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」及び2.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて純損益の「受取利息及び類似収益」において認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

これらは、当初認識時及びその後処分されるまで公正価値で認識される（セクション2.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る受取収益又は未収収益は、損益計算書の「受取利息」若しくは「支払利息」において認識される。この利息は以前は、短期エクササイズ（STE）の一環としてECBに提出した規制報告書と整合性を取るために、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」として認識されていた。

純損益を通じて公正価値で測定する有価証券の売買は、決済日に認識する。取引日から決済日までの間の公正価値の変動は、純損益において認識される。

2.1.1.2 取得した資本性金融商品

取得した資本性金融商品（とりわけ株式）は、以下のように分類される。

- ・ 純損益を通じた公正価値での測定
- ・ 任意で、純損益に振り替えられることのないその他包括利益を通じた公正価値での測定（売買目的で保有されない場合に、当初認識時に取消不能の選択をした場合）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式及びその他の資本性金融商品は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で計上される。公正価値の変動は、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本に計上されたこれらの未実現又は繰延損益は、売却されたとしても損益計算書において認識されることはない（セクション2.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。変動利付証券に係る受取配当金のみが損益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益」に計上される。有価証券の売買は決済日に認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品と同じ方法で認識される。

2.1.2 金融負債の分類及び測定

金融負債は以下の2つの区分のうちの1つに分類される。

2.1.2.1 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- ・ 認識当初からヘッジ手段として適格でない公正価値がマイナスであるデリバティブを含む、売買目的で発生した金融負債。
- ・ グループが純損益を通じた公正価値での測定に当初分類した非デリバティブ金融負債（公正価値オプション）。
 - 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
 - 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
 - 公正価値で測定及び管理される金融商品のプールに属する金融商品

純損益を通じて公正価値で測定することを任意に指定された債務に関わる自己の信用リスクから生じる公正価値の変動は、組替えられることのない株主資本の未実現損益又は繰延損益において認識される。グループは自己の信用リスクについて問題をほとんど認識していない。

2.1.2.2 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、その他の非デリバティブ金融負債で構成される。これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間証券、社債、TLTRO⁽¹⁾ II及びIIIリファイナンス証券等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択していない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

⁽¹⁾ 貸出条件付長期資金供給オペ。

劣後債は、債務者の資産を清算する場合、他の債権者による請求が終了した後でなければ返済されることがないため、他の負債証券から分離されている。負債証券には、サパン2法によって組成された非優先シニア負債証券が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識される。その後の報告日においては実効金利法を用いて償却原価で測定される。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

規制対象の貯蓄契約

償却原価で測定する負債には、個人（自然人）顧客向けのフランスの規制商品であるcomptes épargne logement（CEL - 住宅購入者貯蓄勘定）及びplans épargne logement（PEL - 住宅購入者貯蓄制度）が含まれる。最初の貯蓄の段階で、口座名義人はこれらの口座に預け入れられた金額に係る利息を受け取り、その後、モーゲージ・ローンの権利を取得する（第2段階）。これらは、販売金融機関に以下の2種類の義務をもたらす。

- ・ 預け入れられた金額に対して固定金利で利息を支払う義務（PEL（住宅購入者貯蓄制度）の場合のみ。CELに対する利息は物価スライド制の算定式に基づき定期的に更改されるため、変動金利の利息として取り扱われる）
- ・ 顧客に所定の条件で貸出金を供与する義務（PELとCELの両方）

これらの義務による費用は、行動様式に関する統計及び市場データに基づいて見積られている。類似しているものの規制のない商品の個人顧客に提示される金利と比較して、当該商品の条件が潜在的に不利なものになる場合があるというリスクに関連する将来費用に対応するため、財政状態計算書の負債の部で引当金が計上されている。このアプローチは、PEL口座及びCEL口座の規制対象条件が同質であることを前提に実施されている。純損益への影響は、顧客に対する支払利息に含まれる。

2.1.3 負債と資本との区別

グループが発行した金融商品は、グループが当該金融商品の保有者に対して金銭を提供するという契約債務がある場合、グループの勘定において負債性金融商品に分類される。これはとりわけ、グループが発行するすべての劣後証券にあてはまる。

2.1.4 為替取引

機能通貨以外の通貨建資産及び負債は報告日の為替レートで換算される。

2.1.4.1 貨幣性金融資産又は負債

この項目の換算から生じる外国為替差損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上している。

2.1.4.2 公正価値で測定する非貨幣性金融資産又は負債

こうした換算から生じる外国為替差損益は、純損益を通じて公正価値で測定される場合には損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識され、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の場合には「未実現又は繰延損益」において認識される。

2.1.5 デリバティブ及びヘッジ会計

IFRS第9号は、初度適用時に、事業体がヘッジ会計に関する新たな規定を適用するか、若しくはIAS第39号の規定を維持するか選択することを認めている。

グループはIAS第39号の規定を引き続き適用することを選択した。ただし、改訂IFRS第7号に従い、財務書類の注記又は経営者報告書において、リスク管理及びヘッジ会計が財務書類に与える影響に関する追加情報を提供している。

さらに、金融資産又は金融負債のポートフォリオに係る金利リスクの公正価値ヘッジに関するIAS第39号の規定は、欧州連合で採用されているとおり、引き続き適用する。

デリバティブは、以下の3つの特性を備えた金融商品である。

- ・ 基礎となる項目（金利、為替レート、株価、指数、コモディティ価格、信用格付など）の変動に応じてその価額が変動すること
- ・ 初期費用が少額であるか若しくは皆無であること
- ・ 決済が将来の特定の日に行為されること

フランス相互信用連合銀行は、基本的に公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される主に金利金融商品の単純なデリバティブ金融商品（スワップ、バニラ・オプション）を用いている。

全てのデリバティブ金融商品は貸借対照表上で金融資産又は金融負債において公正価値で計上される。全てのデリバティブは、ヘッジ手段として分類され得る場合を除いて売買目的商品として当初認識される。

2.1.5.1 デリバティブの公正価値の算定

店頭デリバティブ、スワップ、金利先渡契約、キャップ、フロア、バニラ・オプションの大半は、利回り曲線などの観察可能な市場データに基づき、一般的に認められている標準的なモデル（割引キャッシュ・フロー法、ブラック・ショールズ・モデル又は補間法）を用いて評価されている。これらのモデルによって得られた評価は、当該金融商品又はパラメータに伴う流動性リスク及び信用リスク、特定の市況下でモデルに関連するダイナミックな運用戦略に伴う特定の追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、並びに店頭デリバティブのプラスの公正価値に係るカウンターパーティー・リスクを考慮して調整される。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブのマイナスの公正価値で表される自己リスクが含まれる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討しており、様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は一切考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

デリバティブは、公正価値がプラスの場合は金融資産として、公正価値がマイナスの場合は金融負債として認識される。

2.1.5.2 デリバティブの分類及びヘッジ会計

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に分類されるデリバティブ

当初認識時に、IFRSに基づいてヘッジ手段として指定されていないデリバティブは、経済的に1つ又は複数のリスクをヘッジする目的で契約を締結したものであっても、全て「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に分類される。

組込デリバティブ

組込デリバティブは、主契約から分離させた場合において、デリバティブの定義を満たすハイブリッド金融商品の構成要素である。特に、単独のデリバティブと同様に、一定のキャッシュ・フローを変動させる効果がある。

このデリバティブは、以下の条件の全てが充足された場合にのみ、主契約から分離され、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ金融商品として個別に認識される。

- ・ デリバティブの定義を満たすこと
- ・ 組込デリバティブの主契約であるハイブリッド金融商品が、純損益を通じて公正価値で測定されないこと
- ・ デリバティブの経済的特徴及び関連するリスクが、主契約の経済的特徴及び関連するリスクと密接に関連しているとみなされないこと
- ・ 組込デリバティブの個別測定は、有益な情報を提供するのに十分な信頼性があること

これらはIFRS第9号における金融商品であるため、金融負債に関連する組み込まれたデリバティブのみを主契約から分離し、個別に認識することが可能である。

実現及び未実現損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

ヘッジ会計

ヘッジ対象のリスク

グループの勘定において、グループはマイクロ・ヘッジ、又はより大規模にマクロ・ヘッジを通じてのみ金利リスクを認識している。

マイクロ・ヘッジは、事業体の資産及び負債において発生するリスクの部分的なヘッジである。マイクロ・ヘッジは、1つ又は複数の資産又は負債に対して、事業体がデリバティブを通じてある種のリスクの不利な変動のリスクに対応するため、個別に適用される。

マクロ・ヘッジの目的は、グループの資産及び負債の全てに対する不利な変動、特に金利の変動に対応することである。

金利リスクの全体的な管理は、負債に対する資産の裏付けを通じて、又はトレーディング目的デリバティブの認識を通じてヘッジされる可能性があるその他のリスクの全て（為替リスク、信用リスク等）の管理とともに、経営者報告書において記載されている。

マイクロ・ヘッジは特にアセット・スワップの形で行われる。マイクロ・ヘッジは、一般的に固定金利金融商品を変動金利金融商品に転換することを目的とする。

3種類のヘッジ関係が認められている。ヘッジ関係は、ヘッジ対象のリスクの性質に基づいて選択される。

- ・ 公正価値ヘッジは、金融資産又は金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジは、金融資産又は金融負債、確定契約若しくは先渡取引に伴うキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・ 外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に認識される。グループはこのヘッジ手法を用いていない。

ヘッジ手段のデリバティブは、会計上のヘッジ手段としての指定を受けるためにはIAS第39号に規定される基準を満たさなければならない。具体的には、

- ・ ヘッジ手段とヘッジ対象は、どちらもヘッジ会計に適格でなければならない。
- ・ ヘッジ対象とヘッジ手段との関係は、ヘッジ関係の開始時に直ちに正式に文書化しなければならない。この文書には、経営陣が決定したリスク管理目的、ヘッジ対象のリスクの特性、基礎となる戦略、及びヘッジの有効性の評価方法を記載する。
- ・ ヘッジ関係の開始時、その後の残存期間を通じて、少なくとも報告日ごとにヘッジの有効性が実証されなければならない。ヘッジ対象の価値の変動又は純損益に対するヘッジ手段の価値の変動又は純損益の比率は、80%から125%の範囲内でなければならない。

該当する場合においては、ヘッジ会計は非遡及的に中止される。

識別された金融資産又は負債の公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ関係の場合、デリバティブは「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において純損益を通じて公正価値で再測定され、それとは対照的に、ヘッジ対象はヘッジされたリスクに関連して純損益において再評価される。この規則は、ヘッジ対象が償却原価で認識される場合、又は「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される負債性金融商品である場合にも適用される。ヘッジ手段とヘッジ対象のリスク部分の公正価値の変動は、相互に部分的又は完全に相殺され、ヘッジの非有効部分のみが純損益に認識される。これは、以下に起因する可能性がある。

- ・ 「カウンターパーティー・リスク」構成要素がデリバティブの価額に組み込まれていること
- ・ ヘッジ対象とヘッジ手段の間の価値曲線の差異。実際、スワップは担保付きの場合は0IS曲線、それ以外はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。

デリバティブ金融商品の再割引にあたる部分は、損益計算書の「受取利息」又は「支払利息」において認識される。ヘッジ対象に関する受取利息又は支払利息にも、同様の取扱いが適用される。

ヘッジ関係が崩れた場合、又はヘッジの有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は非遡及的に中止される。ヘッジ手段のデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に振替えられ、この区分に適用される原則に従って会計処理される。その後、ヘッジ対象の帳簿価額には、公正価値の変動を反映させるための調整が加えられなくなる。ヘッジ対象として当初識別された金利商品の場合、再測定調整額はヘッジ対象の残存期間にわたって償却される。期限前償還等の理由で財政状態計算書におけるヘッジ対象の認識が中止された場合、調整累計額は直ちに損益計算書において認識される。

マクロ・ヘッジ・デリバティブ

グループは、マクロ・ヘッジ取引の会計処理に関し、欧州委員会が提供する選択肢を利用する。欧州連合がIAS第39号に対して行った変更（カーブ・アウト）により、顧客の要求払預金をヘッジ対象の固定金利負債のポートフォリオに含めることが可能となり、アンダーヘッジの場合に非有効と測定されることはない。要求払預金については、資産負債総合管理の目的で定義されたランオフ規則に基づいて含まれている。

固定金利の金融資産又は金融負債のポートフォリオごとに、ヘッジ関係の有効性を以下によって検証する。

- ・ オーバーヘッジ・テスト：グループは、将来的にも過去においても、ヘッジ対象の満期スケジュールが、ヘッジ手段であるデリバティブの満期スケジュールよりも大きいことを保証する。
- ・ ヘッジ対象の存在テスト：これは、過去最大のヘッジポジションが、将来の各満期帯と各金利世代に関して、報告日現在のヘッジ対象ポートフォリオの名目価値を下回っていることを確認することで構成される。
- ・ 定量的テスト：モデル化された合成金融商品の公正価値の変動が、ヘッジ手段の公正価値の変動を相殺することを遡及的に確認することを目的とする定量的テスト

マクロ・ヘッジに関連する非有効性は、ヘッジ対象のポートフォリオ及びヘッジ手段のデリバティブをモデル化するのに使用される曲線のミスマッチ、及びこれらの項目の利払いにおいて起こり得るミスマッチから生じる。

公正価値マクロ・ヘッジ・デリバティブの会計処理は、公正価値ヘッジ手段のデリバティブの会計処理と同様である。

ヘッジ対象ポートフォリオの公正価値の変動は、財政状態計算書の「金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整」に計上され、反対勘定は損益計算書の勘定科目である。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは財政状態計算書において公正価値で再測定され、有効部分は株主資本に認識される。非有効とみなされた部分は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

株主資本に認識される金額は、ヘッジ対象に起因するキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同じ時に、「受取利息」又は「支払利息」において純損益に分類変更される。

ヘッジ対象は、その会計上の区分に固有の規定に従って引き続き会計処理されている。ヘッジ関係が終了した場合、又は有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は中止される。ヘッジ手段のデリバティブの再測定を受けて株主資本に計上された累積額は、ヘッジ対象取引が純損益に影響を及ぼすまで、又は同取引が実施される見込みがなくなるまで、株主資本に認識される。その後、これらの金額は純損益に振替えられる。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本に計上された累積額は直ちに純損益に振替えられる。

金利指標改革

IBOR改革の枠組み内で、グループは、IBOR改革に関連する変更について以下のとおりヘッジ会計方針を緩和している。

- ・ 代替指標を定義する前は、現在の例外的かつ一時的な状況が続く間、またIBOR金利改革により生じる新指標の選択や変更発効日に関する不確実性が解消されるまで、既存のヘッジ関係を維持する。
- ・ 代替指標が定義された後は、特に、ヘッジ関係の継続に影響を与えずにヘッジ対象リスクの記載及び文書を更新する。契約上特定されていないヘッジ対象リスク要素の「独立して識別可能」な特性の一時的な例外。代替金利を指標とするこうしたリスク要素は、代替指標の市場が進展する状況において、指定後24ヶ月以内に識別可能となることが合理的である場合に、独立して識別可能であると考えられる。

2.1.6 金融保証及びファイナンス・コミットメント

契約が、特定の債務者が負債性金融商品に関して期日に弁済を履行できなかった結果として発生した損失に対して、発行者が補償として保険契約者に特定の支払を行うことを定めている場合、当該契約は金融保証として適格である。

これらの契約は、重要な保険リスクを移転する場合には保険契約として分類することができる。この場合、これらの契約はIFRS第17号の適用範囲に含まれる（注記2.2.2参照）。

これらの契約が金融変数（価格、信用格付、指数等）又は非金融変数の変動に応じた支払を定めている場合、変数が一方の契約当事者固有のものではないことを条件に、これらの保証はデリバティブとして扱われ、IFRS第9号の適用範囲に含まれる。

IFRS第9号の趣旨においてデリバティブとみなされないファイナンス・コミットメントは、財政状態計算書に表示されない。ただし、IFRS第9号の規定に基づく引当金の対象となる。

2.1.7 金融資産及び金融負債の認識の中止

グループは、金融資産（又は類似資産グループ）のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が満了した際、又はグループが金融資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利並びに資産の所有に係るリスク及び経済価値の大半を移転した際に、当該資産の全部又は一部の「認識を中止」する。

「認識を中止」する場合においては、

- ・ 償却原価で測定する金融資産若しくは金融負債、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産若しくは金融負債：処分損益は、資産又は負債の帳簿価額と対価の受取額／支払額との差額に相当する金額で損益計算書において認識される。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン／キャピタル・ロスとともに損益計算書に振替えられる。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益、並びに処分に係るキャピタル・ゲイン／キャピタル・ロスは、損益計算書に計上することなく、連結剰余金において認識される。

グループは、契約上の義務が消滅、解除、又は満了した場合、金融負債の「認識を中止」する。金融負債は、契約条件が大幅に変更された場合や、契約条件が実質的に異なっている金融商品を貸手と交換した場合にも、「認識を中止」することがある。

2.1.8 信用リスクの測定

IFRS第9号の減損モデルは「予想損失」アプローチに基づいている。一方、IAS第39号の減損モデルは発生信用損失モデルに基づいており、金融危機の際に信用損失の認識があまりにも遅く、かつ過小だった。

IFRS第9号のモデルにおいては、個別には減損の客観的証拠が存在しない金融資産も、観察された損失及び合理的かつ正当な将来キャッシュ・フローの予測に基づき減損される。

従って、IFRS第9号の減損モデルは、償却原価で又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する全ての負債性金融商品並びにファイナンス・コミットメント及び金融保証に適用される。これらの残高は、以下の3つの区分に分類される。

- ・ ステージ1—格付の引下げがない正常債権：金融資産の当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合は、当初認識時より12ヶ月間の予想信用損失（今後12ヶ月間のデフォルト・リスクに起因）に基づき引当金を計上する。
- ・ ステージ2—格付が引下げられた正常債権：当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合は、満期時の予想信用損失（当該金融商品の残存期間全体にわたるデフォルト・リスクから生じる）に基づき引当金を計上する。
- ・ ステージ3—不良債権：貸出の実行後に生じた事象に関連して減損の客観的証拠がある金融資産で構成される区分。

ステージ1及び2の場合、受取利息の算定の基礎は減損前の資産の価値総額であり、ステージ3の場合は減損後の正味価値である。

2.1.8.1 ガバナンス

構成要素の割当、将来予測的なシナリオ及びパラメータ算定法に関するモデルは、減損算定に対する方法論的基礎を構成する。こうしたモデルは、グループの上層部において承認され、関連するポートフォリオに従って全ての事業体に適用される。手法、シナリオの加重、パラメータの算定又は引当金の算定に関する方法論的基礎全体及びその後の修正は、クレディ・ミュチュエル・グループの経営機関による承認が必要である。

こうした統治機関は、内部統制に関する2014年11月3日付政令第10条に定義された監事会及び取締役会により構成されている。クレディ・ミュチュエル・グループが分散化した組織構造となっている特徴を踏まえ、監事会及び経営陣は全国レベルと地方レベルの2つのレベルに分けられている。

クレディ・ミュチュエル・グループ全体にわたり適用されている補完性原理は、プロジェクトごと及び資産の減損の算出方法の継続的な実施の双方において、全国レベルと地方レベルの間での役割の分担を統括している。

全国レベルにおいては、バーゼルIIIワーキング・グループが地方グループに適用すべき全国的な手順、モデル及び方法の承認を行う。IFRS第9号の引当金モデルで使用されるシナリオ又はパラメータの調整における変更は、この機関によって検証される。

地方レベルにおいては、地方グループが、それぞれの取締役会及び監事会の責任及び統制において、その事業体内でのIFRS第9号における引当金の算定を担っている。

2.1.8.2 ステージ1とステージ2の境界の定義

グループは健全性準拠目的のために開発されたモデルを使用しており、従って、貸出金残高と同様の内訳を適用している。

- ・ 低デフォルト・ポートフォリオ（LDP）（格付モデルは専門家の評価に基づく）：大企業、銀行、地方自治体、ソブリン、特定融資。これらのポートフォリオは、営業貸出金、短期営業貸出金、当座預金口座等の商品で構成される。
- ・ 高デフォルト・ポートフォリオ（HDP）（デフォルト・データが統計的な格付モデルの開発に十分であるもの）：一般企業、小売業。これらのポートフォリオには、住宅ローン、消費者金融、リボルビング・ローン、当座預金口座等の商品が含まれる。

ステージ1からステージ2への貸出金の振替を伴う信用リスクの著しい増大であるかどうかは、以下によって評価される。

- ・ 全ての合理的かつ正当な情報を考慮に入れる。
- ・ 報告日の金融商品のデフォルト・リスクを、当初認識日のデフォルト・リスクと比較する。

グループにおいては、これには借手レベルでのリスクの測定が含まれており、カウンターパーティーの格付システムがグループ全体に共通するものとなる。内部手法の対象となるグループのカウンターパーティーは全て、かかるシステムによって評価される。当該システムは、以下に基づく。

- ・ 統計的アルゴリズム、すなわち代表的及び予測的なリスク変数を用いた1つ又は複数のモデルに基づく「マス・レーティング」（HDP）
- ・ 専門家によって開発された格付グリッド（LDP）

当初認識以降に生じるリスクの変動は、契約ごとに測定される。ステージ3とは異なり、顧客の契約をステージ2に振替える場合、当該顧客の貸出金残高又は関連当事者の残高の全ての振替を伴うわけではない（波及の欠如）。

グループは、定性的及び定量的基準の双方においてステージ2の分類の基準を満たさなくなった正常債権エクスポージャーを直ちにステージ1に振替えることに留意が必要である。

グループは、12ヶ月間のデフォルト確率と満期までのデフォルト確率の間に重要な相関が存在することを実証している。これにより、当該基準によって認められているように、当初認識以降のリスク変化の合理的な近似として、12ヶ月間の信用リスクを用いることができる。

定量的基準

LDPポートフォリオでは、境界は、組成時の内部格付と報告日の内部格付を関連付ける割当マトリクスに基づいている。したがって、貸出金の格付リスクが高いほど、リスクの重大な悪化に対するグループの相対的許容度は小さくなる。

HDPポートフォリオに関して、グループは2023年12月31日以降、欧州銀行監督機構と欧州中央銀行が公表した勧告に沿って、信用リスクの著しい増大を評価できるよう基準を適合させることに取り組んできた。

これらの新基準に従い、グループは同基準が提案する業務上の簡便法を選択した。この方法では、以下の3つの条件を満たす限り、期末日における低リスク債権をステージ1に維持することが認められる。

- ・ 金融資産のデフォルト・リスクが低い。
- ・ 借手は、短期的な契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための高い能力を示している。

- ・ 借手が短期的な契約上の債務を履行する能力は、長期的な経済環境及び事業環境の好ましくない変化によって必ずしも損なわれるとは限らない。

信用リスクは、当該商品のデフォルト確率がある要因によって組成時から3倍以上増加した場合に、著しく増大したとみなされる。

最後に、開始時のデフォルト確率と決算日のデフォルト確率を関連付ける境界曲線の式は、HDPポートフォリオ内の将来の様相をより良く反映するように改訂された。

定性的基準

こうした定量的データに加え、グループは、不払又は30日超遅延している割賦支払、条件緩和された貸出金という事実などの定性的基準を用いている。

定性的基準のみに基づく方法は、標準的手法の下において健全性準拠目的で分類され、格付システムを持たない事業体又は小規模なポートフォリオに対して使用される。

2.1.8.3 ステージ1及びステージ2—予想信用損失の計算

予想信用損失は、契約利率により割り引かれた当期の貸出金残高にデフォルト確率（PD）とデフォルト時損失率（LGD）を乗じて測定する。オフ・バランスシート・エクスポージャーは、貸出実行の可能性に基づいて財政状態計算書上の相当額に換算される。ステージ1では1年間のデフォルト確率、ステージ2では満期までのデフォルト確率（1年から10年の曲線）が使用される。

これらのパラメータは、健全性準拠目的のモデルと同一の数値に基づいており、またIFRS第9号の要件に適合している。それらは、各ステージへの貸出金の割当と予想損失の算定の両方に使用される。

デフォルト確率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、IRB-Aアプローチで承認されたモデル
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、以下に基づいた外部測定によるデフォルト確率

なお、いずれも1981年まで遡る履歴に基づく。

デフォルト時損失率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、長期間にわたって観察され、契約利率によって割り引かれ、商品の種類及び保証の種類に従い区分された回収フロー
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、固定比率（ソブリンの場合60%、その他の場合40%）

換算係数

リボルビング・ローンを含む全ての商品について、換算係数は、オフ・バランスシート・エクスポージャーを財政状態計算書上の相当額に換算する際に用いられ、主に健全性準拠目的のモデルに基づいている。

将来予測的な情報

予想信用損失を計算する際、当該基準は、将来予測的な情報を含む、合理的かつ正当な情報を考慮することを求めている。将来予測的な情報の作成には、景気の動向を予測し、その予測される動向をリスク・パラメータと関連付ける必要がある。この将来予測的な情報はグループレベルで決定され、デフォルト確率をモデル化し、内部格付移行マトリックス（又はリスク・パラメータ）を変形することによって考慮される。

高デフォルト・ポートフォリオに関しては、デフォルト確率に含まれる将来予測的側面は楽観的、中立的、悲観的な3つのシナリオを組み合わせている。各シナリオは、地域グループとクレディ・ミュチュエル・グループの各最高経営責任者によって承認されたグループの5年間の景気サイクル予測を反映するように加重される。

これらのシナリオは、公的機関（IMF、世界銀行、ECB、OECD）が公表しているマクロ経済データ（GDP、失業率、インフレ率、長短金利など）を考慮して、グループのエコノミストが作成したものである。

予想信用損失の算出に用いるシナリオに帰属させる加重は、中心シナリオについては最低50%とし、2つの代替シナリオについては、グループのエコノミストが予想する景気循環に応じて加重を決定する。加重は少なくとも6ヶ月ごとに更新される。

しかし、予想信用損失モデルに組み込まれた将来予測的なアプローチは、以下の理由により、シナリオでは捕捉されなかった要素を組み込むように調整することができる。

- ・ シナリオでは捉えられなかった要素は最近のものであり、報告日の数週間前に発生したものであるため。
- ・ シナリオに含めることができないため：例として、過去の記録には例がないような重要な影響をリスク・パラメータに確実に及ぼし、一定の仮定を設定することによってその影響を測定することができる規制の変更が挙げられる。

モデル後調整は、特定の経済セクターにおける予想損失又は悪化の見通しに対する気候事象の影響を反映すると考えることができる。

低デフォルト・ポートフォリオについては、将来予測的な情報は、大口口座や銀行モデルに組込まれているが、地方自治体、ソブリン、特定融資モデルには組込まれていない。

これらの調整の影響については、信用リスクの項に記載したとおりである。

2.1.8.4 ステージ3ー不良債権

貸出金又は貸出金グループの実行後に損失を生じさせる可能性がある一又は複数の事象が発生した結果、減損の客観的証拠が存在する場合には常に、減損が認識される。減損額は、帳簿価額と、担保又はその他の保証を考慮しつつ当初の貸出金の金利で現在価値に割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額に等しい。変動金利の場合、最新の契約上の金利が計上に用いられる。

クレディ・ミュチュエル・グループは、欧州銀行監督局（EBA）の指針及び適用できる重要性基準値に関する規制の技術的基準に従って、健全性準拠目的におけるデフォルトの新たな定義を適用しており、その主な内容は以下のとおりである。

- ・ デフォルト分析は、現在、日々債権者レベルで行われており、契約レベルでは行われていない。
- ・ 割賦支払の延滞日数は、各債権者（債務者）、又は共同コミットメントの場合は各債権者グループ（共同債務者）について評価される。
- ・ 債権者／債権者グループが90日連続で延滞を記録した場合、デフォルトが発生する。日数のカウントは、絶対的な重要性基準値（リテールは100ユーロ、コーポレートは500ユーロ）と相対的な重要性基準値（延滞しているバランスシート・コミットメントの1%超）を同時に上回る時点で始まる。カウントは、2つの基準値のうち1つが当てはまらなくなった時点でリセットされる。
- ・ デフォルトの範囲は、該当する債権者の全ての債権、及び連帯責任債務の当事者である債権者の全ての個別コミットメントに拡大する。
- ・ 条件緩和されていない資産を「正常」ステージに戻す前には、少なくとも3ヶ月間の試験期間を設ける。

フランス相互信用連合銀行は、EBAの2段階アプローチを使用して、IRB事業体のデフォルトの新しい定義を導入した。

- ・ ステップ1ー自己評価の提出及び監督者への承認要請からなる。使用の承認は2019年10月にグループが取得した。
- ・ ステップ2ーデフォルトの新しい定義の導入と、新しいデフォルトの12ヶ月間の観察期間後に必要に応じてのモデル調整からなる。

グループは、EBAにより求められるデフォルトのこの新たな定義は、この用語が会計上の意味において減損の客観的証拠を示すものであると考えている。グループは、会計上のデフォルト（ステージ3）の定義と健全性準拠目的におけるデフォルトの定義を一致させた。この変更は見積りの変更となり、このうち重要でない影響は変更となる年度の損益計算書で認識される。

2.1.8.5 取得時に減損していた信用減損金融資産

取得時に減損していた信用減損金融資産とは、当初認識時又は取得日においてカウンターパーティーが債務不履行に陥っている契約である。借手が報告日において債務不履行に陥っている場合、契約はステージ3に分類される。債務不履行に陥っていない場合には、正常債権に分類され、「取得時に減損していた信用減損資産」の区分に識別されて、ステージ2のエクスポージャーに用いるのと同じ手法、すなわち契約の満期までの残存期間にわたって予想される損失に基づき引当金が計上される。

2.1.8.6 会計処理

減損費用及び引当金は、「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。減損費用及び引当金の戻入は、リスク変動に関連する部分は「カウンターパーティー・リスク費用」に、時間の経過に関連する部分は「金利マージン純額」に計上される。貸出金及び債権の場合、減損は資産から控除され、ファイナンス・コミットメント及び保証コミットメントの場合、引当金は負債の「引当金」に計上される（セクション2.1.6「金融保証及びファイナンス・コミットメント」及びセクション2.3.2「引当金」を参照）。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産については、リスク費用に認識される減損は「未実現又は繰延損益」において相殺される。

減損損失は直接償却され、それに関連する減損及び引当金は戻し入れられる。

2.1.9 金融商品の公正価値の決定

公正価値とは、独立当事者間取引において知識のある自発的な当事者の間で資産が売却される金額、又は負債が移転される金額である。

金融商品の当初認識時の公正価値は一般に、取引価格である。

公正価値は、事後測定において算定される必要がある。適用される算定方法は、当該商品が取引されている市場が活発であるとみなされるか否かによって異なる。

2.1.9.1 活発な市場で取引される金融商品

金融商品が活発な市場で取引される場合、その公正価値は相場価格を参考にして決定される。これは相場価格が公正価値についての可能な限り最善の見積りであるからである。金融商品は、相場価格が（取引所、ディーラー、ブローカー、又は価格情報サービスから）容易かつ定期的に入手可能であり、それらの価格が独立当事者間取引に基づき定期的に発生している実際の市場取引を表す場合に、活発な市場で取引されているとみなされる。

2.1.9.2 活発ではない市場で取引される金融商品

観察可能な市場データは、それらが評価日における独立当事者間取引の実態を反映しており、上記の価値を大幅に調整する必要がない場合に用いられる。そうでない場合は、グループは観察不能な時価評価モデルのデータを使用する。

観察可能なデータを入手できない場合、又は市場価格の調整において観察不能なデータを使用する必要がある場合、事業体は、市場が考慮に入れると考えられるリスクに連動した調整などからなる、将来キャッシュ・フロー及び割引率に関する内部の仮定を用いることがある。これらの評価調整によって、特に、モデルが考慮に入っていないリスク、並びに当該商品又はパラメータに関連する流動性リスク、及び一定の市場環境下でのモデルに関連したダイナミックな管理戦略の結果生じると考えられる一定の追加的な費用を相殺するように設計された特定のリスク・プレミアムを組み込むことが容易になる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討しており、様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は一切考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

いずれの場合においても、グループが行う調整は判断に基づいており、合理的かつ適切である。

2.1.9.3 公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値測定には、3つのレベルのヒエラルキーが使用される。

- ・ レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の提示価格。これには、少なくとも3者の参加者による価格提示のある負債証券、及び組織化された市場に上場しているデリバティブが含まれる。
- ・ レベル2：当該資産又は負債について直接的（すなわち価格）又は間接的に（すなわち価格から導き出されるデータ）観察可能で、レベル1の相場価格以外のデータ。レベル2は特に、報告日現在で観察される市場金利に基づく利回り曲線を用いて公正価値が通常決定される金利スワップを含んでいる。

- ・ レベル3：観察可能な市場データではない資産又は負債に関するデータ（観察不能なデータ）。この区分の主な構成要素は、ベンチャー・キャピタル事業体又はキャピタル・リスク事業体を通じて保有する、資本市場における非連結会社への株式投資、単独の参加者から価格を提示された負債証券、及び主に観察不能なパラメータを用いるデリバティブである。当該商品は、全体として検討される公正価値にとって重要な入力データの最も低いレベルと同じヒエラルキーのレベルに分類される。レベル3で測定される商品の多様性と数量を踏まえると、パラメータの変動に対する公正価値の感応度は重要ではない。

2.2 保険事業

2.2.1 保険事業の金融投資

保険事業の金融投資は、投資不動産を除き、IFRS第9号に準拠して評価されている。詳細については、セクション2.1を参照。

保険契約の基礎となる投資不動産は、IAS第40号に準拠して純損益を通じて公正価値で測定されている。

2.2.2 保険契約及び再保険契約

IFRS第17号は、その適用範囲に含まれる保険契約の認識、測定及び表示に関する新しい規定を定義している。

- ・ 保険契約の貸借対照表上での評価：保険契約の価値は、契約の履行と関連した将来のキャッシュ・フローの再見積りに基づき、各報告日に更新される。この再見積もりでは、金融情報に関する市場データと保険契約者の行動が考慮されている。
- ・ マージンの認識：保険契約の収益性は変わらないが、損益におけるマージンの認識は保険サービス期間全体に分散される形で修正される。
- ・ 損益計算書の表示：現在、保険契約の締結に起因する一般営業費は保険サービス費用で純収益の減額項目として表示されるため、連結損益計算書の一般営業費合計には影響を与えない。

グループでは、IFRS第17号に基づく会計モデルの様々な構成要素を評価するために年初来（YTD）アプローチを採用している。

このように選択された会計処理方法は、全ての発行済保険契約と保有再保険契約に適用されるとともに、過去の間接財務書類において行われた見積りを無視することになる。

適用範囲

IFRS第17号は、発行済保険契約、発行済及び保有再保険契約のほか、発行済裁量権付有配当投資契約に適用される。

保険契約とは、不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に、保険契約者に対して補償する旨を合意することにより、発行者が保険契約者の重大な保険リスクを負担する契約をいう。

契約のグループ化

基準では、保険契約のポートフォリオ（すなわち、類似のリスクの影響を受け、一緒に管理されている契約）の識別が義務付けられている。

発行済保険契約の各ポートフォリオは、その後、収益性のレベルに従って以下の3つのグループに分けられる。

- ・ 当初認識時の不利な契約
- ・ 当初の認識時点では、損失を被る可能性がそれほど高くない契約
- ・ ポートフォリオに含まれているその他の契約

契約グループの収益性の水準は、グループに含まれるすべての契約全体で均一でなければならない。

さらに、IASBが公表したIFRS第17号では、年次コホートの原則が導入され、互いの発行時期が1年超離れている契約を同じグループに分類することは禁止されている。

それにもかかわらず、欧州連合が採用した基準では、直接連動有配当型の保険契約、並びに他の契約の保険契約者に対するキャッシュ・フローに影響を及ぼすか、又はかかるキャッシュ・フローの影響を受ける裁量権付有配当型の投資契約のグループについて、ルールの適用除外を認める任意規定を定めている。

GACMは、欧州のこうした例外規定を適格な契約グループに適用している。

GACMで利用される集約のレベルは以下のとおりである。

契約ポートフォリオの定義

一般モデルの契約及び簡便法モデルの契約は、保証内容又は同一の地理的領域内の法人別に区別されることなく、同質の商品群によってグループ分けされる。VFAモデル契約は、裏付けとなる資産ポートフォリオに応じてグループ分けされる。

収益性の特徴と契約グループの定義

契約のポートフォリオに対するGACMのアプローチを勘案すると、契約のポートフォリオが引き受けた年次別に同じ水準の収益性を示していることは明らかである。その結果、一般モデルや簡便法モデルに従って評価された契約のポートフォリオは引き受けた年次に従って単一のグループに細分される。

VFA契約の場合、契約のグループは、欧州の例外規定に従い、契約のポートフォリオに対応する。

IFRS第17号による契約の集約レベルは、保険契約上の負債と収益性の測定で利用される契約の集約レベルを定めている。

評価モデル

保険契約の一般的な評価モデル（ビルディング・ブロック・アプローチ）

契約は、以下の要素の合計である一般的な測定モデルに従い、既定値で評価される必要がある。

- ・ 履行キャッシュ・フロー：
 - 発生確率によって加重された将来キャッシュ・フロー（保険料、保険給付、直接帰属費用）の見積もり
 - 貨幣の時間的価値を反映するための調整（すなわち、これらの将来キャッシュ・フローの割引）
 - 非金融リスクに関する調整
- ・ 契約上のサービス・マージン（又はCSM）

契約の境界に含まれるキャッシュ・フローは、主に保険料、保険給付及び直接関連する費用からなる。貯蓄性契約の場合、特に任意の追加払込、及び契約において年金の支払いが義務付けられている場合の年金期間の支払いが含まれる。

契約上のサービス・マージンは、保険契約のグループについての未稼得利益（すなわち、将来利益の現在価値）を表す。保険会社は保険契約者に対してカバー単位に応じたサービスを提供しているため、契約の補償期間全体で保険契約から得られる収入の中で償却されている。

保険契約の多様性に照らし、カバー単位の決定では、契約で定められている補償水準（例えば、契約者が死亡した場合のローン契約の元本）だけでなく、予想される契約期間の両方を考慮した上で判断する必要がある。

契約グループのCSMがマイナスになってはならず、契約開始時又は契約期間中の履行キャッシュ・フローの金額がマイナスになった場合には直ちに損益で認識される。

割引率

IFRS第17号では、貨幣の時間的価値、キャッシュ・フローのほか、保険契約の流動性特性を反映した割引率曲線の使用が義務付けられている。グループでは、割引率を決定するため、ボトムアップ・アプローチを利用している。この方法は、金利スワップに基づいた流動性のあるリスクフリー要素の追加と保険契約の流動性特性を考慮するための調整で構成されている。

グループでは、EIOPAのイールドカーブを利用しているほか、金融市場に関して比較的高い統一性と一貫性が提供されるという理由から、ソルベンシーⅡ指令（欧州理事会の一般的なアプローチ）の改定の一部としてリスクフリー・イールドカーブの外挿に関する原則を維持している。

非流動性プレミアムは、グループが保有する資産ポートフォリオの構成と市場パフォーマンス指数に基づいて決定される。これには上場債券及び非固定利付債が含まれる。

- ・ 債券資産の場合、非流動性プレミアムはポートフォリオ・スプレッドと、信用リスクの内在的リターン（デフォルト・リスクや格下げリスクをとることへの報酬）とを比較することで算出される。
- ・ 債券以外の資産の場合、非流動性プレミアムは市場リスク控除後の期待される超過収益を表す。対象となる資産クラスには、不動産、プライベート・エクイティ、債券ファンド、オルタナティブ運用が含まれる。

非流動性プレミアムは、負債の特性の違いを考慮するため、適用係数により調整される。

非金融リスク及び信頼水準の調整

非金融リスクの調整では、保険契約を締結する際の実非金融リスクから生まれるキャッシュ・フローの金額とタイミングに関する不確実性を下支えするために必要な補償を反映させる必要がある。

すべてのリスクについてバリュー・アット・リスク（VaR）を利用した分位アプローチでリスク調整額を算出することにした。グループでは、80%という分位点は基礎となる責任準備金としては適切な水準の慎重さを示していると考えている。

非財務リスクに係るリスク調整額の見積りはリスク分散効果を考慮している。

この一般モデルはすべての保険契約に既定値として適用される。

保険契約のポートフォリオの簿価はその後の各期末に再測定される。これは、次の2つの合計額と等しくなる。

- ・ 当該期日に再見積もりされた履行フローの価値（残りの補償期間に受け取る予定の保険料と将来の保険給付費用の現在価値）及び上述と同じ期日における契約上のサービス・マージンを含む、残りの補償に対する負債
- ・ すでに発生している保険金請求を履行するために必要なキャッシュ・フロー見積額の現在価値に相当する発生保険金請求に対する負債

この同じ報告日における、契約上のサービス・マージンの金額は、特に、以下の点を考慮して更新される。

- ・ 保険契約のポートフォリオに追加された新たな契約の影響
- ・ マージンの当初の価値を決定するために使用された割引率で資産計上された利息
- ・ 内部要因による仮定の変更（すでに発生しており、別の査定対象である保険金請求について支払われる経費の見積りを除いた残りの補償期間に受け取る予定の保険料と将来の保険給付費用の現在価値）に起因した履行キャッシュ・フローの再見積り

しかし、割引後の将来キャッシュ・フローの変化に関連した負の金額が残りのマージンの金額を上回る場合、負の超過額は直ちに損益で認識される。マージンも契約開始時点の固定金利に従って資産計上される。

時間の経過に関連した負債に対する割引を解消した影響は、割引率の変更に関連した影響と同様、「発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用」に計上される。しかし、割引率の変更に関連した影響は任意で株主資本で認識することもできる。

グループは、一般モデルに基づいて評価された保険契約のポートフォリオについて、株主資本に対する割引率の影響を相殺するオプションを適用している。

グループでは、長期の個人保険や保護保険契約（とりわけ、不動産賃借契約、葬儀契約、長期介護契約）に対して一般的な測定モデルを適用している。

使用されるカバー単位は、保険金額に応じて調整されるため、保険会社のコストは考慮されない。

変動手数料モデル（変動手数料アプローチ）

IFRS第17号は、有配当型契約用の適応一般モデルについて規定している。

この、「変動手数料アプローチ」として知られる適応モデルでは、保険負債の評価において、契約費用を控除後の原資産の収益の大部分を保険契約者に対する支払義務に反映させることができる（保険契約者に帰属する原資産の価値の変動は契約上のサービス・マージンによって相殺される）。

直接連動有配当型保険契約は、実質的には、投資関連サービスに関する契約に該当し、事業体は基礎となる項目に基づいた収益を約束する。そのため、以下に該当する保険契約として定義されている。

- ・ 保険契約者は明確に定義された基礎となる項目のポートフォリオの持分に対する権限を有すると契約条項に明記されている。
- ・ 事業体は、基礎となる項目の公正価値に関して取得した収益の大部分に相当する金額が保険契約者に支払われることを見込んでいる。
- ・ 事業体は、保険契約者に支払われる金額の変動が基礎となる項目の公正価値の変動に実質的に起因することを見込んでいる。

VFAの適格性は、契約開始時にこれらの基準に基づいて評価され、契約の大幅な変更がある場合を除き、それ以降の見直しは行われない。

一般モデルと比較して適応した点は以下に関連している。

- ・ 原投資資産の公正価値の変動に対する保険会社の負担割合。各報告日において、保険契約の予想される残りの補償期間にわたって損益で認識されるため、契約上のサービス・マージンに含まれている。
- ・ 契約上のサービス・マージンに対する利息。その変動は契約上のサービス・マージンの定期的な見直しに黙示的に含まれている。

そのため、これらの契約から得た収益は、主に、履行フローの緩和及び契約上のサービス・マージンの償却として表示される。基礎となる項目が負債の完全な裏付けとなり、損益を通じて公正価値で測定される場合にはこれらの契約の金融収益はゼロである。原資産と保険負債の間に会計上のミスマッチがある場合には、これらの資産に関連した負債の変動に伴う影響を株主資本に分類する選択肢を適用できる。

グループはすべての生命保険商品（一般的なファンドの契約とユニットリンク保険契約の両方）にVFAモデルを適用している。使用されたモデルは当該保険契約の基礎となる資産のポートフォリオである。

使用されたカバー単位は保険契約の責任準備金である。このドライバーに基づいて、グループは補正係数を適用し、収益で契約上のサービス・マージン（CSM）を償却するとともに、リスク中立的な環境での確率論的なモデル化と関係するボウ・ウェーブ・エフェクトに誘発されたバイアスを解消する必要があった。調整後のカバー単位を適用した後のCSMの金額は、各期の損益計算書で償却され、「現実世界」での状況を考慮に入れるとともに、当該期間中に保険契約者に提供されたサービスを反映している。

簡便法アプローチ（保険料配分アプローチ）

この基準では、条件に従い、期間が12ヶ月以下の契約又は簡便法アプローチを適用することによって一般モデルに近い結果が得られる場合には、保険料配分アプローチとして知られている簡便法アプローチを適用することも認められている。

収益性の高い契約に関しては、残りの補償に関連した負債がIFRS第4号で利用されたロジックと同様のロジックを利用して回収された保険料の繰延に基づいて評価される。不利な契約及び発生保険金に係る負債は一般モデルに従って評価される。発生を知った時点から1年後に保険金の支払いが予想されている場合、発生保険金に係る負債は割り引かれる。この場合、割引率の変更による影響を株主資本に区分する選択肢も利用することができる。

各報告日には、残りの補償と発生保険金に係る負債の調整が損益計算書に計上される。

グループは簡便法アプローチをすべての損害保険商品に適用しているほか、損害保険商品ほどではないものの、特定の個人及び団体向けの健康保険や保護保険にも適用している。

グループが採用した主な基準設定オプション

保険契約のグループのカバー単位

IFRS第17号は、「契約によって提供される保険給付の量」を表象する単位としてのカバー単位概念を定義している。IFRS第17号では、「保険給付の量」には「提供される給付の量」と「予想補償期間」という2つの側面が含まれていると明記されている。

各契約グループに関しては、契約上のサービス・マージン（CSM）を様々な予想補償期間の全体に広げるため、グループではカバー単位を決定し、様々な補償期間にわたって提供される給付の数量を示している。

生命保険契約及び退職貯蓄契約に関しては、CSMを償却するために使用されるカバー単位は各契約と関係する責任準備金に対応しており、リスク中立的な保険数理上の予測と比較した基礎となる投資の実際の収益の影響について調整している。

一般モデルに従って評価された債務者を保護する保険契約に関しては、CSMの償却で使用されたカバー単位を保険金額と対応させている。

OCIにおける割引率の影響の相殺

発行済み保険契約に係る金融収益又は金融費用は、基準で認められているとおり、この分類が関連しているとみなされたポートフォリオについて、損益計算書と株主資本に分けて表示される。

グループは、個人向け保護契約（債務者保険、葬儀保険、長期介護保険など）及び損害保険契約（個人傷害保険、支払手段、マルチリスク損害保険など）から発生する保険金に係る負債について、株主資本において割引率の影響を相殺するオプションを採用している。

内部費用の処理

グループは、銀行業と保険業のコングロマリットとして、貯蓄商品や保護商品（債務者保険、自動車保険、住宅保険など）を販売しているほか、保険子会社の事業運営に必要な経営資源を提供している。

銀行業ネットワークによって提供されるサービス（事業協力、契約の事務管理、人員や資産の提供など）は、販売を担当する金融機関と保険子会社の間の契約に基づいた証拠金手数料によって補償されている。

IFRS第17号に基づいて保険契約を測定する新しいモデルでは、将来に支払われる取得原価と管理費用を契約執行キャッシュ・フローで予測し、一方では公表された期間中の費用見積り、他方では銀行ディーラー・ネットワークが実際に支出した費用の損益計算書での表示が義務付けられている。

ESMA（32-63-1320）及びAMF（DOC-2022-06）の勧告に従い、グループは、IFRS第17号に従い、クレディ・ミュチュエル・グループのレベルで、保険契約の評価を反映させるため、貸借対照表と損益計算書において内部マージンの調整を行っている。

貸借対照表及び損益計算書における表示

発行済保険契約及び保有再保険契約は、それぞれの契約が属するポートフォリオ全体のポジションに応じて、貸借対照表において資産又は負債として表示されている（契約の評価に起因する債務と債権を含む）。

保険契約及び再保険契約に係る様々な収益項目と費用項目は連結損益計算書の純収益の下で次のように分類されている。

- ・ 保険サービス損益
 - 発行済保険契約及び再保険契約に係る収益
 - 発行済保険契約及び再保険契約に関連したサービス手数料
 - 保有再保険契約に係る収益及び費用
- ・ 保険サービス事業の財務成績：
 - 発行済保険契約及び再保険契約に係る金融収益及び金融費用
 - 保有再保険契約に係る金融収益及び費用

保険契約に係る収益は、補償期間中に予想される金額（投資部分を除く）の履行フローの軽減、リスク調整額の変動、提供されたサービスに関する契約上のサービス・マージンの償却、取得原価の償却に割り当てられた金額、及び保険料に関する認識の差異を表している。

発行済保険契約及び再保険契約に関連したサービス費用、並びに保有再保険契約に関連した費用には、一般営業費のほか、契約の締結に直接起因した手数料の相応の負担分が含まれており、純収益の減額項目として認識される。不利な契約のポートフォリオの場合には、その中に当初の損失部分とその償却も含まれる。

退職貯蓄保険契約には、保険契約者が払い込み、保険事故が発生しなくても、保険会社が契約によって払戻義務を負う貯金形式の投資部分が含まれる。保険料とこれらの預金の払戻しはこれらの契約に関連した収益や費用には相当しない。

保険契約及び再保険契約に係る金融収益と金融費用には、主に、貨幣の時間的価値及び見積キャッシュ・フローには含まれていない金融リスクに関連した契約ポートフォリオの価値の変動が含まれる。

発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用は、当該ポートフォリオについて損益計算書及び株主資本で独立項目として表示される。

再保険契約の評価

保有再保険は、一般モデルと簡便法モデルのいずれかにおいて、発行済保険契約と同様に扱われる。再保険における予想損益に相当する契約上のサービス・マージンはマイナスで、契約履行フローには再保険会社の不履行リスクが含まれる。

2.3 非金融商品

2.3.1 リース

リースとは、貸手が所定の期間につき1回又は一連の支払と交換に資産の使用権を借手に供与する契約である。

グループが供与するファイナンス・リースは、資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほぼ全てを賃借人に移転するリース契約である。所有権は、最終的に移転される場合とされない場合がある。

グループが供与するオペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。

2.3.1.1 ファイナンス・リース取引-貸手

IFRS第16号に従い、グループ外の会社とのファイナンス・リース取引は、財務会計上の金額で連結財政状態計算書に計上している。ファイナンス・リース取引では、リース資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほぼ全てを借手に移転する。

よって、取引の経済的実体の分析により、

- ・ 財政状態計算書から除外するリース資産を識別する。
- ・ ファイナンス・リース契約に基づいて受領するリース料と、貸手への返却が保証されていない残存価値による増加分を黙示的な契約利率で割引いた現在価値について、「償却原価で測定する金融資産」において債権を認識する。
- ・ ファイナンス・リース取引の存続期間を通じて存在する一時差異について、繰延税金を認識する。
- ・ リース取引からの純収益を金利マージン純額として認識するため、これは残高に係る一定の期間収益率を表す。

金融債権に関連する信用リスクは、IFRS第9号に基づき測定及び認識される（セクション2.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

2.3.1.2 ファイナンス・リース取引 - 借手

IFRS第16号に従い、使用権は「有形固定資産」として資産計上され、対応するリース負債は「経過勘定及びその他の負債」において認識される。賃借料は、債務の支払利息と元本返済に分けて表示されている。

2.3.2 引当金

引当金の繰入及び戻入は、対応する収益科目又は費用科目の種類に応じて分類される。

過去の事象から生じた債務の決済に、経済的便益を表す経営資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額を正確に見積ることができる場合に、引当金を認識している。該当する場合、当該債務の額を割り引いて引当金の額を決定する。

グループが設定する引当金には、特に以下のものが含まれている。

- ・ オペレーショナル・リスク
- ・ 社会的コミットメント
- ・ 契約したコミットメントの実行リスク
- ・ 訴訟リスク及び保証コミットメント
- ・ 税務リスク
- ・ 住宅購入者貯蓄契約に関するリスク

2.3.3 従業員給付

該当する場合、従業員に対する債務に関する引当金は、「引当金」において認識される。この引当金の変動は、損益計算書の「従業員給付費用」において認識される。ただし、確定給付制度における純負債の再測定から生じる部分は、株主資本において認識される。

2.3.3.1 確定給付制度における退職後給付

確定給付制度における退職後給付は、グループが従業員に約束した給付を提供する正式な又は黙示的な義務を負っている年金制度、早期退職制度及び付加年金制度からなる。

当該債務は、制度給付を算定するための契約上の算式を適用して受給権を勤務期間に対して配分する予測単位積増方式を用いて算定される。当該受給権は、以下のような人口動態及び財務上の仮定を用いて割引計算される。

- ・ 割引率：契約期間と合致する民間借入金の長期金利を参照して決定
- ・ 昇給率：年齢層、従業員の職種、地域特性に応じて評価
- ・ インフレ率：様々な満期のフランス国債利回りとインフレ連動フランス国債利回りとを比較して見積り
- ・ 従業員退職率：年度末時点の終身雇用従業員数に占める退職者及び解雇者数の割合の過去3年間の平均を使用し、年齢層別に決定
- ・ 退職時年齢：常勤雇用の実際の開始日又はその推定日及び年金改革法に定められた仮定（67歳が上限）を用いて、個別に見積り
- ・ 死亡率：INSEE（フランス国立統計経済研究所）のTH/TF 00-02生命表に準拠

これらの仮定の変更により生じた差額、及び過去の仮定と実際の結果との相違による差額は、数理計算上の損益となる。制度資産がある場合には、当該資産は公正価値で測定される。当該資産から生じる受取利息は純損益に影響を与える。実際の収益率と当該資産から生じた受取利息の間の差異も、数理計算上の損益となる。

数理計算上の損益は、未実現又は繰延損益として株主資本に認識される。制度の縮小又は終了は債務に変動を生じさせる。損益計算書においてこの債務の変動は発生時に認識される。

2021年4月20日付のIFRICの決定に従い、退職後給付制度（受領権は勤続年数に基づく制限を受け、退職日に従業員が存在していることを条件とする）に基づく年金債務は、退職年齢より前に上限に達した期間（又は、この期間が上限より短い場合は、当該従業員の入社日から退職日までの期間）のみに関して構成される。

2.3.3.2 確定拠出制度に基づく退職後給付

グループの事業体は、グループから独立している組織が運営している様々な退職年金制度に拠出しているが、特に基金の資産が契約債務に対応するには不十分である場合に、グループの事業体は公にも黙示的にも追加的な支払義務を負っていない。

こうした制度はグループの契約債務にはあたらないため、引当金を設定していない。費用は、拠出金の支払期限が到来した期に認識される。

2.3.3.3 その他の長期給付

長期給付は、退職後給付及び退職手当とは別に、従業員が対象となる勤務を提供した事業年度末から12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの給付である。これには、長期勤続報酬などが含まれる。

その他の長期給付に関するグループの契約債務は、予測単位積増方式を用いて測定されている。ただし、数理計算上の損益については、直ちに当期純損益において認識している。

長期勤続報酬に関する契約債務は時には保険契約で補償される場合がある。この契約債務のうちヘッジされていない部分に対してのみ引当金が設定されている。

2.3.3.4 退職手当

退職手当は、雇用契約が通常の退職年齢以前に終了した場合、又は従業員が補償と引き換えにグループを自発的に退職する決断をした場合に、グループが支給する給付である。

報告日から12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの場合は、関連する引当金は割引計算される。

2.3.3.5 短期給付

短期給付は、報告日後12ヶ月以内に支払われる、退職手当以外の給付である。これには給与、社会保障拠出金、一定の賞与などが含まれる。

短期給付に対する費用は、これらの給付に対する権利を生じさせる勤務が事業体に対して提供された期において認識される。

2.3.4 非流動資産

2.3.4.1 グループが保有する非流動資産

財政状態計算書に計上されている非流動資産は、事業で使用される有形固定資産及び無形資産、並びに投資不動産を含んでいる。営業用資産は、サービス提供目的及び経営管理目的に使用される。投資不動産は、賃貸料もしくはキャピタル・ゲイン、又はこれら双方を稼得する目的で保有する不動産資産で構成されている。営業用不動産と投資不動産の双方を認識するために、取得原価法が使用される。

非流動資産は、取得原価に、当該資産を事業の用に供し使用できるようにするために必要となる直接帰属費用を加算した金額で、当初認識される。当初認識以降、非流動資産は償却原価、すなわち取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた額で評価される。

非流動資産が、定期的な取替の対象となる可能性が高く、使途が異なる、又は経済的便益の獲得時期が異なる複数の要素で構成されている場合は、各構成要素を当初から個別に認識し、それぞれの償却スケジュールに従って減価償却又は償却している。営業用不動産及び投資不動産については、構成要素に基づくアプローチを選択した。

非流動資産の減価償却可能額又は償却可能額は、その残存価額（処分費用を差し引いた純額）を控除して算定される。非流動資産の耐用年数は、一般に経済耐用年数と等しいため、残存価額は認識されていない。

非流動資産は、当該資産の見積耐用年数にわたって、事業体が当該資産による経済的便益を消費すると予想されるパターンの見積りを反映する比率で減価償却及び償却が行われる。耐用年数が不確定である無形資産は、償却の対象ではない。

営業用資産に対する減価償却費及び償却費は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金の変動」において認識している。

投資不動産に関する減価償却費は、損益計算書の「その他の活動に係る費用」において認識している。

使用されている償却期間の範囲は、以下のとおりである。

有形固定資産

- ・ 土地及びネットワーク設備：15-30年
- ・ 建物 - 外殻：20-80年（建物の種類により異なる）
- ・ 建物 - 設備：10-40年
- ・ 設備及び備品：5-15年
- ・ 事務機器及び什器：5-10年
- ・ 保安設備：3-10年
- ・ 車両及び運搬具：3-5年
- ・ IT機器：3-5年

無形資産：

- ・ 購入又は自社開発ソフトウェア：1-10年
- ・ 買収事業ののれん：9-10年（顧客契約ポートフォリオを取得した場合）

減価償却及び償却可能な資産は、報告日において減損の兆候を示す証拠がある場合には、減損テストを行う。賃貸借権などの償却不能な無形資産は、少なくとも年1回減損テストを行う。

減損の兆候がある場合、資産の回収可能価額と帳簿価額の純額を比較している。価値の損失が発生した場合には、減損損失が損益計算書で認識され、資産の減価償却又は償却可能額が非遡及的に調整される。見積回収可能価額が変動した場合、又は減損の兆候がなくなった場合、減損損失は戻し入れられる。減損引当金の戻入後の帳簿価額は、減損が認識されなかった場合に算出されていたはずの帳簿価額（純額）を上回ってはならない。

営業用資産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金の変動」において認識している。

投資不動産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書においてそれぞれ「その他の活動に係る費用」（配賦の場合）及び「その他の活動に係る収益」（戻入の場合）において認識している。

営業用資産の処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス、損益計算書の「その他の資産の処分に係る純利益／（損失）」に計上している。

投資不動産の処分に係る損益は、損益計算書の「その他の活動に係る収益」又は「その他の活動に係る費用」に計上している。

2.3.4.2 グループが借手である非流動資産

契約がリースとして認められるためには、資産が特定され、借手が当該資産の使用権を支配していなければならない。

借手については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースは単一のモデルに基づいて計上され、以下の項目が認識される。

- ・ リース期間にわたり、リース物件を使用する権利を表す資産
- ・ リース料の支払義務に関連する負債との相殺
- ・ 定額法による資産の減価償却費及び定率法を使用した損益計算書上の支払利息

グループは、主に不動産契約を資産計上している。基準に従って、自動車車両については、ローカルにおいて重要である場合のみ修正再表示され、コンピュータやセキュリティ機器については、代替可能であるという事実によって対象から除外されている。IT契約は、そのうちで重要とみなされる一部のみを資産計上した。

その他の原資産は、短期、又は少額（5,000ユーロ以下）の例外規定により、除外されていた。グループには、無形資産や投資不動産の認識を生じさせるようなリースは存在しない。

したがって、使用権は、「有形固定資産」、リース債務は「その他の負債」に計上されている。借地権は、自動的に更新されない契約に係る場合は、有形固定資産として分類変更される。使用権とリース債務は、将来加算一時差異と将来減算一時差異の純額に関して繰延税金資産又は負債の対象となる。

損益計算書においては、利息費用は「金利マージン純額」に表示し、一方、減価償却費及び償却費は一般営業費として表示されている。

グループでは、以下を用いてリース債務を算定している。

- ・ リース期間。これは、少なくとも契約の解約不能期間を表し、グループが行使することが合理的に確実な更新・延長オプションを考慮に入れて延長することができる。グループの手法の運用上の実施に関しては、新規の3/6/9商業リースは原則として9年間（又は、その他の種類リースの場合には解約不能期間に相当する期間）にわたって資産計上される。自動契約延長の期間は、中期計画の終了までの延長としており、これは契約の継続に関する合理的な期間である⁽¹⁾。例外として、3/6/9リースを12年間にわたって資産計上されている契約がある。これは、この期間の終了後はリース料の上限がなくなることから、この期間を超えた契約を継続する経済的インセンティブがグループにはないためである。
- ・ 割引率は、選択された期間に対応する債務の限界利率である。割引率は、グループのリファイナンス部門又は通貨により引下げられる可能性がある。
- ・ リース料（税抜き）。グループにおける変動リース料による影響は極めて限定的である。

⁽¹⁾ リースを直接管理する地域グループ。

2.3.5 手数料

サービスに関連する手数料及び契約手数料は、関連するサービスの種類に応じて、収益及び費用として計上している。追加的な利息とみなされる手数料は、実効金利の不可分の一部である。したがって、こうした手数料は受取利息及び支払利息として認識される。

貸出金の供与に直接関連する手数料及び契約手数料は、実効金利法を用いて貸出期間を通じて認識される。

継続的に提供されているサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービスが提供される期間を通じて認識される。

一回限りのサービスの対価として支払われる報酬及び手数料は、サービスを履行した時点で全額、損益計算書に認識される。

2.3.6 法人税費用

法人税費用には、対象となる期間における収益に関連して支払うべき当期及び繰延の両方での全ての税金が含まれる。

未払法人税は、適用される税法に従って算定している。

事業用不動産拠出金（Cotisation foncière des entreprises-CFE）と付加価値事業拠出金（Cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises-CVAE）で構成される地域経済拠出金（Contribution économique territoriale-CET）は営業費用として扱われるため、グループは連結財務書類において繰延税金を認識していない。

2.3.6.1 繰延税金

IAS第12号により求められているとおり、連結財政状態計算書に計上されている資産又は負債の帳簿価額とその課税価額との間の一時差異に関しては、のれんを除き、繰延税金を認識している。

繰延税金は、事業年度末時点で既知の、その後数年度において適用される法人税率を適用して、負債法を用いて計算される。

繰延税金負債を控除した繰延税金資産は、回収可能性が高い場合に限り認識される。当期税金及び繰延税金は、収益又は費用として認識される。ただし、株主資本で認識されている未実現又は繰延損益に関する繰延税金は株主資本に直接計上される。

繰延税金資産と負債は、同一の事業体又は同一の納税グループ内において発生しており、同一の税務管轄対象であり、かつ相殺を行う法的権限がある場合において、相殺される。

繰延税金については割引計算を行っていない。

IAS第12号の改訂：国際的な税制改革 - 第2の柱モデルルール

OECDの第2の柱ルールは欧州連合指令2022/2523に採択され、フランスでは2024年財政法第33条に国内法制化されており、欧州連合における多国籍企業グループ及び大規模国内企業グループに対して、世界的な最低課税水準を確立することを意図している。

このルールの下では、OECDのグローバル税源浸食防止（GLoBe）ルールにより、法域の実効税率が15%未満の場合に追加課税が発生する。

IAS第12号は、第2の柱に関連する繰延税金の認識に対する強制的な一時的免除を規定している。2023年には、対象となる法域のリストを作成し、2024年以降に適用される第2の柱に関連する当期法人税費用を見積もるプロジェクトが開始された。この税制改革によるグループへの影響は重要ではない。

2.3.6.2 法人税の税務処理に関する不確実性

IFRIC第23号に基づき、グループは、グループが選択した税務ポジションを税務当局が容認する可能性を評価する。グループは税務上の目的、税務上の基準額、繰越欠損金、未使用税額控除及び税率について発生可能性が高い影響を評価する。

税務ポジションが不確実な場合、未払（未収）金額は、最も可能性が高い金額、又は支払予定額若しくは受取予定額に対する最良の見積りを反映する方法に従った予想金額に基づき見積り計上される。

2.3.7 一部の貸出金について国が支払う利息

農業・農村セクター及び住宅購入に対する支援策に従い、グループ傘下の一部事業体は、フランス政府が定める低金利貸出金を供与している。その結果、こうした事業体は、顧客に提示した金利と所定の指標金利との間の金利差に相当する補助金を国から受け取っている。そのため、これらの補助金の便益を受けられる貸出金については、割引計算を行っていない。

こうした補償メカニズムに関する取決めは、フランス政府が定期的に見直しを行っている。

受け取った政府補助金は、IAS第20号に従って「受取利息及び類似収益」に認識し、対応する貸出金の残存期間にわたり割り当てられる。

2.3.8 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

非流動資産、又は非流動資産グループは、売却可能でかつその売却が今後12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、売却目的保有として分類される。

関連する資産及び負債は、財政状態計算書の「売却目的保有非流動資産」及び「売却目的保有非流動資産関連の負債」に別々に表示される。これらは、帳簿価額又は公正価値から売却費用を差し引いた額のどちらか低い方の金額で認識し、減価償却又は償却は行われなくなる。

これらの資産及び負債に係る減損損失は損益計算書において認識される。

非継続事業は、売却目的で保有する若しくは既に中止されている事業、又は転売のみを目的に取得した子会社で構成される。非継続事業関連の損益は、全て損益計算書の「非継続事業に係る税引後利益／（損失）」に別掲される。

2.4 財務書類の作成に際して使用した判断及び見積り

グループの財務書類の作成にあたっては、必要な評価を行うために仮定を置く必要があり、ウクライナ紛争や報告日時点で存在するマクロ経済状況などとの関連で、こういった仮定の将来の実現に関してリスクや不確実性が伴う。

こうした仮定の将来の結果は、特に以下を含む複数の要因に影響を受ける。

- ・ 国内外市場の活動
- ・ 金利及び外国為替レートの変動
- ・ 一部の事業セクターや国における経済及び政治の状況
- ・ 規制及び法制度の変更

仮定の策定が必要となる会計上の見積りは、主に以下の測定に際して用いられる。

- ・ 活発な市場で上場されていない金融商品の公正価値、強制取引の定義及び観察可能なデータの定義には判断の行使が必要となる。
- ・ 保険契約（とりわけ将来の履行キャッシュ・フローに関するもの）
- ・ 年金制度及びその他の将来の従業員給付
- ・ 資産の減損（予想信用損失を含む）。現在のところ、グループの予想信用損失の減損モデルにおいて環境リスクは捕捉されていない。
- ・ 引当金、無形資産及びのれんの減損
- ・ 繰延税金資産

3. 関連当事者の情報

グループに関連する当事者は、クレディ・ミュチュエル・グループ全体レベルでの連結会社であり、Confédération Nationale du Crédit Mutuelに係る他の事業所や持分法適用会社もこれに含まれる。

グループとその子会社及び関連会社との間で行われる取引は、こうした取引が完了する時点での、通常の市場条件下で行われている。

連結会社のリストは注記3に記載されている。グループの連結会社間で行われた取引及び期末に存在する残高は連結上、全て消去されるため、これらの相互取引に関するデータは、グループが共同支配、又は重大な影響力を行使し、持分法の適用により連結される会社の場合のみ添付の表に含まれる。

4. 欧州連合が採用しているが未適用の基準及び解釈指針

4.1 欧州連合が採用している基準及び解釈指針

金融商品の分類及び測定に関するIFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

欧州連合は、「金融商品の分類及び測定に関する基準の改訂（IFRS第9号「金融商品」とIFRS第7号「金融商品－開示」）」を採択した。この改訂は、2026年1月1日以降に開始する事業年度から遡及的に適用される。

この改訂は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの「基本的」な性質の評価について、特に条件条項の達成が環境・社会・ガバナンス（ESG）目標に依存している場合の取扱いを明確にするものである。

またこの改訂では、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定された資本性金融商品、及び条件条項付資産・負債について、追加的な開示も求めている。

対象となる金融商品の一覧表作成及びその会計処理の分析は、現在グループ内で作業が進行中である。

事業体における自然依存電力の購入及び引渡し契約の会計処理を明確化するIFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

欧州連合は、事業体における自然依存電力の購入及び引渡し契約の会計処理方法を明確化するIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品－開示」改訂を採択した。この改訂は2026年1月1日以降に開始する事業年度から遡及的に適用される。

この改訂は特に、「自己使用」の例外（一定の条件の下で、自然依存電力の供給に関する特定の契約をIFRS第9号の適用範囲から除外することが認められる）の適用条件を明確にすることを目的としている。

この改訂による影響については現在分析を進めている。

新IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

IASBは2024年4月9日、新基準IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。これは欧州連合による採択を条件として、2027年1月1日からIAS第1号に代わって適用される。この基準は遡及適用される。

この新基準にはIAS第1号の規定がおおむね取り込まれている。新たな規定としては、特に、損益計算書の表示、経営陣が定義した業績指標に関して表示される情報、及び財務諸表に表示される定量的情報の集約又は分解に関するものがある。

グループへの影響は現在評価を進めている。

[次へ](#)

注記2 - 事業別及び地域別の財政状態計算書及び損益計算書の内訳

BFCMグループの事業内容は以下のとおりである。

- ・ リテールバンキングは以下を含む。
 - a) 銀行業ネットワーク活動：CIC地方銀行、BECM、Beobank、TARGOBANK Corporate and Investment Banking (TARGOBANK CIB)
 - b) 消費者金融：TARGOBANK Retail及びCofidis
 - c) 事業子会社：ネットワークで商品を販売する活動で、主としてファクタリング、機器リース及び不動産リースが含まれる。
- ・ 保険事業はGroupe des Assurances du Cr dit Mutuelが行っている。
- ・ 専門的事业は以下のとおりである。
 - a) フランス内外での資産運用及びプライベート・バンキング業務
 - b) コーポレート・バンキング：大企業及び機関投資家の顧客に対する融資、ストラクチャード・ファイナンス、国際業務及び外国支店
 - c) 商業・投資活動を含む資本市場業務（金利・株式・クレジット）
 - d) プライベート・エクイティ
- ・ その他の事業には、中間持株会社、非支配持分、営業用不動産、物流構造、メディア、IT事業体、会社間取引など、他の事業活動に振り分けることができない項目が含まれる。

連結対象会社は全て、連結財務書類への貢献に基づき、その主要ビジネスに割り当てられている。ただし以下の3社は、複数の事業にわたっているため、この限りではない。

- ・ CIC及びBFCM：この場合、これらの2社の連結損益計算書及び連結財政状態計算書に対する貢献は、貢献している様々な事業部門に基づいて分類されている。
- ・ TARGOBANK AGはドイツにおける3つの事業を中心に構成されている：消費者金融に係るTARGOBANK Retail、銀行業ネットワーク子会社に係るTARGOBANK Factoring and Equipment Finance（ファクタリング及びリース）、並びに銀行業ネットワークに係るTARGOBANK CIB。

2a - 事業別の損益計算書の内訳

2025年6月30日	リテールバンキング	保険	専門的事业	その他の事業	合計
純収益	4,427	822	1,532	-231	6,549
一般営業費	-2,632	-92	-792	111	-3,405
営業総利益	1,795	730	740	-120	3,144
カウンターパーティー・リスク費用	-801	0	19	0	-782
その他の資産の処分に係る純損益 ⁽¹⁾	0	0	0	39	39
税引前利益	994	730	759	-81	2,402
法人税	-351	-235	-180	1	-764
当期純利益	643	495	580	-80	1,638
非支配持分	-	-	-	-	191
グループに帰属する当期純利益	-	-	-	-	1,447

(1) 持分法適用会社の純利益及びのれんの減損損失を含む（注記16及び19）。

2024年6月30日	リテールバンキング	保険	専門的事业	その他の事業	合計
純収益	4,159	711	1,491	-183	6,178
一般営業費	-2,510	-87	-727	116	-3,208
営業総利益	1,650	624	764	-68	2,970
カウンターパーティー・リスク費用	-741	0	-59	1	-799
その他の資産の処分に係る純損益 ⁽¹⁾	1	-1	-1	40	39
税引前利益	909	623	704	-27	2,210
法人税	-269	-130	-141	44	-496
当期純利益	640	493	563	17	1,714
非支配持分	-	-	-	-	189
グループに帰属する当期純利益	-	-	-	-	1,524

(1) 持分法適用会社の純利益及びのれんの減損損失を含む（注記16及び19）。

「リテールバンキング」部門の事業別内訳

2025年6月30日	銀行業ネットワーク	消費者ローン	事業子会社	リテールバンク合計
純収益	2,305	1,764	357	4,427
一般営業費	-1,470	-928	-234	-2,632
営業総利益	835	836	124	1,795
カウンターパーティー・リスク費用	-267	-509	-25	-801
その他の資産に係る純損益	-1	1	0	0
税引前利益	567	328	99	994
法人税	-212	-108	-30	-351
当期純利益	355	220	68	643

2024年6月30日	銀行業ネットワーク	消費者ローン	事業子会社	リテールバンク合計
純収益	2,161	1,633	365	4,159
一般営業費	-1,428	-857	-224	-2,510
営業総利益	732	776	141	1,650
カウンターパーティー・リスク費用	-284	-440	-17	-741
その他の資産に係る純損益	0	0	0	1
税引前利益	448	337	124	909
法人税	-120	-113	-37	-269
当期純利益	329	224	87	640

「専門的事业」部門の事業別内訳

2025年6月30日	資産運用及び プライベート・バンキング	コーポレート・バンキング	資本市場	プライベート・エクイティ	専門的事业合計
純収益	667	323	331	211	1,532
一般営業費	-498	-96	-150	-47	-792
営業総利益	169	226	182	164	740
カウンターパーティー・リスク費用	7	15	-2	0	19
その他の資産に係る純損益	0	0	0	0	0
税引前利益	175	241	179	164	759
法人税	-47	-83	-55	6	-180
当期純利益	129	158	124	169	580

2024年6月30日	資産運用及び	コーポレート・バンキング	資本市場	プライベート・エクイティ	専門的事業合計
	プライベート・バンキング				
純収益	635	335	299	223	1,491
一般営業費	-457	-83	-142	-45	-727
営業総利益	178	252	157	177	764
カウンターパーティー・リスク費用	-21	-40	3	0	-59
その他の資産に係る純損益	0	0	-1	0	-1
税引前利益	157	212	159	177	704
法人税	-44	-56	-39	-2	-141
当期純利益	112	156	120	175	563

2b - 地域別の損益計算書の内訳

	2025年6月30日				2024年6月30日			
	フランス	フランスを除く ヨーロッパ	その他の国 ⁽¹⁾	合計	フランス	フランスを除く ヨーロッパ	その他の国 ⁽¹⁾	合計
純収益 ⁽²⁾	4,323	2,059	168	6,549	4,043	1,962	172	6,178
一般営業費	-2,185	-1,162	-58	-3,405	-2,077	-1,082	-49	-3,208
営業総利益	2,138	896	110	3,144	1,966	880	123	2,970
カウンターパーティー・リスク費用	-389	-386	-6	-782	-411	-398	10	-799
その他の資産の処分に係る純損益 ⁽³⁾	27	1	11	39	27	1	11	39
税引前利益	1,776	510	115	2,402	1,582	484	144	2,210
当期純利益	1,184	360	93	1,638	1,272	324	115	1,711
グループに属する当期純利益	1,002	351	93	1,447	1,091	319	114	1,524

(1) 米国、カナダ、シンガポール、香港及びチュニジア。
(2) 2025年上半期の純収益（ロジスティクス及び持株会社の事業を除く）の32.7%は、フランス国外の事業によるものであった（2024年上半期：純収益の33.5%）。
(3) 持分法適用会社の当期純利益及びのれんの減損損失を含む。

注記3 - 連結の範囲

3a - 連結範囲の構成

グループの親会社はBanque Fédérative du Crédit Mutuelである。

2024年12月31日以降、連結範囲の変更は、以下のとおりである。

- 新規連結：EBRA Médias (EBRA メディア・グループ)、Sofedis
- 合併：CIC Capital Canada IncによるCIC Capital Ventures Quebecの吸収合併
- 連結除外：該当なし

	国名	2025年6月30日			2024年12月31日		
		支配割合	持分比率	方法*	支配割合	持分比率	方法*
A.銀行業ネットワーク							
Banque Européenne du Crédit Mutuel (BECM)	フランス	96	96	FC	96	96	FC
Beobank	ベルギー	51	51	FC	51	51	FC
CIC Est	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Lyonnaise de Banque (LB)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Lyonnaise de Banque Monaco (CIC LB branch)	モナコ	100	100	FC	100	100	FC
CIC Nord Ouest	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Ouest	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Sud Ouest	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Industriel et Commercial (CIC)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
B.消費者ローン							
Cofidis Belgium	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis France	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Spain (branch of Cofidis France)	スペイン	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Hungary (branch of Cofidis France)	ハンガリー	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Portugal (branch of Cofidis France)	ポルトガル	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis SA Poland (branch of Cofidis France)	ポーランド	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis SA Slovakia (branch of Cofidis France)	スロバキア	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Italy (branch of Cofidis France)	イタリア	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Czech Republic	チェコ共和国	100	100	FC	100	100	FC
Creatis	フランス	100	100	FC	100	100	FC
NCB (Magyar Cetelem Bank Zrt.)	ハンガリー	100	100	FC	100	100	FC
Margem-Mediação Seguros, Lda	ポルトガル	100	100	FC	100	100	FC
Monabanq	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Targobank AG **	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
C.銀行業ネットワークの子会社							
Bail Actea	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Bail Actea Immobilier	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CCLS Leasing Solutions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Caution Habitat	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Factoring	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Home Loan SFH	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Immobilier	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing Espagne (branch of Crédit Mutuel Leasing)	スペイン	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing Benelux	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing Nederland (branch of Crédit Mutuel Leasing Benelux)	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Real Estate Lease	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FactoFrance SA	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FCT Crédit Mutuel Factoring	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FCT FactoFrance	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Gesteurop	フランス	100	100	FC	100	100	FC
LYF SA	フランス	46	46	EM	45	45	EM
Paysurf	フランス	51	64	FC	51	64	FC
Targo Factoring GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Finanzberatung GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Leasing GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Versicherungsvermittlung GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
D.コーポレート・バンキング及び資本市場							
Caroline 1	フランス	100	100	NC	100	100	NC
CIC Bruxelles (branch of CIC)	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
CIC Hong Kong (branch of CIC)	香港	100	100	FC	100	100	FC
CIC Londres (branch of CIC)	英国	100	100	FC	100	100	FC
CIC New York (branch of CIC)	アメリカ合衆国	100	100	FC	100	100	FC
CIC Singapour (branch of CIC)	シンガポール	100	100	FC	100	100	FC
Satellite	フランス	100	100	FC	100	100	FC

	国名	2025年6月30日			2024年12月31日		
		支配割合	持分比率	方法*	支配割合	持分比率	方法*
E.資産運用及びプライベート・バンキング							
Banque de Luxembourg	ルクセンブルク	100	100	FC	100	100	FC
Banque du Luxembourg Belgique (branch of Banque de Luxembourg)	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Banque de Luxembourg Investments SA (BLI)	ルクセンブルク	100	100	FC	100	100	FC
Banque Transatlantique (BT)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Banque Transatlantique Belgium	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Banque Transatlantique Londres (branch of BT)	英国	100	100	FC	100	100	FC
Banque Transatlantique Luxembourg	ルクセンブルク	100	100	FC	100	100	FC
CIC Private debt	フランス	100	60	FC	100	60	FC
CIC Suisse	スイス	100	100	FC	100	100	FC
Gigogne Management	ルクセンブルク	100	60	FC	100	60	FC
Crédit Mutuel Asset Management	フランス	100	60	FC	100	60	FC
Crédit Mutuel Epargne Salariale	フランス	100	65	FC	100	65	FC
Crédit Mutuel Gestion	フランス	100	60	FC	100	60	FC
Crédit Mutuel Impact	フランス	100	60	FC	100	60	FC
Dubly Transatlantique Gestion	フランス	100	100	FC	100	100	FC
La Française Group	フランス	60	60	FC	60	60	FC
La Française Finance Services (LFFS)	フランス	100	60	FC	100	60	FC
La Française Finance Services Luxembourg branch (branch of LFFS)	ルクセンブルク	100	60	FC	100	60	FC
La Française Finance Services Italian branch (branch of LFFS)	イタリア	100	60	FC	100	60	FC
La Française Finance Services sucursal en Espana (branch of LFFS)	スペイン	100	60	FC	100	60	FC
La Française Group Korea Limited	韓国	100	60	FC	100	60	FC
La Française Group UK Finance Limited	英国	100	58	FC	100	58	FC
La Française Group UK Limited	英国	100	60	FC	100	60	FC
La Française Real Estate Managers Germany Deutsche Zweigniederlassung (branch of La Française Group UK Limited)	ドイツ	100	60	FC	100	60	FC
La Française Group Singapore PTE Limited	シンガポール	100	60	FC	100	60	FC
La Française Real Estate Managers	フランス	97	58	FC	97	58	FC
La Française Systematic Asset Management GmbH (formaly La Française AM GmbH)	ドイツ	100	60	FC	100	60	FC
LFP Multi Alpha	フランス	100	60	FC	100	60	FC
New Alpha Asset Management	フランス	52	31	FC	52	31	FC
F.プライベート・エクイティ							
CIC Capital Belgium	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
CIC Capital Canada Inc	カナダ	100	100	FC	100	100	FC
CIC Capital Deutschland GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
CIC Capital Suisse SA	スイス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Capital Ventures Quebec	カナダ			ME	100	100	FC
CIC Conseil	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Capital	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Equity	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Equity SCR	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Innovation	フランス	100	100	FC	100	100	FC
G.その他の事業							
Affiches d'Alsace Lorraine	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Alsacienne de Portage - DNA	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Banque de Tunisie	チュニジア	35	35	EM	35	35	EM
Carizy	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Participations	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Group	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Titres	フランス	75	72	FC	75	72	FC
Davai	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Ebra Academie	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Editions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Events	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Info	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Medias Alsace	フランス	100	100	FC	100	99	FC
EBRA Medias Bourgogne Rhone-Alpes	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Medias Lorraine Franche Comté	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Medias Rhone-Alpes PACA	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Portage Bourgogne Rhone-Alpes	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Portage Dauphiné Savoie	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Productions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Services	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Studio	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Est Bourgogne Médias	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Euro Protection Surveillance	フランス	22	22	EM	22	22	EM
Euro Protection Surveillance Belgique (branch of EPS)	ベルギー	22	22	EM	22	22	EM
Euro-Information	フランス	27	27	EM	27	27	EM
Foncière Massena	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Fonds Révolution Environnementale et Solidaire	フランス	100	83	FC	100	83	FC
France Régie	ドイツ	100	100	FC	100	99	FC
GEIE Synergie	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Gens d'Évènement	フランス	70	70	FC	70	70	FC
Groupe Progrès	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Groupe Républicain Lorrain Imprimeries (GRLI)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Humanoid	フランス	100	81	FC	100	71	FC

	国名	2025年6月30日			2024年12月31日		
		支配割合	持分比率	方法*	支配割合	持分比率	方法*
Journal de la Haute Marne	フランス	50	50	EM	50	50	EM
KCIOP	フランス	90	90	FC	62	62	FC
La Liberté de l'Est	フランス	100	100	FC	100	100	FC
La Tribune	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Dauphiné Libéré	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Républicain Lorrain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Lemon Start	フランス	100	81	FC	100	81	FC
Les Dernières Nouvelles d'Alsace	フランス	99	99	FC	99	99	FC
L'Est Républicain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Loire Evénement Organisation	フランス	55	55	FC	55	55	FC
Lumedia	ルクセンブルク	50	50	EM	50	50	EM
Madmoizelle	フランス	100	81	FC	100	71	FC
Media des massifs français	フランス	68	68	FC	68	68	FC
Mediaportage	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Mutuelles Investissement	フランス	100	97	FC	100	97	FC
Oddity II.	フランス	81	81	FC	81	81	FC
Presstic Numerama	フランス	100	81	FC	100	71	FC
Pro Expo Services	フランス	100	55	FC	100	55	FC
RES 1 (formely Crédit Mutuel Impact Forêts)	フランス	100	83	FC	100	83	FC
RES 2 (formely Crédit Mutuel Impact Forêts II)	フランス	100	83	FC	100	83	FC
SAP Alsace	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI 14 Rue de Londres	フランス	100	66	FC	100	66	FC
SCI ACM	フランス	100	65	FC	100	66	FC
SCI La Tréflière	フランス	46	46	EM	46	46	EM
SCI Le Progrès Confluence	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI Provence Lafayette	フランス	100	66	FC	100	66	FC
SCI Saint Augustin	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Société d'Édition de l'Hebdomadaire du Louhannais et du Jura (SEHLJ)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Sofedis	フランス	65	65	FC			NC
Targo Deutschland GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Dienstleistungs GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Technology GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
II. 保険会社							
ACM Belgium Life (formely NELB)	ベルギー	100	66	FC	100	66	FC
ACM Capital	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM Deutschland AG	ドイツ	100	82	FC	100	83	FC
ACM Deutschland life AG	ドイツ	100	82	FC	100	83	FC
ACM Deutschland non life AG	ドイツ	100	82	FC	100	83	FC
ACM GIE	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM IARD	フランス	100	66	FC	97	64	FC
ACM Vie SA	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM Vie, Société d'Assurance Mutuelle	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	フランス	66	66	FC	66	66	FC

*方法：FC =全部連結、EM =持分法、NC =非連結、M =合併

** TARGOBANK AGは、ドイツにおける3つの事業で構成されている：消費者クレジットに係るTARGOBANK Retail、銀行業ネットワーク子会社に係るTAGOBANK Factoring and Equipment Finance（ファクタリング及びリース）、並びに銀行業ネットワークに係るTARGOBANK Corporate and Investment Banking。

3b - 重要な非支配持分のある全部連結会社

2025年6月30日	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報 ⁽¹⁾			
	持分比率／議決権比率	非支配持分に帰属する当期純利益	非支配持分の株主資本における金額	非支配持分に對する支払配当金	財政状態計算書合計	当期純利益	潜在的な準備金	純収益
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	173	3,371	-116	151,850	501	744	815
Beobank	49%	9	566	-7	11,884	9	32	141

(1) グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額

2024年12月31日	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報 ⁽¹⁾			
	持分比率／議決権比率	非支配持分に帰属する当期純利益	非支配持分の株主資本における金額	非支配持分に對する支払配当金	財政状態計算書合計	当期純利益	潜在的な準備金	純収益
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	346	3,138	-449	146,171	1,009	665	1,438
Beobank	49%	21	407	-8	11,497	44	20	310

(1) グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額

注記4 - 現金及び中央銀行への預け金／中央銀行からの預り金（資産／負債）

	2025年6月30日	2024年12月31日
現金及び中央銀行への預け金-資産		
中央銀行	74,417	85,506
うち法定準備預金	2,698	2,820
現地銀行	595	684
合計	75,012	86,190
中央銀行からの預り金-負債	15	18

注記5 - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債

5a - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2025年6月30日				2024年12月31日			
	売買目的	公正価値オプション	その他の純損益を通じて公正価値	合計	売買目的	公正価値オプション	その他の純損益を通じて公正価値	合計
有価証券	12,216	721	7,247	20,184	11,527	735	6,624	18,886
- 政府証券	1,610	0	0	1,610	1,787	0	0	1,787
- 債券及びその他の負債証券	9,141	721	690	10,552	8,666	735	675	10,076
上場	9,141	0	83	9,224	8,666	0	13	8,679
非上場	0	721	607	1,328	0	735	662	1,397
うちUCI	0		371	371	0		331	331
- 株式及びその他の資本性金融商品	1,465	-	5,647	7,112	1,074	-	5,011	6,085
上場	1,465		1,654	3,119	1,074		1,273	2,347
非上場	0		3,993	3,993	0		3,738	3,738
- 長期投資	-	-	910	910	-	-	938	938
株式投資			287	287			274	274
その他の長期投資			90	90			92	92
子会社及び関連会社投資			532	532			571	571
その他の長期投資			1	1			1	1
デリバティブ金融商品	6,309	-		6,309	6,355	-	-	6,355
貸出金及び債権	14,535	0	13	14,548	14,362	0	15	14,377
うち年金	14,535	0		14,535	14,362	0	-	14,362
純損益を通じて公正価値で分類されるその他の資産	36	-	-	36	35	-	-	35
合計	33,096	721	7,260	41,077	32,279	735	6,639	39,653

5b - 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

	2025年6月30日	2024年12月31日
売買目的保有金融負債	23,591	23,917
公正価値オプションにより純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 ⁽¹⁾	3,256	2,726
合計	26,847	26,643

(1) 2024年12月31日現在でCICロンドンに貸借対照表上で2,030百万ポンド（2,448百万ユーロ）を「償却原価で測定する負債証券」から「純損益を通じて公正価値で評価する金融負債」に組み替えている。この組み替えにより「公正価値オプションにより純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に影響が生じている。

売買目的保有金融負債

	2025年6月30日	2024年12月31日
有価証券の信用売り	1,901	1,425
債券及びその他の負債証券	748	616
株式及びその他の資本性金融商品	1,153	809
買戻条件付で売却した有価証券に関する負債	15,139	15,835

売買目的デリバティブ	5,952	6,016
その他の売買目的保有金融負債	599	641
合計	23,591	23,917

公正価値オプションにより純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

2024年12月31日	2025年 6月30日			2024年12月31日		
	帳簿価額	満期時支払額	差額	帳簿価額	満期時支払額	差額
発行済証券 ⁽¹⁾	2,885	2,885	0	2,448	2,448	0
銀行間債務	70	70	0	68	68	0
顧客に対する債務	301	301	0	210	210	0
合計	3,256	3,256	0	2,726	2,726	0

(1) 2024年12月31日現在でCICロンドンは貸借対照表上で2,030百万ポンド（2,448百万ユーロ）を「償却原価で測定する負債証券」の項目から「純損益を通じて公正価値で評価する金融負債」の項目に組み替えている。この組み替えにより「発行済証券」の項目に影響が生じている。

5c - 売買目的デリバティブの分析

	2025年 6月30日			2024年12月31日		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
金利商品	176,906	4,370	4,113	179,162	4,082	3,971
スワップ	138,602	3,823	3,835	143,083	3,451	3,794
その他の確定契約	0	0	0	0	0	0
オプション及び条件付商品	38,304	547	278	36,079	631	177
外国為替商品	173,288	1,640	1,597	156,059	2,015	1,831
スワップ	98,356	37	71	94,871	79	49
その他の確定契約	15,437	1,282	1,208	14,741	1,558	1,404
オプション及び条件付商品	59,495	320	318	46,447	378	378
その他のデリバティブ	24,964	299	242	22,994	258	214
スワップ	6,314	100	110	6,444	108	126
その他の確定契約	13,145	56	51	11,941	41	32
オプション及び条件付商品	5,505	143	81	4,609	109	56
合計	375,158	6,309	5,952	358,215	6,355	6,016

デリバティブは、関連する担保の収益率に応じて割り引かれる。

- デリバティブがCCP（LCH又はEurex）で決済される場合：CCPによって定義される対応通貨のRFR（リスクフリー・レート）利回り曲線。Eurexを相手先として決済されるユーロ建てデリバティブの評価にはLCH/Eurexベーススを考慮に入れる。
- デリバティブが二者間の取引（銀行がカウンターパーティ）にとどまる場合：ほぼ例外なくESTER（ユーロ短期金利）割引曲線（CSA又はARGが担保をほぼ例外なくユーロで交換しているため）
- デリバティブに担保が付されていない場合（顧客の場合）：EURIBOR（欧州銀行間取引金利）割引曲線

ヘッジ対象及びヘッジ手段を異なる曲線を用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値はカウンターパーティー・リスクを考慮に入れている。

注記6 - ヘッジ

6a - ヘッジ手段のデリバティブ

	2025年 6月30日			2024年12月31日		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
公正価値ヘッジ	385,685	1,588	2,660	374,698	1,701	3,261
スワップ	385,684	1,588	2,660	374,697	1,701	3,261
その他の確定契約	0	0	0	0	0	0
オプション及び条件付商品	1	0	0	1	0	0
合計	385,685	1,588	2,660	374,698	1,701	3,261

デリバティブは、関連する担保の収益率に応じて割り引かれる。

- デリバティブがCCP（LCH又はEurex）で決済される場合：CCPによって定義される対応通貨のRFR（リスクフリー・レート）利回り曲線。Eurexを相手先として決済されるユーロ建てデリバティブの評価はLCH/Eurexベーススを考慮に入れる。
- デリバティブが二者間の取引（銀行がカウンターパーティ）にとどまる場合：ほぼ例外なくESTER（ユーロ短期金利）割引曲線（CSA又はARGが担保をほぼ例外なくユーロで交換しているため）
- デリバティブに担保が付されていない場合（顧客の場合）：EURIBOR（欧州銀行間取引金利）割引曲線

ヘッジ対象及びヘッジ手段を異なる曲線を用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値は、カウンターパーティー・リスクを勘案している。

6b - 金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整

	2025年 6月30日	2024年12月31日
ポートフォリオの金利リスクの公正価値		
- 金融資産	284	209
- 金融負債	-16	-15

注記7 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2025年6月30日	2024年12月31日
政府証券	15,394	15,018
債券及びその他の負債証券	30,690	28,633
- 上場	29,543	27,515
- 非上場	1,147	1,118
関連する債権	294	330
負債証券小計（総額）	46,378	43,981
うち減損負債証券[S3]	22	3
正常貸出金の減損[S1/S2]	-19	-18
その他の減損[S3]	-14	-3
負債証券小計（純額）	46,345	43,960
株式及びその他の資本性金融商品	102	102
- 上場	0	0
- 非上場	102	102
長期投資	367	359
- 株式投資	88	87
- その他の長期投資	200	200
- 子会社及び関連会社投資	79	72
資本性金融商品小計	469	461
合計	46,814	44,421
うち、その他の包括利益で認識された未実現キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス	-228	-175
うち上場株式投資	0	0

注記8 - 公正価値で財政状態計算書に計上する金融商品の公正価値ヒエラルキー

2025年6月30日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
IFRS第9号に基づく金融資産				
その他の包括利益を通じた公正価値	42,400	3,867	547	46,814
政府証券及び同等物	15,031	336	122	15,489
債券及びその他の負債証券	27,369	3,486	0	30,855
株式及びその他の資本性金融商品	0	1	101	102
投資及びその他の長期証券	0	36	252	288
子会社及び関連会社投資	0	8	71	79
EC貸出金及び債権 - 純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
顧客への貸出金及び債権 - 純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
売買目的／公正価値オプション／その他	11,737	20,907	8,433	41,077
政府証券及び類似証券 - 売買目的	1,488	50	72	1,610
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	6,728	1,232	1,183	9,143
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	0	0	721	721
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	316	293	81	690
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	1,465	0	0	1,465
株式及びその他の資本性金融商品 - その他の純損益を通じた公正価値 ⁽¹⁾	1,654	0	3,993	5,647
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	1	10	365	376
子会社及び関連会社投資 - その他の純損益を通じた公正価値	0	1	531	532
顧客への貸出金及び債権 - 売買目的	0	14,535	0	14,535
顧客への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	13	0	13
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	85	4,737	1,487	6,309
純損益を通じた公正価値で分類されるその他の資産	0	36	0	36
ヘッジ手段のデリバティブ	0	1,588	0	1,588
合計	54,137	26,362	8,980	89,479
IFRS第9号に基づく金融資産 - 保険事業の投資				
その他の包括利益を通じた公正価値	76,848	4,801	2,646	84,295
政府証券及び同等物	35,097	175	0	35,272
債券及びその他の負債証券	39,383	730	0	40,113
株式及びその他の資本性金融商品	1,305	18	0	1,324
投資及びその他の長期証券	1,063	0	1,895	2,958
子会社及び関連会社投資	0	0	751	751
貸出金及び債権 - 純損益を通じた公正価値	0	3,878	0	3,878
売買目的／公正価値オプション／その他	41,058	12,863	0	53,921
政府証券及び類似証券 - 売買目的	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	175	7	0	183
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	25,800	5,227	0	31,026
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	0	0	0	0
株式及びその他の資本性金融商品 - その他の純損益を通じた公正価値	15,083	7,011	0	22,095
貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	282	0	282
金融機関への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	0	0	0	0
純損益を通じた公正価値で分類されるその他の資産	0	336	0	336
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
非営業資産 - その他の純損益を通じた公正価値	0	2,714	0	2,714
合計	117,906	20,378	2,646	140,930
IFRS第9号に基づく金融負債				
売買目的／公正価値オプション	2,404	22,539	1,904	26,847
金融機関に対する債務 - 公正価値オプション	0	69	0	69
顧客に対する債務 - 公正価値オプション	0	301	0	301
負債証券 - 公正価値オプション	0	2,885	0	2,885
債務 - 売買目的	0	15,140	0	15,140
デリバティブ及びその他の金融負債 - 売買目的	2,404	4,144	1,904	8,451
ヘッジ手段のデリバティブ	3	2,658	0	2,660
合計	2,407	25,197	1,904	29,508

(1) グループのプライベート・エクイティ会社が保有する持分投資を含む。

- レベル1：活発な市場における相場価格。
 - レベル2：活発な市場における類似商品の相場価格で、評価方法は、全ての重要なインプットが観察可能な市場データに基づく。
 - レベル3：評価は、重要な観察不能なインプットを含む内部モデルに基づく。

売買目的ポートフォリオのレベル2又はレベル3の金融商品は、主に、流動性が低いとみなされるデリバティブ及び有価証券で構成される。

これら全ての金融商品の評価は不確実性を伴うため、価格算定時に市場参加者が考慮すると考えられるリスク・プレミアムを反映した評価調整が生じる。

こうした評価調整によって、とりわけ、モデルで捕捉できないリスク、当該金融商品又はパラメータに伴う流動性リスク、特定の市況下でモデルに関連するアクティブな運用戦略に伴う追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、及び店頭デリバティブの公正価値に内在するカウンターパーティー・リスクを総合して勘案することができる。用いる方法は変更される可能性がある。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブの公正価値の自己リスクも含まれる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は一切考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

2024年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
IFRS第9号に基づく金融資産				
その他の包括利益を通じた公正価値	39,534	4,337	550	44,421
政府証券及び同等物	14,113	914	90	15,117
債券及びその他の負債証券	25,422	3,421	0	28,843
株式及びその他の資本性金融商品	0	1	101	102
投資及びその他の長期証券	0	0	287	287
子会社及び関連会社投資	0	0	71	72
売買目的／公正価値オプション／その他	10,235	21,344	8,075	39,653
政府証券及び類似証券 - 売買目的	1,212	575	0	1,787
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	6,320	1,189	1,157	8,666
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	0	0	735	735
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	289	326	59	674
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	1,074	0	0	1,074
株式及びその他の資本性金融商品 - その他の純損益を通じた公正価値 ⁽¹⁾	1,274	0	3,737	5,011
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	4	0	362	366
子会社及び関連会社投資 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	572	572
顧客への貸出金及び債権 - 売買目的	0	14,362	0	14,362
顧客への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	15	0	15
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	61	4,841	1,453	6,355
純損益を通じた公正価値で分類されるその他の資産	0	35	0	35
ヘッジ手段のデリバティブ	1	1,697	2	1,701
合計	49,770	27,379	8,627	85,776
IFRS第9号に基づく金融資産 - 保険事業の投資				
その他の包括利益を通じた公正価値	73,766	4,190	2,659	80,615
政府証券及び同等物	33,427	217	0	33,645
債券及びその他の負債証券	38,153	677	0	38,830
株式及びその他の資本性金融商品	1,240	19	0	1,259
投資及びその他の長期証券	946	0	1,906	2,852
子会社及び関連会社投資	0	0	752	752
貸出金及び債権 - 純損益を通じた公正価値	0	3,277	0	3,277
売買目的／公正価値オプション／その他	39,686	12,461	0	52,147
政府証券及び類似証券 - 売買目的	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	170	7	0	177
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	25,130	5,349	0	30,478
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	0	0	0	0
株式及びその他の資本性金融商品 - その他の純損益を通じた公正価値	14,387	6,614	0	21,000
貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	147	0	147
金融機関への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	0	0	0	0
純損益を通じた公正価値で分類されるその他の資産	0	344	0	344
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
非営業資産 - その他の純損益を通じた公正価値	0	2,708	0	2,708
合計	113,452	19,360	2,659	135,470
IFRS第9号に基づく金融負債				
売買目的／公正価値オプション	1,769	23,037	1,837	26,643
金融機関に対する債務 - 公正価値オプション	0	68	0	68
顧客に対する債務 - 公正価値オプション	0	210	0	210
負債証券 - 公正価値オプション ⁽²⁾	0	2,448	0	2,448
劣後債務 - 公正価値オプション	0	0	0	0
債務 - 売買目的	0	15,835	0	15,835
デリバティブ及びその他の金融負債 - 売買目的	1,769	4,476	1,837	8,082
ヘッジ手段のデリバティブ	0	3,252	9	3,261
合計	1,769	26,289	1,846	29,904

(1) 特にグループのプライベート・エクイティ会社が保有する持分投資を含む。

(2) 2024年12月31日現在CICロンドンは、2,030百万ポンド（2,448百万ユーロ）を「償却原価で測定する負債証券」（注記37）の項目から「負債証券 - 公正価値オプション」（注記8）の項目に、レベル2への組み替えを行っている。

注記9 - 証券化商品の残高に関する詳細

銀行監督当局及び市場規制当局からの要請に従い、金融安定理事会（FSB）の勧告に基づく感応度の高いエクスポージャーを以下に示す。売買目的ポートフォリオ及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券のポートフォリオは、規制市場若しくはプライマリー・ブローカーから入手した外部データ、又は他に価格を入手できない場合には市場に上場されている類似証券に基づき設定した市場価値で評価されていた。

	帳簿価額	帳簿価額
	2025年6月30日	2024年12月31日
RMBS	1,135	1,115
CMBS	0	0
CLO	4,163	3,836
その他のABS	5,284	5,099
合計	10,582	10,051

別途記載されていない限り、有価証券はクレジット・デフォルト・スワップでヘッジされていない。

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	合計
純損益を通じた公正価値	49	0	0	9	59
償却原価	8	0	298	2,859	3,165
公正価値 - その他	1	0	22	102	125
その他の包括利益を通じた公正価値	1,077	0	3,843	2,314	7,233
合計	1,135	0	4,163	5,284	10,582
フランス	552	0	980	1,162	2,693
スペイン	45	0	0	340	385
英国	109	0	296	272	678
フランス、スペイン及び英国以外のヨーロッパ	398	0	108	2,122	2,628
アメリカ合衆国	1	0	2,780	1,028	3,809
その他	29	0	0	359	389
合計	1,135	0	4,163	5,284	10,582
米国支店	0	0	0	0	0
AAA格	1,123	0	3,801	2,105	7,029
AA格	10	0	277	806	1,093
A格	1	0	62	2	65
BBB格	0	0	0	0	0
BB格	0	0	0	0	0
B格以下	1	0	2	7	10
格付けなし	0	0	20	2,364	2,384
合計	1,135	0	4,163	5,284	10,582
2009年以前に組成	12	0	0	7	19
2010年-2014年に組成	0	0	0	0	0
2015年-2019年に組成	18	0	260	91	368
2020年以降に組成	1,105	0	3,903	5,186	10,195
合計	1,135	0	4,163	5,284	10,582

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	合計
純損益を通じた公正価値	111	0	0	22	133
償却原価	11	0	306	2,936	3,252
公正価値 - その他	1	0	14	128	143
その他の包括利益を通じた公正価値	993	0	3,516	2,013	6,522
合計	1,115	0	3,836	5,099	10,051
フランス	557	0	835	1,256	2,648
スペイン	49	0	0	332	381
英国	54	0	171	366	591
フランス、スペイン及び英国以外のヨーロッパ	416	0	172	1,679	2,267
アメリカ合衆国	2	0	2,659	1,158	3,818
その他	37	0	0	308	345
合計	1,115	0	3,836	5,099	10,051
米国支店	0	0	0	0	0
AAA格	1,100	0	3,497	2,079	6,676
AA格	9	0	248	546	803
A格	4	0	77	3	84
BBB格	0	0	0	0	0
BB格	0	0	0	0	0
B格以下	1	0	0	7	9
格付けなし	0	0	14	2,465	2,480
合計	1,115	0	3,836	5,099	10,051
2005年以前に組成	5	0	0	0	5
2006年-2008年に組成	10	0	0	7	17
2009年-2011年に組成	0	0	0	0	0
2012年-2024年に組成	1,100	0	3,836	5,092	10,028
合計	1,115	0	3,836	5,099	10,051

注記10 - 償却原価で測定する金融資産

	2025年6月30日	2024年12月31日
償却原価で測定する有価証券	5,952	5,680
金融機関への貸出金及び債権	61,836	61,897
顧客への貸出金及び債権	343,888	342,285
合計	411,676	409,862

10a -償却原価で測定する有価証券

	2025年6月30日	2024年12月31日
有価証券	5,941	5,679
- 政府証券	2,809	2,554
- 債券及びその他の負債証券	3,132	3,125
上場	2,418	2,383
非上場	714	742
関連する債権	16	17
総額	5,957	5,696
うち減損資産[S3]	3	23
正常貸出金の減損[S1/S2]	-2	-2
その他の減損[S3]	-3	-14
純額	5,952	5,680

2025年6月30日現在、償却原価で資産として認識されたHQLA負債証券の純帳簿価額は1,968百万ユーロであった。これに対し、2024年12月31日現在では1,915百万ユーロであった。当該資産の見積公正価値は1,990百万ユーロである。これに対し、2024年12月31日現在では1,858百万ユーロであった。

10b -償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権

	2025年6月30日	2024年12月31日
正常貸出金[S1/S2]	61,486	61,290
- Crédit Mutuelネットワーク勘定 ⁽¹⁾	16,083	15,215
- その他の普通勘定	2,756	3,870
- 貸出金	32,222	32,430
- その他受取債権	8,773	7,719
- 年金	1,652	2,056
関連する債権	351	608
正常貸出金の減損[S1/S2]	-1	-1
合計	61,836	61,897

(1) 主にフランス預金供託金庫 (Caisse des Dépôts et Consignations) (CDC) との間の未決済残高 [LEP, LDD, Livret bleu, Livret A 通帳預金口座]に関連する。

10c -償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権

	2025年6月30日	2024年12月31日
正常貸出金[S1/S2]	318,140	316,588
商業貸出金	17,293	17,918
顧客へのその他の貸出金	300,001	297,807
- 住宅貸出金	119,644	120,586
- その他の貸出金及び債権 ⁽¹⁾⁽²⁾	180,357	177,221
関連する債権	846	863
個別減損の対象となる債権の総額[S3]	13,696	13,235
債権総額	331,836	329,823
正常貸出金の減損[S1/S2] ⁽³⁾	-2,553	-2,529
その他の減損[S3]	-6,713	-6,476
小計I	322,570	320,818
ファイナンス・リース (純投資)	20,884	20,911
- 設備	15,415	15,458
- 不動産	5,469	5,453
個別減損の対象となる債権の総額[S3]	1,020	1,081
正常貸出金の減損[S1/S2]	-205	-201
その他の減損[S3]	-381	-324
小計II	21,318	21,467
合計	343,888	342,285
うち劣後ローン	12	12
うち年金	2,069	1,885

- (1) 2025年6月30日現在、コロナ禍において供与した政府保証付融資 (SGL) 37億ユーロが含まれる。
- (2) これには単一破綻処理基金 (244百万ユーロ) 及び預金保証基金 (132百万ユーロ) に対する支払コミットメントに関して支払われた保証金が含まれる。なお、単一破綻処理メカニズムの下では、取消不能な支払保証は偶発負債を表しており、ECBによる2023年のストレステストの結果で示されたようなユーロ圏銀行システムの運営継続性とレジリエンスを考慮すると、これが要求される可能性は低いと考えられることに留意されたい。
- (3) この項目にはポストモデル調整が含まれている (注記1「会計原則及び会計方針」を参照)。

政府保証付き融資 (SGL) の内訳

	残高			減損		
	S1	S2	S3	S1	S2	S3
2025年6月30日現在の金額	1,617	983	1,138	-1	-3	-149
2024年12月31日現在の金額	2,293	1,401	1,194	-2	-5	-152

顧客とのファイナンス・リース取引

	2024年12月31日	増加	減少	その他	2025年6月30日
総帳簿価額	21,992	1,963	-2,056	5	21,904
回収不能リース料の減損	-525	-186	124	1	-586
純帳簿価額	21,467	1,777	-1,932	6	21,318

注記11 - 償却原価で測定する金融負債

11a - 償却原価で測定する負債証券

	2025年6月30日	2024年12月31日
譲渡性預金証書	56	54
銀行間証書及び譲渡性負債商品 ⁽¹⁾	57,531	60,774
債券	85,593	87,875
非優先上位債	14,066	12,987
関連する債務 ⁽¹⁾	1,607	2,020
合計	158,853	163,710

(1) 2024年12月31日現在でCICロンドンは貸借対照表上で2,030百万ポンド（2,448百万ユーロ）を「償却原価で測定する負債証券」から「純損益を通じて公正価値で評価する金融負債」に組み替えている。この組み替えにより「銀行間証書及び譲渡性負債商品」及び「関連する債務」の項目に影響が生じている。

11b - 金融機関に対する債務

	2025年6月30日	2024年12月31日
その他の普通勘定	17,168	16,928
借入金	15,127	13,134
その他の債務	4,733	3,045
年金	13,167	12,711
関連する債務	209	213
合計	50,404	46,031

11c - 償却原価で測定する顧客に対する債務

	2025年6月30日	2024年12月31日
特別貯蓄勘定	59,252	59,346
- 要求払	47,517	46,940
- 定期	11,735	12,406
貯蓄勘定の関連債務	561	19
小計	59,813	59,365
要求払勘定	136,114	139,870
定期預金及び借入金	90,294	94,516
年金	10	9
関連する債務	1,356	1,285
その他の債務	40	54
小計	227,814	235,734
合計	287,627	295,099

注記12 - 資産総額及び減損引当金の変動

12a - 減損対象資産総額

	2024年12月31日	取得／発生	売却／償還	移動	その他 ⁽¹⁾	2025年6月30日
償却原価で測定する金融資産 - 以下の対象となる金融機関への貸出金及び債権	61,898	24,547	-24,029	0	-579	61,837
- 12ヶ月の予想損失[S1]	61,898	24,547	-24,029	0	-579	61,837
- 全期間の予想損失[S2]	0	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産 - 以下の対象となる顧客への貸出金及び債権	351,815	79,011	-76,642	0	-444	353,740
- 12ヶ月の予想損失[S1]	307,451	74,695	-69,006	-3,564	-834	308,742
- 全期間の予想損失[S2]	30,045	3,667	-5,762	2,178	152	30,280
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していない）	14,116	629	-1,823	1,382	237	14,541
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（当初認識時に信用減損していた）	203	20	-51	4	1	177
償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	5,696	1,069	-789	-20	1	5,957
- 12ヶ月の予想損失[S1]	5,665	1,069	-788	-1	1	5,946
- 全期間の予想損失[S2]	8	0	0	0	0	8
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していない）	23	0	-1	-19	0	3
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	43,981	12,472	-8,572	20	-1,523	46,378
- 12ヶ月の予想損失[S1]	43,978	12,472	-8,572	0	-1,522	46,356
- 全期間の予想損失[S2]	0	0	0	0	0	0
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していない）	3	0	0	20	-1	22
合計	463,390	117,099	-110,032	0	-2,545	467,912

(1) 認識の中止を生じさせないフロー及びその他のフローの変動。

12b - 減損引当金の変動

	2024年12月31日	繰入	戻入	その他	2025年6月30日
償却原価で測定する金融資産 - 金融機関への貸出金及び債権	-1	0	0	0	-1
- 12ヶ月の予想損失[S1]	-1	0	0	0	-1
- 全期間の予想損失[S2]	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産 - 顧客への貸出金及び債権	-9,530	-3,007	2,679	6	-9,852
- 12ヶ月の予想損失[S1]	-1,312	-510	533	2	-1,287
- 全期間の予想損失[S2]	-1,417	-1,082	1,027	1	-1,471
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していない）	-6,798	-1,415	1,119	1	-7,093
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（当初認識時に信用減損していた）	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	-16	0	0	11	-5
- 12ヶ月の予想損失[S1]	-2	0	0	0	-2
- 全期間の予想損失[S2]	-1	0	0	0	-1
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していない）	-14	0	0	11	-3
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（当初認識時に信用減損していた）	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-21	-9	7	-10	-33
- 12ヶ月の予想損失[S1]	-18	-9	7	1	-19
- 全期間の予想損失[S2]	0	0	0	0	0
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していない）	-3	0	0	-11	-14
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（当初認識時に信用減損していた）	0	0	0	0	0
合計	-9,568	-3,016	2,686	7	-9,891

グループはリスク費用（モデル後調整を含む）の感応度テストを実施した。注記1を参照。

12c - 減損の内訳

2025年6月30日	残高			減損					純残高
	S1	S2	S3	S1	うち、調整分 (1)	S2	うち、調整分 (1)	S3	
金融機関への貸出金及び債権	61,837	0	0	-1	0	0	0	0	61,836
顧客への貸出金及び債権	308,742	30,280	14,718	-1,287	-154	-1,471	-136	-7,093	343,889
償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	5,946	8	3	-2	0	-1	0	-3	5,951
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	46,356	0	22	-19	0	0	0	-14	46,345
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	422,881	30,288	14,743	-1,309	-154	-1,472	-136	-7,110	458,021

(1) モデル後調整

2024年12月31日	残高			減損					純残高
	S1	S2	S3	S1	うち、調整分 (1)	S2	うち、調整分 (1)	S3	
金融機関への貸出金及び債権	61,898	0	0	-1	0	0	0	0	61,897
顧客への貸出金及び債権	307,451	30,045	14,319	-1,314	-104	-1,417	-149	-6,798	342,286
償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	5,665	8	23	-2	0	-1	0	-14	5,679
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	43,978	0	3	-18	0	0	0	-3	43,960
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	418,992	30,053	14,345	-1,335	-104	-1,418	-149	-6,815	453,822

(1) モデル後調整

注記13 - 保険事業

保険事業の投資

金融資産	2025年6月30日	2024年12月31日
保険金融投資		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	53,921	52,147
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	84,295	80,615
償却原価で測定する貸出金及び債権	47	2
償却原価で測定する負債性金融商品	0	0
投資不動産 ⁽¹⁾	2,714	2,708
保険投資小計 ⁽²⁾	140,977	135,472
保険契約資産	8	10
再保険契約資産	247	284
合計	141,232	135,766

(1) 投資不動産は純損益を通じて公正価値で認識される。

(2) ステージ3の残高は18百万ユーロ（全額減損）。

13a - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2025年6月30日				2024年12月31日			
	売買目的	公正価値 オプション	その他の純損 益を通じた 公正価値	合計	売買目的	公正価値 オプション	その他の純損 益を通じた 公正価値	合計
有価証券	0	0	53,303	53,303	0	0	51,656	51,656
- 政府証券	0	0	183	183	0	0	177	177
- 債券及びその他の負債証券	0	0	31,026	31,026	0	0	30,478	30,478
上場	0	0	25,858	25,858	0	0	25,129	25,129
非上場	0	0	5,168	5,168	0	0	5,349	5,349
うちUCI	0	0	29,036	29,036	0	0	28,390	28,390
- 株式及びその他の資本性金融商品	0	0	22,094	22,094	0	0	21,001	21,001
上場	0	0	15,083	15,083	0	0	14,387	14,387
非上場	0	0	7,011	7,011	0	0	6,614	6,614
- 株式投資、子会社及び関連会社株式並びにその他の 長期投資	0	0	0	0	0	0	0	0
株式投資	0	0	0	0	0	0	0	0
デリバティブ金融商品	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する営業資産	0	0	336	336	0	0	344	344
貸出金及び債権	0	0	282	282	0	0	147	147
合計	0	0	53,921	53,921	0	0	52,147	52,147

13b - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する保険金融資産

	2025年6月30日	2024年12月31日
政府証券	35,274	33,648
債券及びその他の負債証券	40,154	38,870
- 上場	39,404	38,174
- 非上場	750	696
関連する債権	0	0
負債証券小計（総額）	75,428	72,518
うち減損負債証券[S3]	18	18
正常貸出金の減損[S1/S2]	-25	-24
その他の減損[S3]	-18	-18
負債証券小計（純額）	75,385	72,476
貸出金	3,879	3,277
関連する債権	0	0
貸出金及び債権小計（総額）	3,879	3,277
正常貸出金の減損[S1/S2]	-1	-1
その他の減損[S3]	0	0
貸出金及び債権小計（純額）	3,878	3,276
株式及びその他の資本性金融商品	1,323	1,259
- 上場	1,305	1,240
- 非上場	18	19
長期投資	3,709	3,604
- 株式投資	2,958	2,852
- その他の長期投資	0	0
- 子会社及び関連会社投資	751	752
資本性金融商品小計	5,032	4,863
合計	84,295	80,615
うち、その他の包括利益として認識した未実現キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス	154	87
うち、上場株式投資	1,063	946

13c - 残存カバーと発生保険金の保険負債の区別

2025年6月30日	残存カバー期間に係る負債（LRC）		発生した請求に係る負債（LIC）			合計
	損失項目を除く	損失項目	PAAを除く契約	PAA契約の将来 キャッシュ・フロー の現在価値見積り (BE)	PAA契約の非金融 リスクに係る調整 (RA)	
保険契約資産の期首残高	-11	0	1	0	0	-10
保険契約負債の期首残高	120,574	180	1,165	3,867	117	125,903
期首残高	120,562	180	1,166	3,867	117	125,893
A - 保険事業に係る利益	-3,901	0	0	0	0	-3,901
当事業年度に発生した保険金等の費用	0	-116	908	2,360	31	3,183
獲得キャッシュ・フローの償却	7	0	0	0	0	7
損失契約に係る損失	0	135	0	0	0	135
過年度の発生保険金に係る増減（LICの調整）	0	0	-40	-87	-28	-154
B - 保険事業に係る費用	7	19	868	2,273	3	3,170
C - 投資要素	-3,435	0	3,435	0	0	0
保険サービス損益（A + B + C）	-7,328	19	4,303	2,273	3	-730
OCI発行保険契約に係る金融収益又は金融費用	-67	0	-1	0	-1	-68
OCI外発行保険契約に係る金融収益又は金融費用	2,943	1	9	39	1	2,992
為替レートの影響	0	0	0	0	0	0
D - 利益及びその他の包括利益の増減合計	2,876	1	8	39	1	2,924
受取保険料	8,799	0	0	0	0	8,799
支払保険金及び費用（投資要素を含む）	0	0	-4,286	-2,239	0	-6,525
契約獲得によるキャッシュ・フロー	-10	0	0	0	0	-10
E - キャッシュ・フロー合計	8,789	0	-4,286	-2,239	0	2,264
F - 他の財政状態計算書項目への振替	9	0	0	0	0	9
保険契約 - 資産	-9	0	1	0	0	-8
保険契約 - 負債	124,917	200	1,190	3,941	120	130,368
期末残高（D + E + F）	124,908	200	1,191	3,941	120	130,360

2024年12月31日	残存カバー期間に係る負債（LRC）		発生した請求に係る負債（LIC）			合計
	損失項目を除く	損失項目	PAAを除く契約	PAA契約の将来 キャッシュ・フロー の現在価値見積り (BE)	PAA契約の非金融 リスクに係る調整 (RA)	
保険契約資産の期首残高	-16	0	1	0	0	-15
保険契約負債の期首残高	115,055	102	1,085	3,735	106	120,084
期首残高	115,039	102	1,087	3,735	106	120,069
A - 保険事業に係る利益	-7,498	0	0	0	0	-7,498
当事業年度に発生した保険金等の費用	0	-66	1,762	4,510	39	6,244
獲得キャッシュ・フローの償却	15	0	0	0	0	15
損失契約に係る損失	0	142	0	0	0	142
過年度の発生保険金に係る増減（LICの調整）	0	0	-68	-67	-31	-166
B - 保険事業に係る費用	15	75	1,694	4,443	8	6,234
C - 投資要素	-6,399	0	6,399	0	0	0
保険サービス損益（A + B + C）	-13,882	75	8,092	4,443	8	-1,263
OCI発行保険契約に係る金融収益又は金融費用	43	0	2	21	1	66
OCI外発行保険契約に係る金融収益又は金融費用	4,247	3	13	70	2	4,335
為替レートの影響	0	0	0	0	0	0
D - 利益及びその他の包括利益の増減合計	-9,592	78	8,108	4,534	10	3,138
受取保険料	15,153	0	0	0	0	15,153
支払保険金及び費用（投資要素を含む）	0	0	-8,028	-4,401	0	-12,430
契約獲得によるキャッシュ・フロー	-21	0	0	0	0	-21
E - キャッシュ・フロー合計	15,132	0	-8,028	-4,401	0	2,702
F - 他の財政状態計算書項目への振替	-16	0	0	0	0	-16
保険契約 - 資産	-11	0	1	0	0	-10
保険契約 - 負債	120,574	180	1,165	3,867	117	125,903
期末残高（D + E + F）	120,562	180	1,166	3,867	117	125,893

保険契約及び再保険協約に係る債務及び債権の調整計算								
	2025年6月30日				2024年12月31日			
	期末残高	関連する債務 現金主義	関連する債権 現金主義	期末残高 （関連する債務 及び債権を含む）	期末残高	関連する債務 現金主義	関連する債権 現金主義	期末残高 （関連する債務 及び債権を含む）
保険								
保険契約資産	-8	-	0	-8	-10	-	0	-10
保険契約負債	130,368	-500	-	129,868	125,903	-708	-	125,195
保険契約に係る負債及び債権合計	130,360	-500	0	129,860	125,893	-708	0	125,185
再保険								
再保険契約資産	345	-	-98	247	377	-	-93	284
再保険契約負債	0	0	-	0	0	0	-	0
再保険契約に係る負債及び債権合計	345	0	-98	247	377	0	-93	284

13d - 保険負債の区別 (BE, RA, CSM)

2025年6月30日

	将来キャッシュ・フローの 現在価値の見積り (BE)	非金融リスクに関するリスク 調整 (RA)	契約上のサービス・マージン (CSM)	合計
保険契約資産の期首残高	-71	20	41	-10
保険契約負債の期首残高	111,674	1,789	7,636	121,099
期首残高	111,603	1,808	7,677	121,089
収益として認識した契約上のサービス・マージンの増減	0	0	-341	-341
当期における非金融リスクに関する調整の増減	0	-73	0	-73
実績調整	-21	11	0	-10
当期に提供したサービスの増減	-21	-62	-341	-424
当期に認識した契約	-207	64	159	16
契約上のサービス・マージンの調整を伴う見積りの増減	-1,348	235	1,114	0
損失契約グループに係る損失又は損失の戻入を伴う見積りの増減	7	3	0	10
将来サービスの増減	-1,548	301	1,272	25
発生保険金に係る履行キャッシュ・フローの増減	-29	-10	0	-40
過去サービスに係る増減	-29	-10	0	-40
保険サービス損益	-1,598	229	931	-438
OCIで無効化された割引率の効果	330	-11	0	319
保険契約控除後の金融費用 (OCIを除く)	2,547	9	10	2,566
為替レートの影響	0	0	0	0
利益及びその他の包括利益の増減合計	2,877	-2	10	2,885
受取保険料	6,287	0	0	6,287
支払保険金及び費用 (投資要素を含む)	-4,287	0	0	-4,287
契約獲得によるキャッシュ・フロー	-10	0	0	-10
キャッシュ・フロー合計	1,990	0	0	1,990
他の財政状態計算書項目への振替	9	0	0	9
保険契約資産の期末残高	-74	22	44	-8
保険契約負債の期末残高	114,955	2,014	8,574	125,543
期末残高	114,881	2,036	8,618	125,535

2024年12月31日

	将来キャッシュ・フローの 現在価値の見積り (BE)	非金融リスクに関するリスク 調整 (RA)	契約上のサービス・マージン (CSM)	合計
保険契約資産の期首残高	-60	18	27	-15
保険契約負債の期首残高	106,072	1,781	7,734	115,587
期首残高	106,012	1,799	7,761	115,572
収益として認識した契約上のサービス・マージンの増減	0	0	-708	-708
当期における非金融リスクに関する調整の増減	0	-146	0	-146
実績調整	-37	20	0	-16
当期に提供したサービスの増減	-37	-125	-708	-870
当期に認識した契約	-307	105	231	30
契約上のサービス・マージンの調整を伴う見積りの増減	-383	10	373	0
損失契約グループに係る損失又は損失の戻入を伴う見積りの増減	13	-3	0	10
将来サービスの増減	-677	113	604	40
発生保険金に係る履行キャッシュ・フローの増減	-53	-16	0	-68
過去サービスに係る増減	-53	-16	0	-68
保険サービス損益	-766	-28	-104	-898
OCIで無効化された割引率の効果	528	21	0	548
保険契約控除後の金融費用 (OCIを除く)	3,722	17	20	3,760
為替レートの影響	0	0	0	0
利益及びその他の包括利益の増減合計	3,483	10	-83	3,410
受取保険料	10,173	0	0	10,173
支払保険金及び費用 (投資要素を含む)	-8,028	0	0	-8,028
契約獲得によるキャッシュ・フロー	-21	0	0	-21
キャッシュ・フロー合計	2,123	0	0	2,123
他の財政状態計算書項目への振替	-16	0	0	-16
保険契約資産の期末残高	-71	20	41	-10
保険契約負債の期末残高	111,674	1,789	7,636	121,099
期末残高	111,603	1,808	7,677	121,089

13e - VFA契約の裏付項目

直接連動有配当保険契約の裏付項目	2025年6月30日	2024年12月31日
金融投資		
その他の包括利益を通じた公正価値	70,694	67,478
政府証券及び同等物	28,097	26,939
債券及びその他の負債証券	32,861	31,476
株式及びその他の資本性金融商品	0	0
投資及びその他の長期証券	1,864	1,790
子会社及び関連会社投資	203	201
貸出金及び債権	7,669	7,072
純損益を通じた公正価値	54,189	52,396
政府証券及び同等物	171	166
債券及びその他の負債証券	29,560	28,901
株式及びその他の資本性金融商品	21,411	20,416
投資及びその他の長期証券	0	0
子会社及び関連会社投資	0	0
貸出金及び債権	278	143
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	1	0
営業資産 - その他の純損益を通じた公正価値	305	312
非営業資産 - その他の純損益を通じた公正価値	2,463	2,458
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0
償却原価	278	175
金融機関への貸出金及び債権	278	175
その他の資産	3	-14
未取還付税	0	0
繰延税金資産	-83	-86
その他の資産	66	55
経過勘定 - 資産	20	17
金融投資合計	125,164	120,035
金融負債		
純損益を通じた公正価値	7,332	6,744
デリバティブ及びその他の金融負債 - 売買目的	9	27
金融機関等に対する債務	7,306	6,700
顧客からの預金 - その他 - 定期	17	17
その他の負債	169	46
その他の負債	47	33
繰延税金負債	0	0
経過勘定 - 負債	122	13
金融負債合計	7,501	6,790

IFRS第17号に基づくイールドカーブ

将来キャッシュ・フローの割引率には以下のイールドカーブを用いる。これには貨幣の時間的価値に加え、GACMの保険契約のキャッシュ・フロー及び流動性の特性が反映されている。

	2025年6月30日	2024年12月31日
1年割引率	2.6%	3.1%
5年割引率	2.9%	3.0%
10年割引率	3.3%	3.1%
20年割引率	3.5%	3.1%
30年割引率	3.5%	3.0%

注記14 - 税金

14a - 当期税金

	2025年6月30日	2024年12月31日
資産（純損益を通じたもの）	780	1,002
負債（純損益を通じたもの）	425	450

14b - 繰延税金

	2025年6月30日	2024年12月31日
資産（純損益を通じたもの）	536	610
資産（株主資本を通じたもの）	322	395
負債（純損益を通じたもの）	446	453
負債（株主資本を通じたもの）	32	28

注記15 - 経過勘定並びにその他の資産及び負債

15a - 経過勘定及びその他の資産

	2025年6月30日	2024年12月31日
経過勘定		
回収勘定	60	116
外貨調整勘定	41	205
未収収益	628	634
その他の経過勘定	1,801	3,139
小計	2,530	4,094
その他の資産		
証券決済勘定	252	144
その他の債権	4,198	4,376
棚卸資産及び類似資産	74	54
その他の用途	23	14
小計	4,547	4,588
合計	7,077	8,682

15b - 経過勘定及びその他の負債

	2025年6月30日	2024年12月31日
経過勘定 - 負債		
回収手続により利用不可能な勘定	20	9
外貨調整勘定	2,430	418
未払費用	1,507	1,515
繰延収益	687	749
その他の経過勘定	3,008	6,483
小計	7,652	9,174
その他の負債		
リース債務 - 不動産	822	873
リース債務 - その他	13	13
証券決済勘定	1,104	272
証券取引に係る未決済残高	191	199
その他の債務	2,228	2,140
小計	4,358	3,497
合計	12,010	12,671

15c - 残存期間別リース負債

2025年6月30日	1年以下	1年超3年以下	3年超6年以下	6年超9年以下	9年超	合計
リース負債	174	318	211	78	53	835
- 不動産	172	311	207	78	53	822
- その他	2	7	4	0	0	13

2024年12月31日	1年以下	1年超3年以下	3年超6年以下	6年超9年以下	9年超	合計
リース負債	176	330	234	82	64	886
- 不動産	173	323	231	82	64	873
- その他	3	7	3	0	0	13

注記16 - 持分法適用会社に対する投資

16a - 持分法適用会社の当期純利益に対する持分

2025年6月30日

	国名	持分比率	連結持分額	当期純利益に対する持分	受取配当金	投資の公正価値 (上場している場合)
重要な影響力を行使する会社						
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	147	8	9	149
Euro-Information	フランス	26.81%	749	26	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	22.25%	15	4	14	NC*
LYF SA	フランス	46.25%	7	0	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	0	0	NC*
その他の持分投資	-		0	0	0	NC*
合計	-		929	37	24	

* NC：非公開

2024年12月31日

	国名	持分比率	連結持分額	当期純利益に対する持分	受取配当金	投資の公正価値 (上場している場合)
重要な影響力を行使する会社						
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	153	9	7	149
Euro-Information	フランス	26.81%	726	40	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	22.25%	15	7	10	NC*
LYF SA	フランス	44.75%	7	0	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	1	0	NC*
その他の持分投資	-	- %	0	0	0	NC*
合計	-	- %	911	56	19	0

* NC：非公開

注記17 - 投資不動産

	2024年12月31日	増加	減少	その他	2025年6月30日
取得原価	71	24	-4	0	91
減価償却及び減損	-35	-1	1	0	-35
純額	36	24	-4	0	56

償却原価で計上する投資不動産の公正価値は、帳簿価額に相当する。

注記18 - 有形固定資産及び無形資産

18a - 有形固定資産

	2024年12月31日	増加	減少	その他	2025年6月30日
取得原価					
事業用の土地	383	0	-1	1	383
事業用の建物	3,006	24	-29	0	3,001
使用权 - 不動産	1,646	22	-17	20	1,671
使用权 - その他	17	0	0	0	17
その他の有形固定資産	1,356	120	-78	4	1,402
合計	6,408	166	-125	25	6,474
減価償却及び減損					
事業用の土地	0	0	0	0	0
事業用の建物	-2,052	-42	22	0	-2,072
使用权 - 不動産	-797	-86	8	2	-873
使用权 - その他	-4	0	0	0	-4
その他の有形固定資産	-949	-27	8	-1	-969
合計	-3,802	-155	38	1	-3,918
純額	2,606	11	-85	24	2,556

18b - 無形資産

	2024年12月31日	増加	減少	その他	2025年6月30日
取得原価					
内部開発無形資産 ⁽¹⁾	326	4	0	0	330
購入無形資産	1,098	23	-8	-2	1,111
- ソフトウェア	327	12	-2	0	337
- その他	771	11	-6	-2	774
合計	1,424	27	-8	-2	1,441
減価償却及び減損					
内部開発無形資産 ⁽¹⁾	-293	-5	0	0	-298
購入無形資産	-648	-27	15	11	-649
- ソフトウェア	-277	-11	2	0	-286
- その他	-371	-16	13	11	-363
合計	-941	-32	15	11	-947
純額	483	-5	7	9	494

(1)この項目は、社内で開発されたソフトウェアで、グループの子会社であるEuro-Information及びTARGOBANK AGで資産計上されたものである。

注記19 - のれん

	2024年12月31日	増加	減少	減損の変動	その他	2025年6月30日
のれん（総額）	4,710	-	-	-	-	4,710
減損	-2,395	-	-	-	-	-2,395
のれん（純額）	2,315	-	-	-	-	2,315

資金生成単位	2024年12月31日 のれんの評価額	増加	減少	減損の変動	その他	2025年6月30日 のれんの評価額
TARGOBANK Germany	1,017	-	-	-	-	1,017
Crédit Industriel et Commercial (CIC)	506	-	-	-	-	506
Cofidis Group	378	-	-	-	-	378
La Française Group	189	-	-	-	-	189
Cofidis France	79	-	-	-	-	79
EBRA	46	-	-	-	-	46
SIIC Foncière Massena	26	-	-	-	-	26
Crédit Mutuel Equity SCR	21	-	-	-	-	21
Banque de Luxembourg	13	-	-	-	-	13
Cofidis Italie	9	-	-	-	-	9
Banque Transatlantique	6	-	-	-	-	6
Dubly Transatlantique Gestion	6	-	-	-	-	5
Carizy	4	-	-	-	-	4
その他	15	-	-	-	-	16
合計	2,315	0	0	0	0	2,315

のれんが配分される資金生成単位（CGU）は、回収が可能であることを確認するために年に1回、評価される。回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、のれんの費消として減損が確認される。現在の経済状況、その状況が2025年6月30日現在の当期純利益に与えた影響、及びその後の不確実なマクロ経済の状況により、グループはのれんの減損の潜在的な兆候を識別するに至った。その結果、グループは主要な資金生成単位（CGU）について減損テストの見直しを行った。

回収可能価額は次の2つの方法に従って算定される。

- 売却費用控除後公正価値（類似の取引に係る評価倍率又は類似業務を有する企業の分析に用いる市場パラメータの観察に基づく）
- 使用価値（資本要件を考慮したうえで将来予想キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた値に基づく。2025年6月30日現在、この方法が通常使用されている。）

使用価値を計算するにあたっては、キャッシュ・フローは、経営者が策定した最長5年から7年間の事業計画、その後は長期成長率に従った期間を定めない予想キャッシュ・フローに基づく。長期成長率は、全ての欧州企業について2%に設定されている。これは、非常に長期間にわたって観察されたインフレ率と比較して測定された仮定である。

キャッシュ・フローの割引率は資本コストに相当し、長期リスクフリー・レートにリスク・プレミアムを加え、これに市場ボラティリティを評価するリスク感応度係数（β）を加重平均して算定される。これに関連して、2025年6月30日現在の資本コストは以下の割引率で計算された。

- ドイツのリテールバンキング及びリースのCGUは9%。
- フランスを本拠としているリテールバンキング、消費者金融及びリースのCGUは10%。

使用価値の算定に用いるキャッシュ・フローは、規制上の資本要件に基づき決定される。

使用価値に基づく回収可能価額のテストにおける主要な感応度要因は割引率と将来キャッシュ・フローの期待水準であり、後者はそれ自体が以下の感応度要因の影響を受ける。

- 事業計画の達成状況
- 各CGUに配分された株主資本のレベル
- 永久成長率

使用価値が減損テスト目的で用いられた際における、パラメータ及びその感応度は、以下のとおりである。

	TARGOBANK	Cofidis ⁽¹⁾	CIC
	ネットワーク銀行	消費者金融	ネットワーク銀行
資本コスト	9%	10%	10%
資本コストが50ベースポイント上昇した場合の影響	-5%	-6%	-5%
永久成長率が50ベースポイント低下した場合の影響	0%	-1%	0%
CET1資本要件が50ベースポイント増加した場合の影響	-3%	-4%	-3%

(1) Cofidis France 及び Cofidis Group

感応度について上記の前提条件を使用した場合、TARGOBANK（ドイツ）、Cofidis及びCICののれんに減損は発生しない。

注記20 - 引当金及び偶発負債

20a - 引当金

	2024年12月31日	当年度の繰入	当年度の戻入 (使用された引当 金)	当年度の戻入 (余剰の引当金)	その他の変動	2025年6月30日
リスクに係る引当金	537	213	-9	-184	-5	552
保証コミットメントに係るもの ⁽²⁾	328	113	0	-103	-3	335
- うち12ヶ月の予想損失[S1]	65	31	0	-24	0	72
- うち全期間の予想損失[S2]	102	44	0	-50	-3	93
- うち締結後のコミットメントの実行に係る引当金	161	38	0	-29	0	170
ファイナンス・コミットメントに係るもの ⁽²⁾	113	89	-2	-74	1	127
- うち12ヶ月の予想損失[S1]	74	54	0	-43	-1	84
- うち全期間の予想損失[S2]	33	35	0	-31	3	40
カントリー・リスクに係るもの	0	0	0	0	0	0
税金に係る引当金	6	0	0	-2	-3	1
損害賠償請求及び訴訟に係る引当金	29	4	-2	-2	0	29
その他の債権に関するリスクに係る引当金	61	8	-4	-3	-2	60
その他の引当金	1,441	443	-48	-67	0	1,769
- 住宅購入者貯蓄契約に係る引当金	106	0	0	-19	0	87
- その他の偶発債務に係る引当金	844	359	-45	-47	-1	1,110
- その他の引当金 ⁽¹⁾	491	84	-3	-1	1	572
退職コミットメントに係る引当金	935	35	-21	-25	40	964
合計	2,913	691	-78	-276	35	3,285

(1) その他の引当金は、フランス経済利益団体（SPV）に関する引当金合計532百万ユーロ（2025年6月30日現在）に関連している。

(2) この項目にはモデル後調整が含まれている（注記1「会計原則及び会計方針」を参照）。

20b - 退職給付及びその他の従業員給付

	2024年12月31日	当年度の繰入	当年度の戻入	その他の変動	2025年6月30日
年金基金でカバーされない確定給付制度					
退職給付	782	32	-43	33	804
付加年金	50	2	-2	-2	48
長期勤続報酬に係る債務（その他の長期給付）	97	1	0	7	105
認識額小計	929	35	-45	39	957
年金基金で保証される確定給付付加年金制度					
従業員及び退職従業員へのコミットメント ⁽¹⁾	6	0	0	1	7
資産の公正価値	-	-	-	-	-
認識額小計	6	0	0	1	7
その他のコミットメント	0	0	0	0	0
認識額合計	935	35	-45	40	964

確定給付制度：主要な数値計算上の仮定

	2025年6月30日	2024年12月31日
割引率 ⁽²⁾	3.60 %	3.50 %
予想昇給率 ⁽³⁾	最低3.73%	最低3.29%

(1) 年金基金積立不足に係る引当金は、グループの外国事業体に関連するものである。

(2) 民間借入金の長期金利を参照して決定される割引率は、IBOXX指数に基づいている。

(3) 年次昇給率は、給与の増加と将来のインフレの推定値を組み合わせた見積りに基づき、従業員の年齢によっても異なる。

注記21 - 劣後債

	2025年6月30日	2024年12月31日
劣後債	12,912	11,675
参加型ローン	0	39
永久劣後債	526	1,242
その他の債務	0	0
関連する債務	155	224
合計	13,593	13,180

主な劣後債

(単位：百万ユーロ)	種類	発行日	発行額	期末残高 ⁽¹⁾	金利	満期
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2014年3月10日	120百万ユーロ	120百万ユーロ	4.25	2026年6月27日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2015年9月11日	1,000百万ユーロ	998百万ユーロ	3.00	2025年9月11日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2016年3月24日	1,000百万ユーロ	989百万ユーロ	2.375	2026年3月24日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2016年9月12日	300百万ユーロ	300百万ユーロ	2.130	2026年9月12日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2016年11月4日	700百万ユーロ	685百万ユーロ	1.875	2026年11月4日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2017年3月31日	500百万ユーロ	490百万ユーロ	2.625	2027年3月31日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2017年11月15日	500百万ユーロ	486百万ユーロ	1.625	2027年11月15日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2018年5月25日	500百万ユーロ	486百万ユーロ	2.50	2028年5月25日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2019年6月18日	1,000百万ユーロ	1000百万ユーロ	1.875	2029年6月18日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2021年11月19日	750百万ユーロ	650百万ユーロ	1.125	2031年11月19日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2022年6月16日	1,250百万ユーロ	1244百万ユーロ	3.875	2032年6月16日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2023年1月11日	1,250百万ユーロ	1296百万ユーロ	5.125	2033年1月11日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2024年1月11日	1,500百万ユーロ	1503百万ユーロ	4.375	2034年1月11日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債/TSR	2025年1月15日	1250百万ユーロ	1259百万ユーロ	4.00	2035年1月15日
Assurances du Crédit Mutuel	償還可能劣後債/TSR	2021年10月21日	750百万ユーロ	762百万ユーロ	1.85	2042年4月21日
Assurances du Crédit Mutuel	償還可能劣後債/TSR	2024年4月30日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	5.00	2044年10月30日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	借入金	2005年12月28日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	(2)	未確定

(1) グループ内金額、及びヘッジ対象金融商品の再測定による調整考慮後

(2) 1年物EURIBOR + 0.3ペーシスポイント

注記22 - 資本金及び剰余金

22a -グループに帰属する株主資本（純損益及び未実現損益を除く）

	2025年6月30日	2024年12月31日
資本金及び関連する剰余金	6,568	6,568
- 資本	1,715	1,715
- 株式払込剰余金、拠出金、合併、分割、転換	4,853	4,853
連結剰余金	33,822	30,958
- 規制準備金	9	9
- その他の準備金（初度適用に伴う影響を含む）	33,812	30,949
- うち資本性金融商品の処分に係る利益	145	146
- うち利益剰余金	1	0
合計	40,390	37,526

22b - 未実現又は繰延損益

	2025年6月30日	2024年12月31日
以下に関連する未実現又は繰延損益 ⁽¹⁾ ：		
- 純損益を通じて公正価値で測定する保険事業の投資 - 負債性金融商品	-598	-651
- 純損益を通じて公正価値で測定する保険事業の投資 - 資本性金融商品	1,066	1,079
- 純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債性金融商品	-207	-322
- 純損益に振替えられることのないその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 資本性金融商品	-14	-48
- ヘッジ手段のデリバティブ（CFH）	-11	-11
- 為替換算調整勘定	36	238
- 関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-41	-39
- 確定給付制度に係る数理計算上の差異	-70	-52
- 公正価値で測定する金融負債に係る信用リスクの剰余金への振替	-	-
- その他	-	-
合計	161	195

(1)法人税控除後及びシャドウ・アカウンティング処理後の残高。

22c - その他の包括利益に直接認識される損益の純損益への振替

	2025年6月30日	2024年12月31日
	変動	変動
為替換算調整勘定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-202	90
小計	-202	90
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-負債性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	114	-163
小計	114	-163
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-資本性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	34	-33
小計	34	-33
ヘッジ手段のデリバティブの再測定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	0	-10
小計	0	-10
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-保険		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	20	97
小計	20	97
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益における保険契約及び再保険契約の再測定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	20	-29
小計	20	-29
確定給付制度に係る数理計算上の差異	-18	51
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-2	2
合計	-34	5

22d - その他の包括利益に直接認識される各損益に係る税金

	2025年6月30日			2024年12月31日		
	総額	税金	純額	総額	税金	純額
為替換算調整勘定	-202	0	-202	90	0	90
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-負債性金融商品	153	-39	114	-223	60	-163
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-資本性金融商品	35	0	35	-36	2	-33
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-保険	42	-22	20	96	1	97
ヘッジ手段のデリバティブの再測定	0	0	0	-13	3	-10
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益における保険契約及び再保険契約の再測定	26	-7	20	-40	10	-29
非流動資産の再測定	0	0	0	0	0	0
公正価値オプションで測定する金融負債の自己の信用リスクに関連する再測定差額の剰余金への振替	0	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の差異	-23	5	-18	66	-14	51
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-2	0	-2	2	0	2

その他の包括利益累計額の変動	29	-63	-34	-58	63	5
----------------	----	-----	-----	-----	----	---

注記23 - 付与したコミットメント及び付与されたコミットメント

付与したコミットメント

	2025年 6 月30日	2024年12月31日
ファイナンス・コミットメント	65,607	65,728
金融機関へのコミットメント	742	488
顧客へのコミットメント	64,865	65,240
保証コミットメント	32,190	31,765
金融機関のコミットメント	4,607	4,474
顧客のコミットメント	27,583	27,291
証券コミットメント	13,422	10,280
取得した買戻権付有価証券	0	0
その他の付与したコミットメント	13,422	10,280
保険事業が付与したコミットメント	5,761	5,762

付与されたコミットメント

	2025年 6 月30日	2024年12月31日
ファイナンス・コミットメント	33,394	35,496
金融機関から付与されたコミットメント	33,394	35,496
保証コミットメント	85,755	92,579
金融機関から付与されたコミットメント	58,304	58,424
顧客から付与されたコミットメント	27,451	34,155
証券コミットメント	8,268	6,153
売却した買戻権付有価証券	0	0
その他の付与されたコミットメント	8,268	6,153
保険事業から付与されたコミットメント	3,670	3,040

注記24 - 受取利息及び支払利息

	2025年 6 月30日		2024年 6 月30日	
	収益	費用	収益	費用
金融機関及び中央銀行	2,390	-1,262	3,998	-1,716
顧客	6,503	-2,632	6,455	-3,319
- うちファイナンス・リース及びオペレーティング・リース	646	-199	589	-178
- うちリース負債	0	-8	0	-7
ヘッジ手段のデリバティブ	4,134	-4,383	4,804	-5,025
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	701	-340	979	-561
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	813	0	668	0
償却原価で測定する有価証券	76	0	151	0
負債証券 ⁽¹⁾	0	-2,602	0	-3,145
劣後債	0	-16	0	-21
合計	14,617	-11,235	17,055	-13,787
うち、実効金利で計算される受取利息及び支払利息：	9,781	-6,513	11,274	-8,202

(1) 2024年6月30日現在で損益計算書上で244百万ユーロの費用を「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」の項目から「支払利息及び類似費用」に組み替えている。この組み替えにより「負債証券」の項目に影響が生じている。

注記25 - 手数料

	2025年 6 月30日		2024年 6 月30日	
	収益	費用	収益	費用
金融機関	3	-4	3	-4
顧客	774	-5	715	-8
有価証券	589	-74	557	-68
うち第三者のために運用されているもの	419	0	401	0
デリバティブ金融商品	2	-7	2	-6
通貨取引	14	-1	13	-1
調達及び保証コミットメント	41	-17	42	-28
サービスの提供	966	-635	1,000	-583
合計	2,389	-743	2,332	-698

注記26 - 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

	2025年 6 月30日	2024年 6 月30日
売買目的金融商品	209	-72
公正価値オプションの適用により会計処理される金融商品	-1	47
ヘッジの非有効部分	-22	25
公正価値ヘッジ（FVH）	-22	25
- ヘッジ対象の公正価値の変動	-507	-130
- ヘッジ手段の公正価値の変動	485	155
為替差損益	67	10

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品 ⁽¹⁾⁽²⁾	586	487
公正価値の変動合計	839	497
(1) うち2025年上半期のプライベート・エクイティ事業からは181百万ユーロであったのに対し、2024年上半期には148百万ユーロであった。その他の変動は、公正価値で測定するその他のポートフォリオの公正価値の変動に対応するものである。 (2) 2024年6月30日現在で損益計算書上で244百万ユーロの費用を「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」の項目から「支払利息及び類似費用」に組み替えている。この組み替えにより「純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品」に影響が生じている。		

注記27 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

	2025年6月30日	2024年6月30日
配当金	10	4
負債性金融商品に係る実現損益	6	-17
合計	16	-13

注記28 - 償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる純損益

	2025年6月30日	2024年6月30日
償却原価で測定する金融資産	0	0
以下に係る利益／（損失）：	2	0
政府証券	0	0
債券及びその他の確定利付証券	2	0
合計	2	0

注記29 - 保険事業に係る純利益

	2025年6月30日	2024年6月30日
保険契約に係る収益	3,901	3,712
保険契約に係る損失	-3,170	-3,085
保険契約に係る利益	731	627
再保険契約を除く費用	-67	-51
保険サービス損益	664	576
保険事業に係る金融投資による純利益	3,115	3,189
発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用	-2,992	-3,073
保有再保険契約に係る金融収益及び金融費用	3	4
その他の収益及び費用	0	0
合計	790	696

29a - 保険及び再保険事業に係る収益の内訳

	2025年6月30日	2024年6月30日
保険		
保険料配分アプローチ（PAA）で測定しない保険契約に係る収益	0	0
- 当期に収益として認識された契約上のサービス・マージン	341	337
- 過去のサービスに関連しない非金融リスクに関する調整の増減	73	72
- 保険料収入のうち保険獲得キャッシュ・フローの回収に充当された部分	7	7
- 当期に予想される保険金及びその他関連費用	900	884
- その他	11	3
保険料配分アプローチ（PAA）で測定しない保険契約に係る収益	1,333	1,303
保険料配分アプローチ（PAA）で測定する保険契約に係る収益	2,567	2,409
保険契約に係る費用	-3,170	-3,085
保険サービス損益合計	731	627
再保険		
保険料配分アプローチ（PAA）で測定しない保険契約に係る収益	0	0
- 当期に収益として認識された契約上のサービス・マージン	-2	-2
- 過去のサービスに関連しない非金融リスクに関する調整の増減	-1	-1
- 当期に予想される保険金及びその他関連費用	-6	-6
- その他	0	0
保険料配分アプローチ（PAA）で測定しない再保険契約に係る費用	-9	-9
保険料配分アプローチ（PAA）で測定する再保険契約に係る収益	-67	-61
保険契約に係る収益	9	19
再保険サービス損益合計	-67	-51

29b - 保険事業に係る投資による純利益

	2025年6月30日	2024年6月30日
受取利息及び支払利息	963	896
償却原価で測定する貸出金及び債権	-35	-11
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	155	140
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	843	767
有価証券に係る手数料	17	16
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	1,940	2,157
- 売買目的金融商品	0	0
- 為替差損益	-35	7
- 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品	1,975	2,150
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	176	63
- 配当金	168	113
- 負債性金融商品に係る実現損益	8	-50
償却原価で測定する金融資産及び負債に係る純損益	0	0
投資不動産に係る純利益	22	58
保険事業に係る投資における信用リスク費用	-3	-1
合計	3,115	3,189

29c - 保険収益／金融費用と資産投資利益との関係

	2025年6月30日	2024年6月30日
受取利息及び支払利息	963	896
その他の投資収益	2,155	2,293
保険金融投資に係るリスク費用	-3	-1
純投資収益	3,115	3,189
直接連動有配当保険契約の裏付資産の公正価値の増減	-2,929	-3,010
リスク軽減オプションの影響	0	0
未取利息	-64	-62
保険負債の増価	0	0
割引率及びその他の財務上の仮定の変更による影響	68	1,429
為替差損純額	0	0
保険契約に係る金融費用純額	-2,924	-1,643
未取利息	3	4
その他の収益	-4	-4
再保険契約に係る金融損益純額	-1	-1
投資契約（負債）の増減	49	-1,588
連結対象会社に対する投資の増減	0	0
合計	238	-43
うち損益に計上したもの	126	120
うちOCIに計上したもの	113	-163

注記30 - その他の活動に係る収益及び費用

	2025年6月30日	2024年6月30日
その他の活動に係る収益		
再請求費用	30	27
その他の収益	629	344
小計	659	371
その他の活動に係る費用		
投資不動産：	-1	-1
引当金繰入額／減価償却費	-1	-1
その他の費用	-783	-274
小計	-784	-275
その他の活動に係る収益及び費用合計純額	-125	96

注記31 - 一般営業費

	2025年6月30日	2024年6月30日
従業員給付費用	-1,822	-1,695
その他の一般営業費	-1,317	-1,260
有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び減損の変動	-174	-166
保険事業の一般営業費用（特定の項目に帰属しない）	-92	-87
合計	-3,405	-3,209

31a - 従業員給付費用

	2025年6月30日	2024年6月30日
賃金及び給料	-1,127	-1,062
社会保障負担金	-469	-433
従業員給付 - 短期	-1	-1
従業員利益分配及びインセンティブ制度	-106	-88
給与税	-119	-111
その他	0	0
合計	-1,822	-1,695

従業員数

	2025年6月30日	2024年6月30日
平均従業員数（常勤換算）		
銀行専門業務従事者	24,131	23,547
管理職	18,409	17,782
合計	42,540	41,329
フランス	29,767	29,401
その他の国	12,773	11,928

平均常勤換算従業員数（FTE）は、全部連結による財務諸表の連結範囲に限る。

31b - その他の営業費用

	2025年6月30日	2024年6月30日
租税公課 ⁽¹⁾	-166	-149
リース	-98	-97
- 短期資産リース	-37	-37
- 少額／代替可能資産リース ⁽²⁾	-55	-53
- その他のリース	-6	-7

その他の外部サービス	-1,040	-1,025
その他の収益及び費用	-13	11
合計	-1,317	-1,260

(1) 「租税公課」の項目には、2025年の単一破綻処理基金に対する拠出額の一部として、-0百万ユーロの費用が含まれるのに対し、2024年の費用は-4百万ユーロであった。

(2) IT機器を含む。

31c - 有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び減損の変動

	2025年6月30日	2024年6月30日
減価償却及び償却費：	-173	-169
- 有形固定資産	-156	-156
うち使用権	-87	-84
- 無形資産	-17	-13
減損：	-1	3
- 有形固定資産	0	0
- 無形資産	-1	3
合計	-174	-166

31d - 保険事業の種類別費用と目的別費用との調整

	2025年6月30日	2024年6月30日
	合計	合計
従業員給付費用	-325	-303
賃金及び給料	-244	-237
社会保障負担金	-41	-37
従業員給付 - 短期	-3	-3
従業員利益分配及びインセンティブ制度	-20	-10
給与税	-16	-14
その他	-1	-2
その他の営業費用	-402	-384
租税公課	-47	-42
リース	-11	-9
- 短期資産リース	0	0
- 少額／代替可能資産リース	0	0
- その他のリース	-11	-9
その他の外部サービス	-313	-301
分配金	-20	-19
その他の雑費用	-11	-13
有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金の変動	-3	-5
償却費	-3	-5
- PPE	-3	-5
うち使用権	-2	-3
- 無形資産	0	0
減損損失	0	0
- PPE	0	0
- 無形資産	0	0
保険事業に係る一般営業費	-730	-691
手数料、フィー及びその他の類似費用	-573	-593
財政状態計算書で繰り延べられた獲得費用	10	11
獲得費用の償却	0	0
獲得費用の減損	0	0
保険事業に係るその他の費用	-563	-582
保険契約費用合計	-1,293	-1,273
うち保険サービス費用に配賦される保険契約に帰属する費用	-1,201	-1,186
うち保険サービス費用に配賦されない保険契約に帰属しない費用	-92	-87

注記32 - カウンターパーティー・リスク費用

	2025年6月30日	2024年6月30日
- 12ヶ月の予想損失[S1]	4	123
- 全期間の予想損失[S2]	-53	-139
- 減損資産[S3]	-733	-783
合計	-782	-799

保険事業で使用する金融商品に係るリスク費用は、純収益に表示されている（注記29bを参照）。

2025年6月30日	繰入	戻入	引当金により カバーされる 貸倒損失	引当金により カバーされない 貸倒損失	過年度に償却済 の貸出金の回収	合計
12ヶ月の予想損失[S1]	-605	609	0	0	0	4
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-510	534	0	0	0	24
うちファイナンス・リース	-34	31	0	0	0	-3
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-9	7	0	0	0	-2
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-86	68	0	0	0	-18
全期間の予想損失[S2]	-1,160	1,107	0	0	0	-53
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-1,081	1,027	0	0	0	-54
うちファイナンス・リース	-45	44	0	0	0	-1
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-79	80	0	0	0	1
減損資産[S3]	-1,363	1,112	-362	-166	46	-733
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-1,315	1,074	-362	-164	46	-721
うちファイナンス・リース	-19	14	-5	-2	1	-11
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-48	38	0	-2	0	-12
合計	-3,128	2,828	-362	-166	46	-782

2024年6月30日	繰入	戻入	引当金により カバーされる 貸倒損失	引当金により カバーされない 貸倒損失	過年度に償却済 の貸出金の回収	合計
12ヶ月の予想損失[S1]	-569	692	0	0	0	123
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-1	1	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-499	599	0	0	0	100
うちファイナンス・リース	-38	32	0	0	0	-6
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-5	8	0	0	0	3
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-64	84	0	0	0	20
全期間の予想損失[S2]	-1,062	923	0	0	0	-139
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-1	0	0	0	0	-1
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-984	856	0	0	0	-128
うちファイナンス・リース	-36	39	0	0	0	3
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-77	67	0	0	0	-10
減損資産[S3]	-1,400	994	-291	-137	51	-783
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-1,338	923	-290	-135	51	-789
うちファイナンス・リース	-15	11	-6	-3	0	-13
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-62	71	-1	-2	0	6
合計	-3,031	2,609	-291	-137	51	-799

注記33 - その他の資産に係る純損益

	2025年6月30日	2024年6月30日
有形固定資産及び無形資産	-1	-1
- 処分に係るキャピタル・ロス	-10	-6
- 処分に係るキャピタル・ゲイン	9	5
連結事業体の株式処分に係る利益／（損失）	1	-1
合計	0	-2

注記34 - のれんの価値の変動

	2025年6月30日	2024年6月30日
のれんの減損	0	0
純損益に表示されている負ののれん	1	0
合計	1	0

注記35 - 法人税

法人税費用の内訳

	2025年6月30日	2024年6月30日
当期税金	-759	-511
繰延税金費用／収益	-58	-19
過年度に係る修正	53	34
合計	-764	-496

2025年6月30日現在の税金費用には、2025年財政法に規定された大企業の利益に対する特別拠出金に相当する-186百万ユーロの付加税が含まれている。

注記36 - 一株当たり利益

	2025年6月30日	2024年6月30日
グループに帰属する当期純利益	1,447	1,524
期首現在の株式数	34,302,302	34,302,302
期末現在の株式数	34,302,302	34,302,302
加重平均株式数	34,302,302	34,302,302
基本的一株当たり利益	42.17	44.44
発行される可能性のある加重平均株式数	0	0
希薄化後一株当たり利益	42.17	44.44

注記37 - 関連当事者取引残高

関連当事者取引に関する財政状態計算書項目

	2025年6月30日			2024年12月31日		
	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に所属 するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に所属 するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	617	0	0	671	0
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	800	0	0	877
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産	12	1,017	32,246	12	1,096	32,736
保険事業の投資	0	215	0	0	168	1
発行済保険契約 - 資産	0	0	0	0	0	0
保有再保険契約 - 資産	0	0	0	0	0	0
その他の資産	3	0	3	9	0	3
合計	15	1,849	33,048	21	1,935	33,617
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する負債	0	366	0	0	257	0
負債証券	0	20	0	0	21	0
金融機関に対する債務	19	528	16,506	18	553	14,803
顧客に対する債務	1,194	0	27	1,220	0	26
発行済保険契約 - 負債	0	0	0	0	0	0
負債証券	0	55	654	0	56	647
その他の負債	132	8	2	108	0	4
合計	1,346	977	17,189	1,346	886	15,481
付与したファイナンス・コミットメント	0	1	1	0	0	1
付与した保証コミットメント	4	3	4,807	27	3	4,779
付与されたファイナンス・コミットメント	0	0	21	0	0	21
付与された保証コミットメント	0	687	3,395	0	690	3,489

関連当事者取引に関する損益計算書項目

	2025年6月30日			2024年6月30日		
	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に所 属するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に所属 するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社
受取利息	0	52	848	0	70	890
支払利息	-12	-43	-879	-18	-54	-1,091
受取手数料	5	0	14	4	0	15
支払手数料	-55	-4	-28	-23	-4	-27
その他の包括利益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	13	4	136	11	-31	0
発行済保険契約に係る収益	0	0	53	0	1	41
発行済保険契約に係る費用	-88	-63	-439	-77	-60	-422
保有再保険契約に係る金融収益及び金融費用	0	-1	0	0	-1	0
保険事業に係る金融投資による純利益	0	3	10	0	2	10
その他の収益及び費用	-2	2	20	-8	0	0
一般営業費	-400	-1	-97	-373	-1	-92
合計	-538	-50	-362	-484	-80	-675

注記38 - 償却原価で認識される金融商品の公正価値ヒエラルキー

この注記で表示されている金融商品には、貸出金及び借入金が含まれている。これらには、非貨幣性項目（株式）、買掛金、その他の資産及び負債勘定並びに経過勘定は含まれない。

非金融商品についてはこの注記に記載されていない。

グループは2023年12月31日以降、顧客への貸出金及び債権の公正価値の計算方法を見直しており、現在は割引後の見積将来キャッシュ・フローの計算に基づいている。

現在使用されている割引率は、ローンの種類（モーゲージ、消費者ローン、設備、現金）及び報告日の直近四半期に観察されたローン金利曲線で決まる。

要求払の金融商品及び規制対象の顧客貯蓄勘定の公正価値は、顧客に要求される価値、すなわちその帳簿価額に等しい。

償却原価で測定する金融商品は譲渡不能であること、又は実務上、満期前に売買されないことに留意されたい。このため、損益は認識していない。

ただし、償却原価で測定する金融商品が売却された場合、売却は2025年6月30日現在で計算された公正価値とは大幅に異なることがあり得る。

	2025年6月30日					
	市場価格	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融資産	405,450	411,676	3,333	69,854	332,262	405,450
金融機関への貸出金及び債権	60,435	61,836	0	60,435	0	60,435
顧客への貸出金及び債権 ⁽²⁾	339,243	343,888	0	7,141	332,101	339,243
有価証券	5,772	5,952	3,333	2,278	161	5,772
償却原価で測定する保険事業への投資	57	57	0	57	0	57
貸出金及び債権	57	57	0	57	0	57
償却原価で測定する金融負債	510,404	510,476	1,756	340,807	167,841	510,404
金融機関に対する債務	49,889	50,404	0	49,889	0	49,889
顧客に対する債務	288,412	287,627	0	136,241	152,171	288,412
負債証券 ⁽¹⁾	158,143	158,853	494	141,979	15,670	158,143
劣後債	13,960	13,593	1,262	12,697	0	13,960

(1) 財政状態計算書において償却原価で測定する金融負債の公正価値は、IFRS第13号に従い上記で開示されている。

(2) ヘッジ手段としてのスワップに係る未実現キャピタル・ゲイン（3億ユーロ）及び貸出金に係る未実現キャピタル・ロス49億ユーロを含む。

	2024年12月31日					
	市場価格	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融資産	398,540	409,861	3,069	69,983	325,487	398,540
金融機関への貸出金及び債権	60,822	61,897	0	60,822	0	60,822
顧客への貸出金及び債権	332,099	342,285	0	6,762	325,337	332,099
有価証券	5,619	5,680	3,069	2,400	150	5,619
償却原価で測定する保険事業への投資	2	2	0	2	0	2
貸出金及び債権	2	2	0	2	0	2
償却原価で測定する金融負債	518,330	518,021	1,767	345,717	170,846	518,330
金融機関に対する債務	46,322	46,031	0	46,322	0	46,322
顧客に対する債務	295,987	295,099	0	139,875	156,112	295,987
負債証券 ⁽¹⁾⁽²⁾	162,589	163,710	511	147,450	14,628	162,589
劣後債	13,433	13,180	1,256	12,070	106	13,433

(1) 財政状態計算書において償却原価で測定する金融負債の公正価値は、IFRS第13号に従い上記で開示されている。

(2) 2024年12月31日現在でCICロンドンに、2,030百万ポンド（2,448百万ユーロ）を「償却原価で測定する負債証券」（注記37）の項目から「負債証券 - 公正価値オプション」（注記28）の項目に、レベル2への組み替えを行っている。

注記39 - 後発事象及びその他の情報

該当なし

2【その他】

(1) 後発事象

支払能力を評価する際に重要な当行に特有の最近の事実

2025年6月30日に終了した中間事業年度の財務書類の2025年8月6日の公表以降、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びBFCM（連結）の支払能力に影響を与える可能性のある、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びBFCM（連結）の財務上又は事業上の状況に重大な事象は、生じていない。

(2) 訴訟

2025年6月30日時点で入手可能な事実及び情報に基づき評価した、BFCM及びその連結子会社全体の財政状態、収益性や活動に重大な影響を及ぼす可能性のある、又は最近重大な影響を及ぼした紛争の財務的影響は、「第一部 企業情報／第6 経理の状況／1 中間財務書類」注記20aに記載の引当金を通じてBFCMの連結財務書類に計上されている。

係争中の紛争解決に悪影響を及ぼす可能性があるため、個別引当金の構成要素や金額に関する詳細情報は開示されていない。

過去12ヶ月間において、BFCMの財政状態や収益性に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある他の司法手続、行政手続、又は仲裁手続は存在しない。しかしながら、司法手続や行政手続の結果は本質的に不確実なものである。

3【フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

日本の会計原則とIFRSとの相違

添付の連結財務諸表は、欧州連合が採択したIFRSに準拠して作成されている。これらは日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とは、いくつかの点で異なる。直近期の財務諸表に関する主な重要な相違点は以下のとおりである。

(1) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務諸表には、報告会社及びグループによって支配されている会社（一定の特別目的事業体を含む。）（すなわち子会社）の財務諸表が含まれている。

IFRS第10号に基づき、以下の要件をすべて満たす場合に支配を有するものと判断される。

- ・投資先に対してパワーを有している。
- ・投資先への関与から生じる変動リターンにさらされている、若しくは変動リターンに対する権利を有している。
- ・投資先のリターンの金額に影響を与えるようなパワーを、投資先に対して行使することができる。

企業が他の企業体に対して支配できるパワーを有しているか否かを判断するにあたり、他者により保有されているものを含め、実質的な潜在的議決権の存在を考慮している。

日本では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配を有する会社の財務諸表は連結される。財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配している場合には、親会社は当該他の企業に対して支配を有しているといえる。

特別目的会社については、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定され連結の対象となっていない。

(2) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループのメンバーが、同一環境下で行われた同一の性質の取引等に関して連結財務諸表で採用している会計方針とは異なるものを使用している場合、連結財務諸表作成時に適切な修正が行われる。

日本の会計原則では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社等の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続を原則として統一することと規定されている。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(3) のれんの当初認識と非支配持分の測定方法

IFRSでは、取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定される取得日時点ののれんを認識する。

(a) 次の総計

- (i) 譲渡対価（通常は取得日における公正価値）
- (ii) 被取得企業のすべての非支配持分の金額
- (iii) 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日における公正価値

(b) 取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の公正価値の金額

IFRSでは、IFRS第3号に基づき、非支配持分の測定について次の2つの方法のうちいずれかの方法の選択適用が認められている。

- ・非支配持分を取得日に公正価値により測定する（いわゆる、全部のれんアプローチ）。
- ・非支配持分を被取得企業の識別可能資産の純額の価値に対する非支配持分割合相当額により測定する（いわゆる、購入のれんアプローチ）。

日本では、のれんは取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額に対する持分相当額を超過する額として算定される（いわゆる、購入のれんアプローチ）。子会社の資産及び負債は取得日において公正価値により測定され、非支配持分は取得日における純資産の公正価値の非支配持分割合相当額により測定される（いわゆる、全部時価評価法）。

(4) のれんの償却

IFRSでは、のれんは償却されず、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の可能性を示唆する場合はより頻繁に、減損テストが実施される。

日本では、のれんは20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により定期的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) 金融商品の分類と測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき金融商品は以下のように分類及び測定される。

・負債性金融商品に対する投資

負債性金融商品に対する投資は、事業モデルと契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて以下の3つの測定区分に分類される。

- (1) 償却原価：契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で金融資産が保有されており、かつ、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）からなる場合
- (2) その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）：契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の両方により目的が達成される事業モデルの中で金融資産が保有されており、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローがSPPIからなる場合
- (3) 純利益を通じて公正価値（FVPL）：金融資産が上記のいずれにも該当しない場合

・資本性金融商品に対する投資

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる（OCIオプション）。

その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。

IFRS第9号では、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産又は金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に分類することができる。

・金融負債

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的負債及び公正価値オプション）又は償却原価で測定する金融負債に分類される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は損益認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（「其他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、若しくは、b) 個々の証券について、時価が取得原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。市場価格のない株式等は取得原価で測定する。
- ・ 貸出金及び債権は取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし社債については償却原価法に基づいて算定された価額で評価される。
- ・ IFRSで認められる公正価値オプションに対応する規定はない。

(6) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき、減損に関する規定は償却原価及びFVOCIで測定された金融資産、リース債権及び一部の貸付コミットメント並びに金融保証契約に適用される。

損失評価引当金は、金融商品の「信用リスクが当初認識時以降に著しく増大」しているかどうかを判断し、判断結果に応じて測定する。

(1) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していない金融商品：「12ヶ月の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

12ヶ月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失の一部であり、債務不履行が報告日の12ヶ月後（又は、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間）に発生する場合に生じることになる全期間のキャッシュ不足額を、当該債務不履行が発生する確率で加重したものを表す。

(2) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している金融商品：「全期間の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

全期間の予想信用損失は、当該金融商品の存続期間にわたるすべての生じ得る「債務不履行」事象から生じる「予想信用損失」を表す。当初認識時に、今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（ECL）（12ヶ月のECL）に対して減損評価引当金（コミットメント及び保証の場合は負債性引当金）を計上することが求められる。その後、信用リスクが著しく増大した場合、当該金融商品の予想期間にわたり生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECL（全期間のECL）に対して評価引当金（若しくは負債性引当金）を計上することが求められる。

日本では、市場価格のない株式等以外の有価証券（売買目的有価証券を除く。）について、時価が帳簿価額を下回って著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損損失を認識する。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が裏付けられる場合を除き、減損損失を認識する。また、減損損失の戻入は認められない。

貸出金及び債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産が譲渡され、かつ、その譲渡が認識の中止の要件を満たす場合にのみ、金融資産の認識は中止される。譲渡においては、報告企業は、(a)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を移転すること、又は(b)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を留保するが、そのキャッシュ・フローを

第三者に支払う契約上の義務を引受けること（一定の要件を満たす場合）、のいずれかが要求される。譲渡が行われた後、企業は、譲渡した資産の所有に係るリスク及び経済価値がどの程度留保されているかを評価する。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保されている場合は、その資産は引続き財政状態計算書に計上される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保も移転もされない場合は、企業はその資産の支配を引続き留保しているかどうかについて評価をする。支配を留保していない場合は、当該資産の認識は中止される。一方、企業が当該資産の支配を留保している場合、継続的関与の程度に応じて、引続きその資産を認識している。

日本では、金融資産の財務構成要素ごとに、支配が他に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への分類変更は認められていない。

(9) ヘッジ会計

IFRS第9号が2018年1月1日から適用となっているが、ヘッジ会計についてIAS第39号を継続適用することも認められている。Crédit Mutuelグループは、IAS第39号の規定を維持することとしている。

IFRSでは、IAS第39号に基づき、下記のタイプのヘッジ関係が認められている。

公正価値ヘッジー公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ手段の利得又は損失は純損益に認識されている。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に関する利得又は損失は純損益に認識され、ヘッジ対象の帳簿価額が調整されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジーデリバティブ金融商品が、認識された資産若しくは負債又は発生の可能性の高い予定取引からのキャッシュ・フローの変動のヘッジとして指定される場合、ヘッジ手段の利得又は損失の有効部分は、その他の包括利益に認識され、また非有効部分は、純損益に認識されている。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジー在外営業活動体に対する純投資をヘッジしている場合、有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に認識されている。非有効部分については、純損益に認識されている。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法）を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法）を適用できる。

(10) 退職後給付

IFRSでは、IAS第19号に基づき、数理計算上の差異はその他の包括利益で即時認識し、その後の期間において純損益に組み替えることは認められない。また、過去勤務費用は、その全額を純損益で認識する。さらに確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じて利息純額を算定する。

日本では、確定給付退職給付制度について、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識過去勤務費用は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。

(11) 有給休暇引当金

IFRSでは、IAS第19号に基づき、有給休暇引当金を計上することが要求されている。

日本においては、該当する規定はない。

(12) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」に基づき、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分せず、単一の使用権モデルに基づいて、原則として、すべてのリースについて使用権資産とリース債務を財政状態計算書で認識（オンバランス）し、以降、使用権資産は減価償却され、リース債務に係る支払利息は実効金利法を用いて損益計算書に認識される。また、使用権資産については、IAS第36号「資産の減損」を適用して、使用権資産が減損しているかどうかを判定する。例外として、一定の短期リース及び少額資産のリースについては、免除規定（オフバランス）を選択できる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として借手の財務諸表に計上する。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

また、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(13) 無形資産及び有形固定資産の減損

IFRSでは、各報告日において有形固定資産又は無形資産の減損の兆候の有無について評価している。そのような兆候が存在する場合、企業は当該資産の回収可能価額及び減損損失を見積っている。のれんについては、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の兆候を示す場合はより頻繁に、減損テストが実施される。無形資産（のれんを除く。）又は有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回復の都度、認識されている。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失計上前の帳簿価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(14) 引当金の計上基準

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有している。
- ・当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。
- ・当該債務の金額について信頼できる見積りができる。

貨幣の時間価値による影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要なと見込まれる支出の現在価値としなければならない。

日本では、以下のすべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・将来の特定の費用又は損失である。
- ・その発生が当期以前の事象に起因する。
- ・発生の可能性が高い。
- ・その金額を合理的に見積もることができる。

引当金の割引計算について該当する基準はない。資産除去債務は割引現在価値で算定する。割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率である。

(15) コミットメント及び実行手数料

IFRSでは、当初認識時において、ローン・コミットメントが、純損益を通じて公正価値で測定すると指定されている場合（公正価値オプション）、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合、又は市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、公正価値で評価される。

上記以外は、IFRS第9号の（当初認識時の）適用範囲から除外されている。ただし、この場合でも、当初認識後はIFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

当初認識後は、貸出コミットメントが、公正価値オプションとして指定されている場合、又は、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合には、純損益を通じて公正価値で測定する。

市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、「IFRS9.5.5の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS15の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

上記以外は、IFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

日本では、ローン・コミットメントはオフバランス取引である。当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及びローン・コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

コミットメント及び実行手数料は、発生主義に基づき、当期に対応する部分を収益として認識する。

(16) 保険契約

IFRSでは、IFRS第17号「保険契約」において当該基準の範囲に含まれる保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する原則が定められている。

日本では、保険契約の会計処理を取り扱う会計基準はなく、金融商品に該当すれば「金融商品会計に関する実務指針」により会計処理することになる。一方保険会社には「保険業法で定められた会計」としての保険会計が適用される。

第7【外国為替相場の推移】

BFCM及びBFCMグループの中間財務書類の表示に用いられた通貨（ユーロ）と本邦通貨との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2つ以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているため、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

BFCMは、当該半期の開始日から本半期報告書提出日の間において、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる下記の書類を関東財務局長に提出している。

提出書類	提出年月日
有価証券報告書	2025年6月30日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。